

2014国民春闘アンケート結果

〈2014年1月〉

【目次】

○今回の調査の概要と集約状況	1
○「自治労北海道本部2014国民春闘アンケート」用紙	2
○2014国民春闘アンケートの結果について	4
I. 組織構成（属性）の概要	4
II. アンケート集計の特徴	9
○自治労北海道本部「2014国民春闘アンケート」によせて	29
釧路短期大学教授 杉本 龍紀 氏	
○2014国民春闘アンケート調査結果	34

自治労北海道本部

今回の調査の概要と集約状況

1. 調査の目的

自治労北海道本部は2014国民春闘を取り組むにあたり、組合員の要求・意識に関するアンケート調査を例年通り実施した。

自治労と当時の公務員共闘が賃金要求額に関わるアンケート調査を始めたのは1972年、道本部として独自で調査結果をまとめるようになったのは1977年からである。長い歴史を持つ調査であるが、春闘のたたかい方や労働運動総体のあり方も時代の変化の中で問われ続けてきたが、この道本部の調査も、その都度学習会・検討会を行いながら、意義や質問項目の見直しなどを行っている。

今回も一部設問内容の見直しを行い、春闘関連の生活・家計状況、要求額と重点課題、職場環境の年休や超勤実態などの基礎的な継続調査項目に加えて、未払い超勤の原因と対策方向、非正規職員の処遇についての設問を設定した。

調査結果を道本部春闘討論集会上に報告して議論の素材に活用しながら「道本部2014国民春闘方針（案）」に反映させるとともに、中央本部や公務員連絡会などにも意見反映して春闘のより一層の強化をめざすこととしたい。

2. 調査方法と日程

全単組・全組合員を対象に、別掲調査用紙で、組合員の直接記入するアンケート方式で、2013年11月25日(月)から12月4日(水)を調査期間とした。

3. 回収状況と集計の方法

回収状況は243単組・総支部（除く直属支部）中191単組・総支部が実施した（昨年は244単組・総支部中181単組・総支部）。組合員の回収状況は、52,214人中31,753人から回答を得た。これは組合員比60.5%であり、昨年に比べ4ポイント近く高くなった。

集約日は12月6日としたが、コンピュータの入力作業は12月12日到着分までを含めて、送付されたアンケートの2割を無作為抽出して集計した。

なお、今回もアンケート調査において、これからの春闘やその他についての記述式の意見を求めたところ（Q11）1,201人から寄せられた。（昨年は1,049人）

また、4年前から設問でも選択肢として「その他」の記述欄を増やし、（Q8、Q10）回答の幅を広げたが、ここに記入された意見も969件にのぼった。

これらの意見については全て文書として記録して、今後の運動に役立てていく。

4. 自治労北海道本部「国民春闘アンケート」によせて（杉本釧路短期大学教授）について

今回も、国民春闘アンケートを実施するにあたって、事前の日本経済や春闘情勢の学習を含めて、釧路短期大学の杉本教授から貴重な意見・提案などをいただいた。

調査結果をまとめるにあたっては標記コメントを寄せていただいたので、職場での学習・討議に役立てていただきたい。

自治労北海道本部2014国民春闘アンケート

この調査は、国民春闘のたたかいに向けて、組合員の生活実態や様々な要求・意見を集約し、賃金闘争の強化に向けた資料とするものです。2014国民春闘の出発点として実施します。 欄に該当する番号を記入してください。

F1 あなたの年齢は ① ～19歳 ② 20～24歳 ③ 25～29歳 ④ 30～34歳 ⑤ 35～39歳 ⑥ 40～44歳 ⑦ 45～49歳 ⑧ 50～54歳 ⑨ 55～59歳 ⑩ 60歳以上	F 1 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
F2 あなたの性別は ①独身女性 ②独身男性 ③既婚女性 ④既婚男性	F 2 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
F3 あなたの扶養家族は何人ですか ①0人（独身者含む） ②1人 ③2人 ④3人 ⑤4人 ⑥5人 ⑦6人以上	F 3 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
F4 あなたの任用・雇用元は ①地方公共団体 ②独立行政法人 ③民間企業および（②以外の）団体・法人	F 4 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
F5 あなたの任用・雇用形態は ①正規職員 ②再任用職員 ③非正規職員（臨時・非常勤・嘱託職員など）	F 5 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
F6 あなたの家計収入は ①あなたの収入のみ ②共働き ③その他	F 6 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>
F7 あなたの職種は ①事務系一般職 ②技術系一般職 ③技能・労務職 ④保健系技術職 ⑤福祉系技術職 ⑥医療系看護職 ⑦医療技術職 ⑧研究職 ⑨海事職 ⑩その他（ ）	F 7 <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>

Q1. 2～3年前の今ごろと比べてあなたの生活はどうか。

①非常に苦しくなった	②苦しくなった	③かわらない
④少し楽になった	⑤かなり楽になった	⑥わからない

Q 1

Q2. あなたの現在の毎月の家計収支はどうなっていますか。

①毎月赤字になっている	②時々赤字になる	
③赤字にはなっていないが、ぎりぎりの生活だ	④まだ余裕がある	⑤わからない

Q 2

Q3. あなたの生活でもっとも改善・充実させたいのはどれですか。（主なものを2つ選んでください）

①住宅	②子どもの教育	③食生活	④衣生活	⑤家具調度
⑥乗用車や高価な消費財	⑦社会的な活動	⑧健康と休養		
⑨研究・創作活動	⑩趣味・レジャー・スポーツ			

Q 3

Q4. 2014春闘での賃上げ要求について、あなたは要求額(定期昇給分を除いた金額)をいくらにすべきだと思いますか。

①0円	②5千円程度	③1万円程度	④1.5万円程度	
⑤2万円程度	⑥2.5万程度	⑦3万円以上		

Q 4

Q5. あなたはこの1年間何日くらい年休を取りましたか。

①0日	②1～4日	③5～9日	④10～12日	
⑤13～15日	⑥16～18日	⑦19～20日	⑧21日以上	

Q 5

（ウラ面に続く）

Q6. あなたは、この1年間でどれくらい超勤をしましたか。(未払いを含む)

- ① 全くしていない ② 1～59時間 ③ 60～119時間 ④ 120～179時間
⑤ 180～239時間 ⑥ 240～359時間 ⑦ 360時間以上

Q 6	
-----	--

Q7. 前問のQ6のうち、「未払い超勤」(「サービス残業」と呼ばれる不払い労働)はどれくらいですか。

- ① 全くない ② 1～29時間 ③ 30～59時間 ④ 60～89時間
⑤ 90～119時間 ⑥ 120～149時間 ⑦ 150時間以上

Q 7	
-----	--

Q8. 「不払い労働」は、明確な法律違反なのに、自治体でまかり通っている実態があります。原因と対策方向について、あなたの考えにもっとも近いものは以下のどれですか。

- ① 管理・監督者、当局があまりに無責任。命令・記入・支給を含めてしっかり責任をとらせる。
② 職員側の意識・自覚が弱い。「タダ働きはしない」意識改革と取り組みを強める。
③ 労働組合の対応が甘い。法的な手段(労働基準監督署への告発等)も含めて強い対策をとるべき。
④ とにかく予算がカベ。理事者と議会が時間外勤務予算を確保しないかぎりどうしようもない。
⑤ その他 ()

Q 8	
-----	--

Q9. 「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか。

- ① (恒常的な業務なら) 正規職員化をはかるべき
② 正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原資を非正規職員優先で配分すべき
③ 均等待遇(勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件)をはかるべき
④ 現行のままでいい
⑤ わからない

Q 9	
-----	--

Q10. 2014国民春闘で、特に重点をおくべきだと考えるものを選んでください。(いくつでも選択可)

- ① 賃上げ要求の闘い
② 独自削減(賃金合理化)に対する取り組み
③ 非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み
④ 労働時間短縮・人員確保の取り組み
⑤ メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み
⑥ 職場の男女平等の取り組み
⑦ 育児・介護など両立支援の取り組み
⑧ 現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み
⑨ 地域医療など地域公共サービスを守る取り組み
⑩ 最低賃金制度の改善
⑪ 年金・医療・介護など社会保障制度の取り組み
⑫ 地方分権・地方財政確立のための取り組み
⑬ 労働基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み
⑭ その他 ()

Q 10	

Q11. 自治労道本部の2014春闘のとりくみについて、あなたの提案があれば記述してください。

--

—ご協力ありがとうございました。—

アンケート結果は、道本部春闘討論集会(2014年1月10～11日)で報告するとともに、機関紙及びホームページ(<http://www.jichiro-hokkaido.gr.jp>)に掲載しますのでご覧ください。

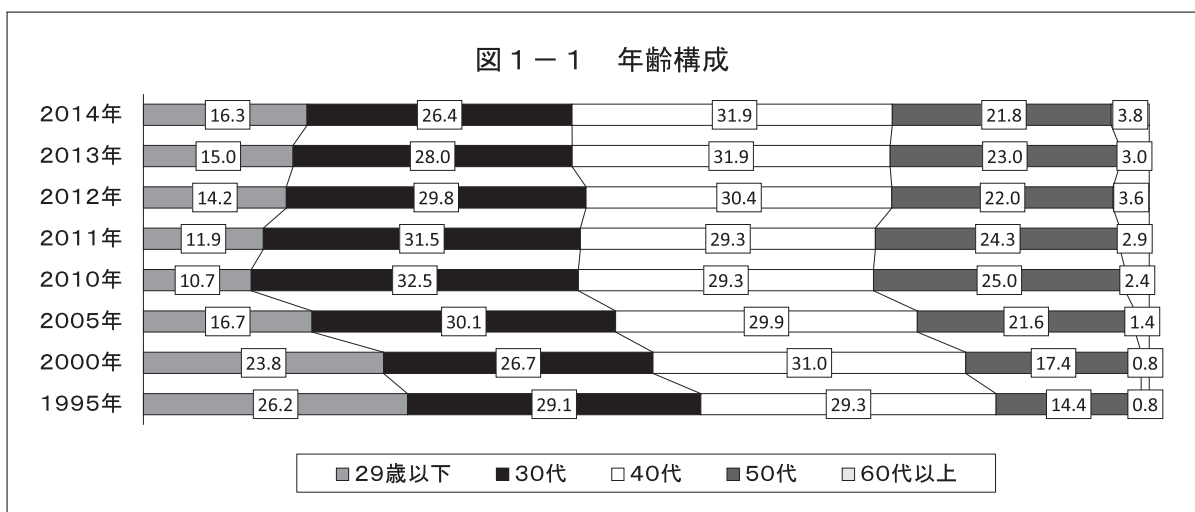
2014国民春闘アンケートの結果について

I 組織構成（属性）の概要

2014国民春闘アンケートの各設問への回答の特徴をみるため、まずは回答者がどのような組織構成（属性）にあるかをみてみた。

なお、文中では、可能な限りグラフ化して見やすくする努力をしているが、その他の属性分析結果を詳しく見る場合は、巻末の「2014国民春闘アンケート結果」表を参照していただきたい。

1 年齢構成－20歳代以下の比率が上昇し、16.3%に

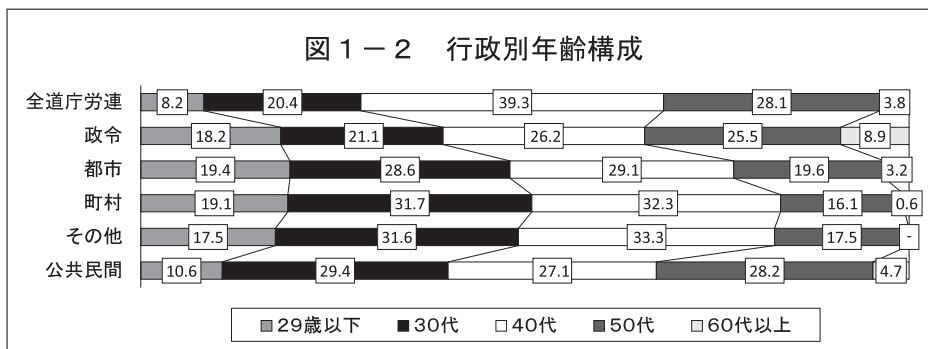


まず、回答者の年齢構成であるが、95年調査からの推移（図1-1）を参照してもらいたい。

このグラフでは、定数削減・新規採用の抑制によって1995年からどんどん組織構成の高齢化が進み、2010年には20歳代以下が10.7%と、わずか1割にまで下がった。その後、「団塊の世代」の退職増などもあって、近年では新規採用が再開・拡大されてきている反映で、少しずつではあるが10代、20代が増えてきており、今回は「29歳以下」が16.3%と、ほぼ2005年水準にまで回復している。

その一方で、新規採用の抑制が続いた時代の反映と思われるが、30歳代の減少が続いており、2012年に3割を割り込んで今回の調査では26%まで低下し、40歳代が最多の32%となった。

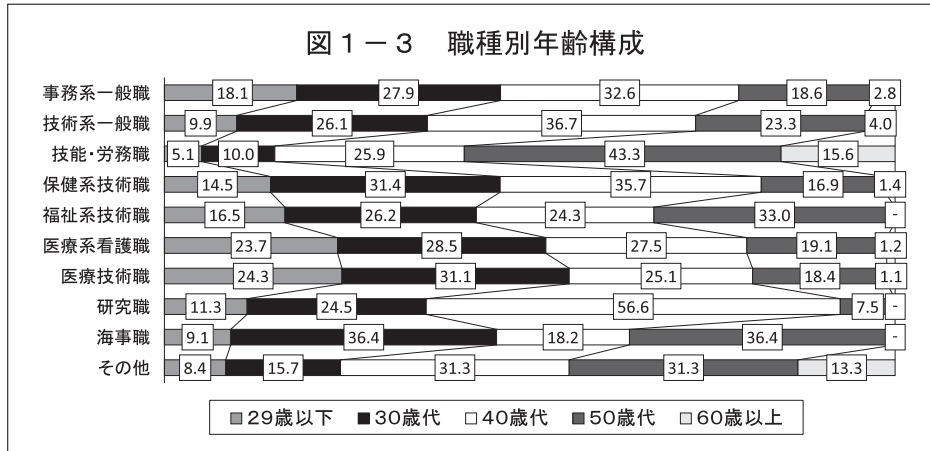
ただしこの点は行政別では大きな違いがある。「29歳以下」の青年層の割合は、都市職では19.4%。町村職19.1%、政令18.2%なのに対して、全道庁労連でわずかに8.2%となっている。こ



の間の道庁における急激な職員定数の削減に伴う新規採用の抑制が強く影響しているが、それでも全道庁でも昨年の6.2%からは増加しており、青年層の拡

大は全体に共通した傾向になっている。また「50歳以上」は、町村職では16.7%と2割に満たず、都市職でも22.8%なのに対し、全道庁労連で31.9%と3割を超えている。政令は現業部門が60歳以上の比率の高さに反映していると思われ、特に40歳代の比率が低くなっている。

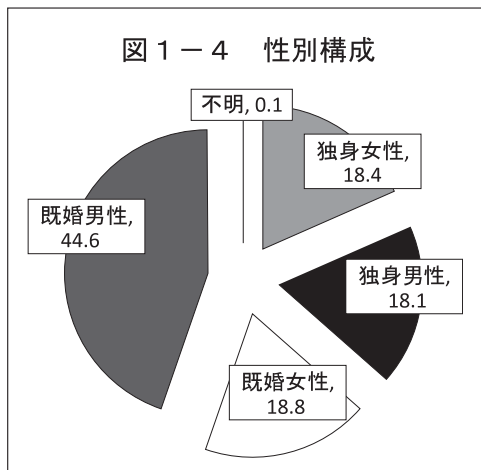
職種による年齢構成(図1-3)を見てみると、この間の傾向である「技能・労務職」は、「40歳代」



以上では84.8%（「50歳以上」で58.9%）と高齢化が進んでおり、これはこの間の現業部門の民間委託、職員の欠員不補充などによるものと考えられる。また、「研究職」「技術系一般職」の構成も40歳代以上が2/3程度を占

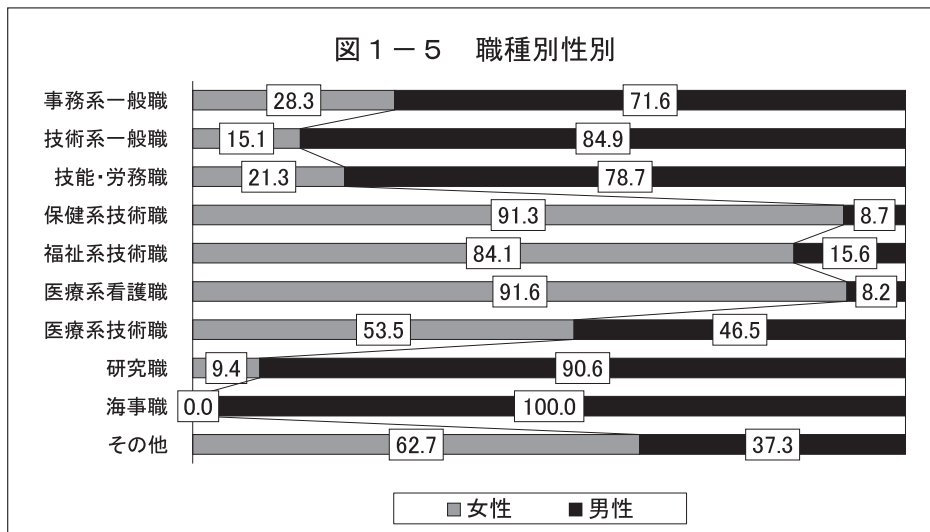
めている。これはやはり道庁の採用減の反映であろう。

2 性別構成—男性62.7%、女性37.2%。女性の比率の増加が足踏み。



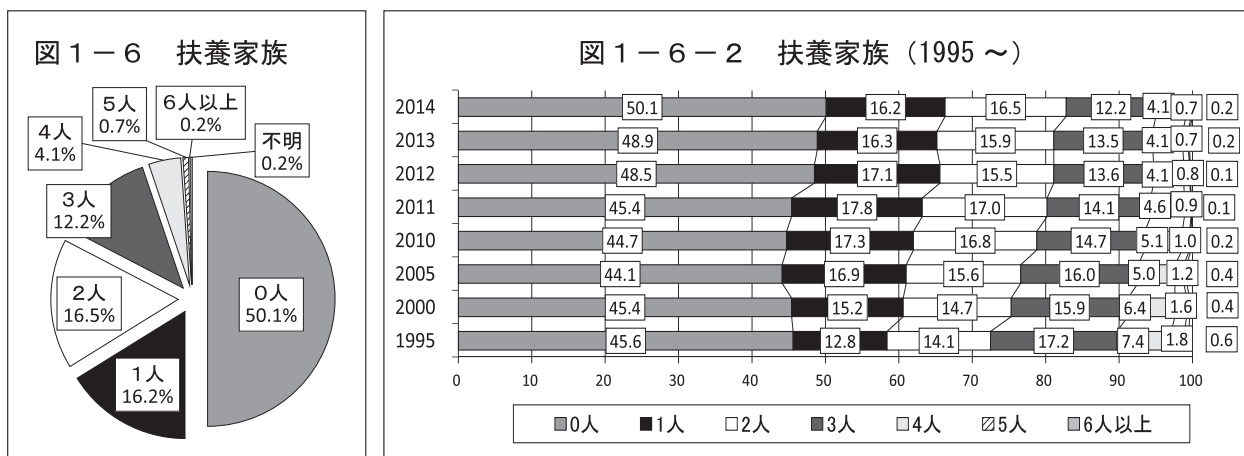
性別の構成は、男性（独身+既婚）は62.7%（前回61.2%、前々回62.5%）、女性（独身+既婚）は37.2%（前回38.6%、前々回37.3%）となっている（図1-4）。この間、わずかずつではあるが年々女性の比率が高くなってきたが、今回は足踏みした格好になった。ちなみに、2012年7月に実施した「第11回自治労基本調査」では、北海道本部内の女性組合員の比率は、41.3%となっている。

職種で女性が多いのは、「医療系看護職」、「保健系技術職」で9割を超えており、「福祉系技術職」でも84%になっている。逆に男性が多いのは、「研究職」で9割超、「技術系一般職」、「技能・労務職」、「事務系一般職」で7~8割超を占めている。



行政別で女性組合員の比率が高いのは、公共民間50.0%、「その他」49.1%、都市職43.5%で、逆に少ないのは全道庁労連の27.3%となっている。

3 扶養家族－扶養「なし」が過半数に。扶養家族の人数も徐々に減少。

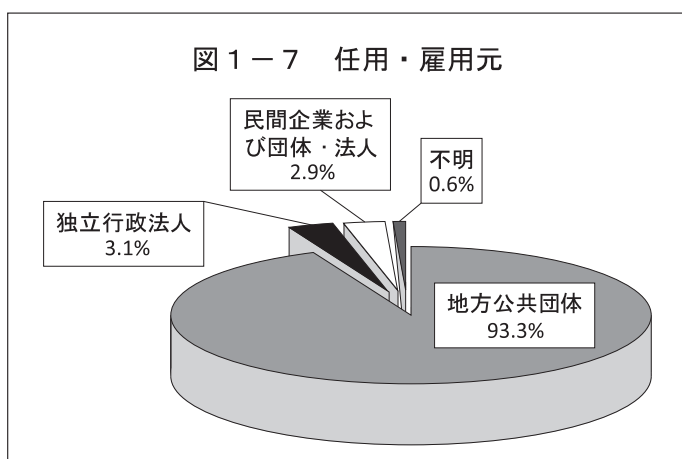


扶養家族の構成は、「0人」が前回からさらに増えて50.1%、ついに「扶養なし」が過半数となった。「扶養なし」と「扶養あり」がほぼ二分された形になっている。また、「扶養家族」の人数は「1～3人」までで、全体の45%（「扶養家族あり」の90%）を占めている。

既婚男性の87%に扶養者があり、既婚女性の62%に扶養者がいない。これは、既婚女性の多くの人が、いわゆる「共働き」等をしていると思われる。

図1-6-2は、少し長いスパンで扶養の状況をみてみた。徐々にではあるが、扶養人数が減り扶養家族なしも増えている傾向が明瞭である。

4 任用・雇用元－地方公共団体93%、独立行政法人3%、民間事業所など3%



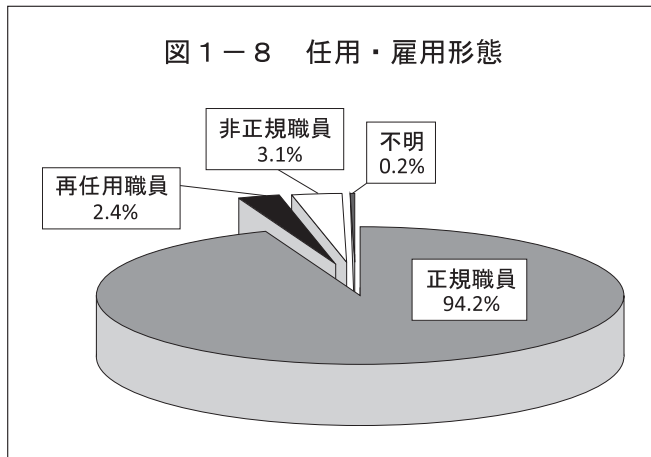
この設問は、前々回から設定した。公共民間の組合員の増加はもとより、非公務員型の独立行政法人が設立され、適用法の違いをはじめ環境が大きく違うことをふまえてフェイス項目に加えたものである。

結果は、「地方公共団体」93.3%、独立行政法人3.1%、民間企業及び団体・法人2.9%となっている。

5 任用・雇用形態－「非正規職員」が3.1%。公共民間では3割近くを占める。

全体では、「正規職員」が94.2%、「再任用職員」が2.4%、「非正規職員」が3.1%となっている。前回に比べると、非正規職員はほとんど変わらず、再任用職員が若干増えてその分だけ正規職員が減ったかたちとなった。

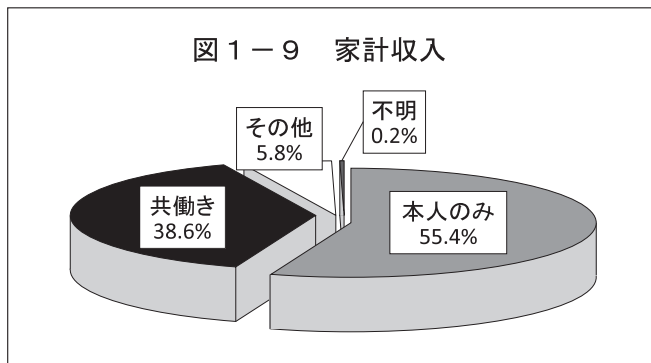
「非正規職員」の占める比率が高いのは、職種別では、サンプル数は多くはないが「その他」で31.3%、「福祉系技術職」が9.3%、「技能・労務職」5.4%の順となっている。



行政別では、公共民間労組で28.4%と高く自治体単組では政令が3.8%と比較的高くなっている。性別では、「既婚女性」7.9%、「独身女性」5.9%で、「既婚男性」0.8%、「独身男性」1.0%と比べると、圧倒的に女性の中での比率が高い。

また、「再任用職員」については、職種別では、「技能・労務職」の高さが目立ち(12.8%)、行政別では比率が高いのは「政令」6.8%で、次が「全道庁労連」2.7%となっている。

6 家計収入－「共働き」は38.6%



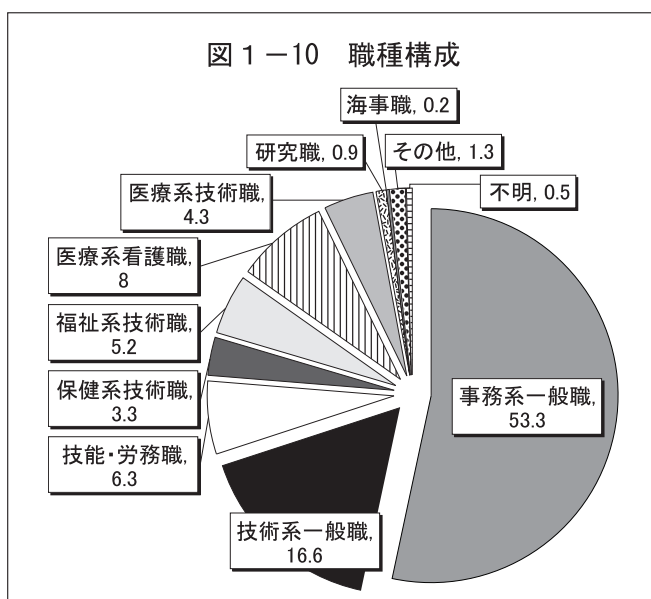
家計収入の状況は、全体では「本人のみ」の収入の人が55.4%。「共働き」の38.6%、「その他」が5.8%。この間の傾向としては、少しずつだが「本人のみ」が減って「共働き」が増えてきている。

行政別にみると、「共働き」が多いのは公共民間が48.9%と半数近くを占めている。自治体単組では、町村職が42.2%と最も高く、逆に「本人のみ」の収入が多いのは、全道庁労連の64.4%（異動があるため定着して働きづら

いとおもわれる）、その他の63.2%となっている。

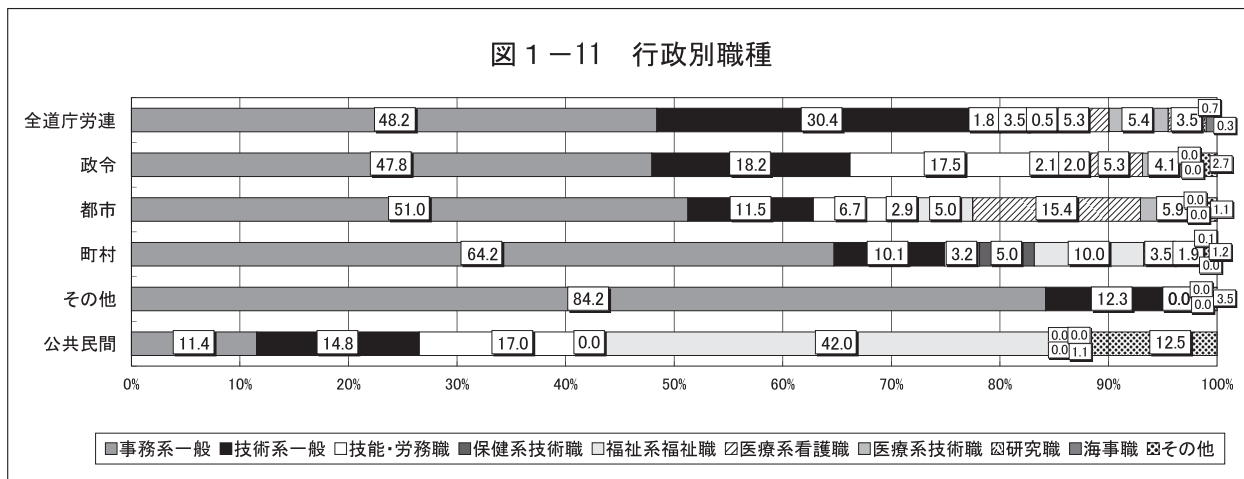
任用・雇用形態でみると、「非正規職員」で「共働き」は、平均より8ポイントほど高い46.4%、逆に「再任用職員」の「共働き」は平均より11ポイント低い27.8%となっている。

7 職種構成－傾向的に続く「技能・労務職」の減少と「一般事務職」の増加



職種構成は、最も高い「事務系一般職」がさらに増えて53.3%になった。ついで「技術系一般職」16.6%、「医療系看護職」8.0%、「技能・労務職」6.3%となっている。「事務系一般職」はこの10年あまりで約8ポイント増えており、逆に「技能・労務職」は6ポイント減っている。あくまでも、このアンケート回答者の中での構成比であるとは言え、現場での業務の直接執行をどんどん減らしてきた自治体の姿がそのまま反映した格好といえる。

行政別でもかなり特徴が違う。図1-11を参照いただきたい。



II アンケート集計の特徴

Q 1. 「生活が苦しくなった」5年連続で減少し、54.8%に。

Q 1. 2～3前の今ごろと比べてあなたの生活はどうか。

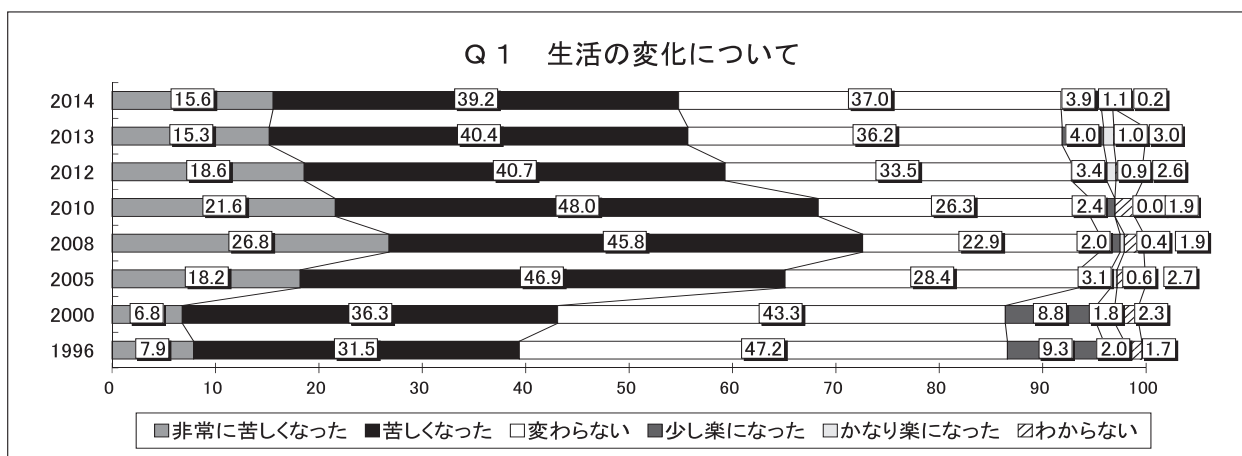
①非常に苦しくなった	(15.6%)	②苦しくなった	(39.2%)
③かわらない	(37.0%)	④少し楽になった	(3.9%)
⑤かなり楽になった	(1.1%)	⑥わからない	(2.9%)
⑦不明	(0.2%)		

毎年調査している組合員の生活の変化については、2007年の調査で初めて「生活が苦しくなった」(①非常に苦しくなった+②苦しくなった)が7割台に達した。以降3年連続で7割を超え最も高かったのが2008年の72.6%だった。2010年にやっと7割を切り、2012年には6割を切って前回2013アンケートでは55.7%まで徐々に下がってきていた。

今回は前回よりさらに1ポイントほど低く「54.8%」と、最も高かった2008年に比べると約18ポイント減った。変化で言えば、この減った層のうち、「楽になった」(「少し」+「かなり」)が増えたのはわずか2.6ポイント、「かわらない」には14ポイントという圧倒的な部分がシフトした格好になっている。

設問自体が「2～3年前に比べて」というものなので、その当時に「苦しかった」人が、「かわらない」にシフトしている可能性もあり、単純に「生活が楽になった」とは言い切れない。何より、「楽になった」はほんのわずかしか増えず、今回も前回と同じ5%しかいない。

それでも、2009年までの“最悪期”を脱してきたのは確かである。2012年末の衆議院選挙による政権交代で発足した安倍自公政権が、国家公務員給与削減の特例措置を地公にも波及させたことによる影響もあったと思われるが、今回のアンケートをみる限りでは、大きな影響は見受けられないようである。

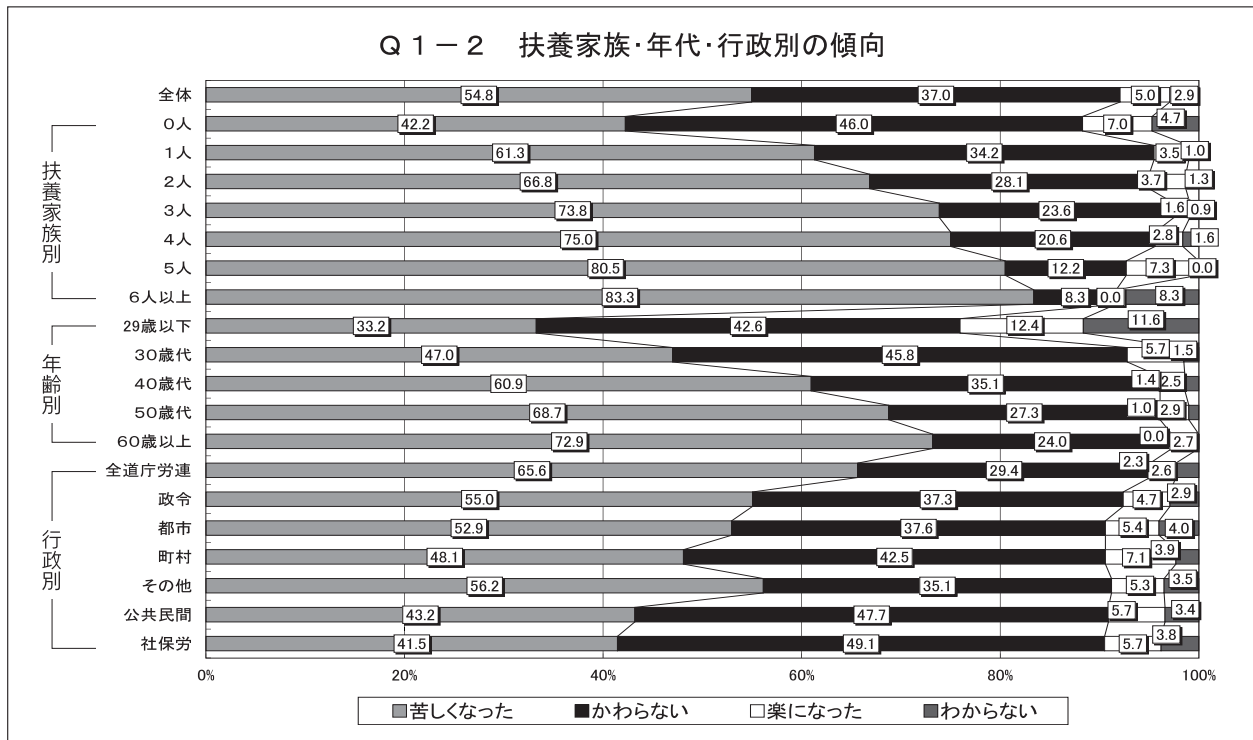


年齢別にみると、年齢が上がるにしたがって「苦しくなった」が増えていく。「30代後半」ではほぼ5割になり、「40代後半」では6割を超え「50代後半以上」では7割を超えている。この世代は、「教育費」「住宅ローン」等の負担に加え、近年では昇給抑制などの影響も考えられる。

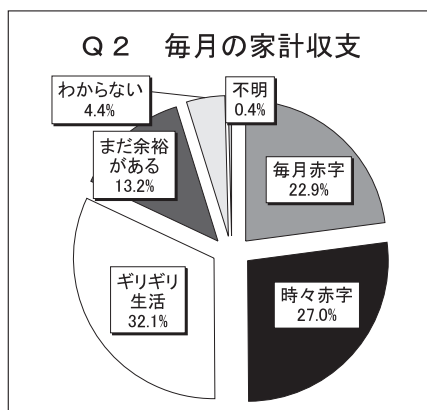
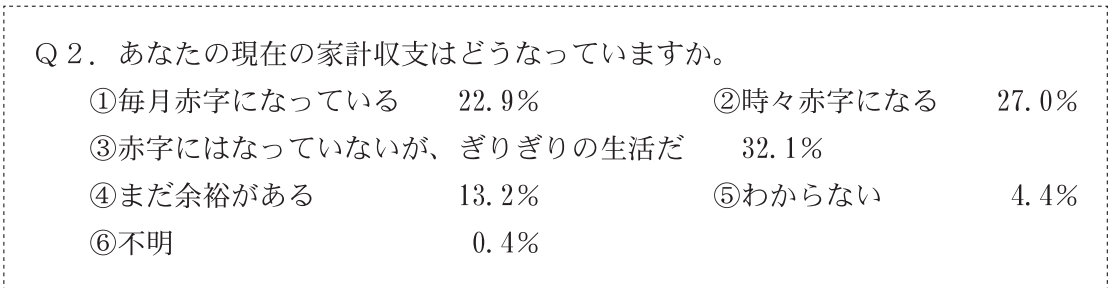
「扶養者」については、「1人」以上で、「苦しい」が6割以上となり、「3人以上」では7割を超え、「5人以上」では8割超となっている。

また、任用・雇用形態でみると、全体に占める比率は低いですが、「再任用職員」で「苦しい」が約73%に達している。2014年度からの年金支給開始年齢の引き上げを前に取り組んできた再任用制度の整備の課題は、本来の定年延長問題と合わせて引き続き重要課題である。

行政別では、全道庁労連で「苦しくなった」が約66%と他よりかなり高い水準になっている。言うまでもなく、15年も続く道の独自削減、そして2013年度は国公の特例措置の波及による二重の削減も影響している。



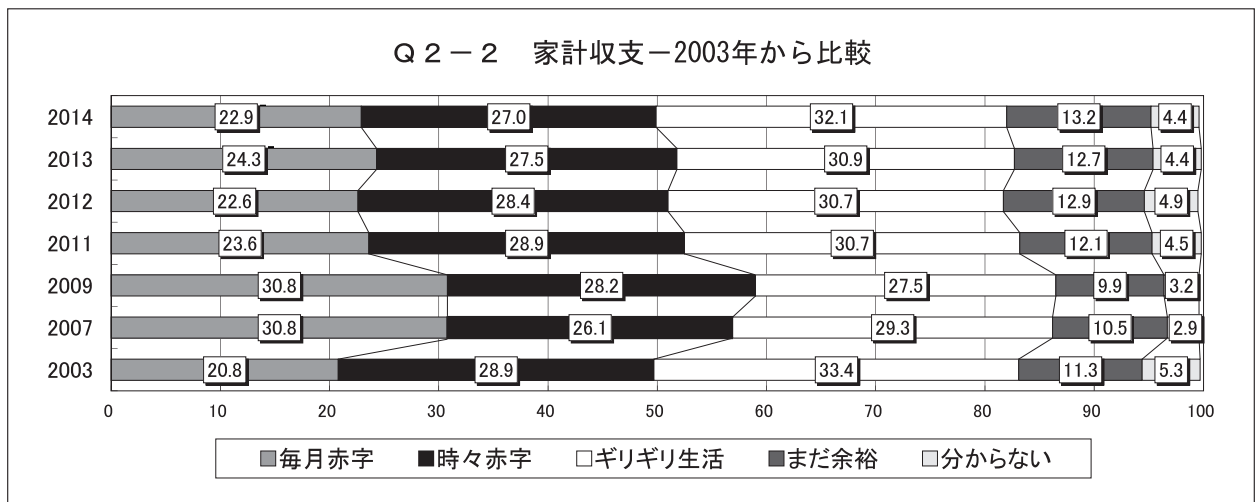
Q 2. 家計収支…「赤字家計」(毎月+時々)は、やっと5割を切る。



家計収支の状況を聞く設問は、2003年から継続的に行なっている。グラフのとおり、だんだんと増え続けた赤字家計は、2007年調査では「毎月赤字」が30%を超え、「時々赤字」と合わせた赤字家計の比率は57%、2009年には59%と最高になった。そこから徐々に赤字家計の比率は下がり、今回は49.9%とかわるうじて5割を切った。

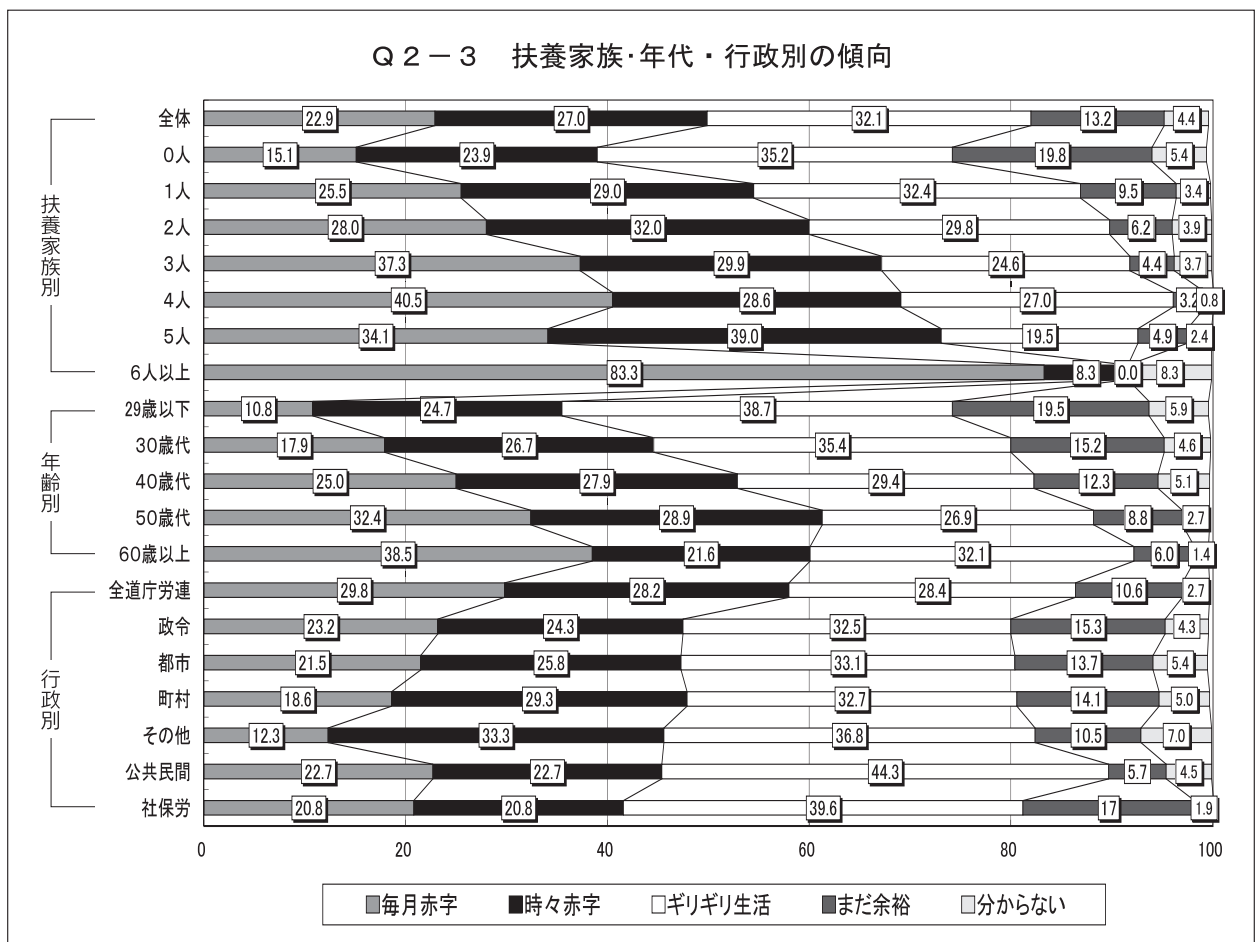
Q 1 の生活状況と同様、最悪期を越えて徐々に赤字家計の減少が続いているが、この間の討論で指摘されているのは、「節約」と「我慢の慣れ」であり、生活の実態は数字以上のものがある

と考えられる。その延長で言えば、“切迫感は少し薄らいだが、慣れた中でもなかなかやり繰りが難しくなっている家計の実態”と言えるのではないだろうか。



この「毎月+時々」の“赤字家計”比率を、扶養家族数別に見ると、「0人（扶養漢族なし）」が4割弱、「2人」が6割、「3人」で7割弱、「5人」では7割超という状況になっている。

年齢別では、「29歳以下」の35.5%から「50歳代」の61.3%まで、年齢が高くなるにつれて赤字家計の比率が増えている。行政別では、独自削減が続けられている全道庁労連が平均より8ポイントほど高くなっている。政令・都市・町村は、大きな違いが無く平均よりやや低い5割弱、公共民間とその他が4割台半ばと低くなっている。



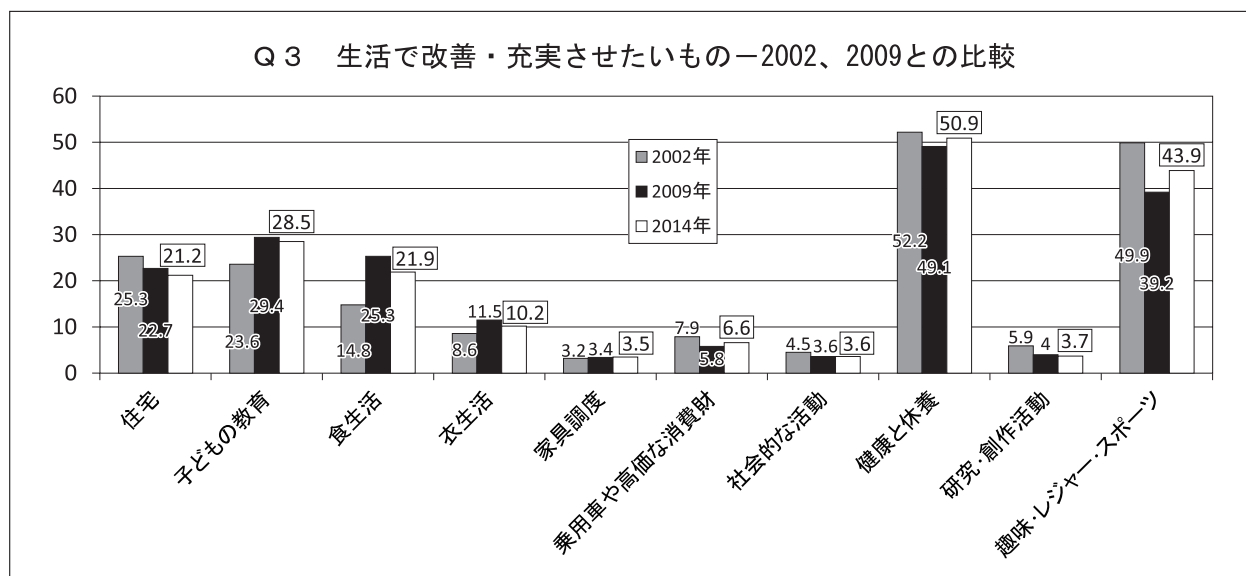
Q 3. 生活で改善・充実させたいもの

…食生活や衣住などが低下し、趣味や休養が増加という以前の傾向が復活

Q 3. あなたの生活でもっとも改善・充実させたいのはどれですか。(主なものを2つ選んでください)

①住宅	(21.2%)	②子供の教育	(28.5%)
③食生活	(21.9%)	④衣生活	(10.2%)
⑤家具調度	(3.5%)	⑥乗用車や高価な消費財	(6.6%)
⑦社会的な活動	(3.6%)	⑧健康と休養	(50.9%)
⑨研究・創作活動	(3.7%)	⑩趣味・レジャー・スポーツ	(43.9%)
⑪ 不明	(0.5%)		

この設問は断続的に続けてきたが、近年では2009春闘アンケート以来の実施である。グラフは中期的な傾向をみるために、その2009調査、もっと前の2002調査と比較したものである。



総体的に、極端な変化は見られない。改善・充実の欲求が高いのは、「健康と休養」「趣味・レジャー・スポーツ」「子供の教育」「食生活」「住宅」などの順で続いている。12年間経っても傾向が似通っているということは、生活環境と指向性自体がそう大きく変化していないと言えるだろう。ただし、項目による違いはやはりそれなりに現れている。

2002→2009への変化で大きかったのは、「趣味・レジャー・スポーツ」が2002年以前は増え続けてきたのが10ポイント以上減ったこと、そして反対に、食・衣という生活の基礎的要素が2002年まで低下しているのに2009では「食生活」が10ポイント以上増加したことである。この時期は、生活・家計の悪化も近年ではピークだった頃で、食・衣が足りて余暇や休養を求めている時代から生活環境自体に余裕を失っている反映が見てとれる。

今回の2009→2014では、「食生活」が再び減少し「住宅」や「衣生活」も微減になっている。逆に「趣味・レジャー・スポーツ」と「健康と休養」は増加に転じている。生活の改善は大きく進んでいないが、その中で比較的落ち着きを取り戻しているよううかがえる。

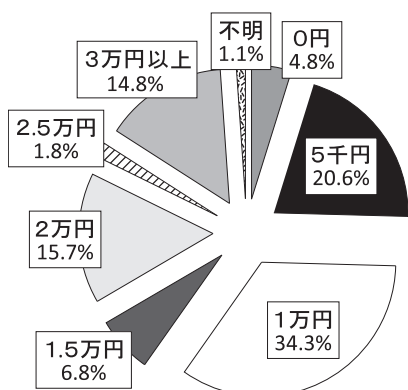
属性別に詳しく知りたい人は、巻末の調査結果表を参照してほしい。

Q 4. 2014春闘要求額は、11,006円！（昨年比+117円）

Q 4. 2014春闘での賃上げ要求について、あなたは要求額（定期昇給分を除いた金額）をいくらにすべきだと思いますか。

- | | | | | | |
|-----------|-------|---------|-------|-----------|-------|
| ① 0円 | 4.8% | ② 5千円程度 | 20.6% | ③ 1万円程度 | 34.3% |
| ④ 1.5万円程度 | 6.8% | ⑤ 2万円程度 | 15.7% | ⑥ 2.5万円程度 | 1.8% |
| ⑦ 3万円以上 | 14.8% | ⑧ 不明 | 1.1% | | |

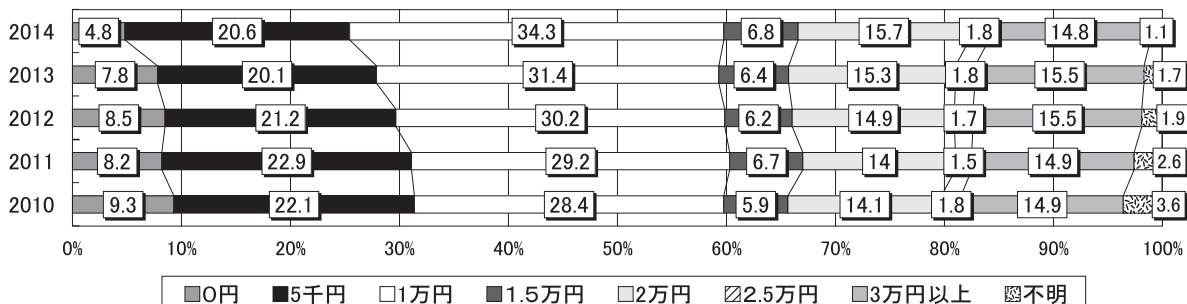
Q 4 2014春闘での賃上げ要求額



賃上げ要求額の調査は、一時期中断した時期もあった。道本部の調査でも、2000年春闘から3年間、それまでの「賃上げ要求額」から「生活必要額」に切り替えられてきた。2003年の見直し作業の際に、あらためて「生活必要額」ではなく、労働組合としての「賃上げ要求額」の調査を復活させた。

また2004年の調査から、さらに全体の賃金闘争の現状（民間ではほとんどが定昇のみ要求）や、自治体でも財政難からの独自削減の広がりも考慮して、組合員の意識を正確に反映するため、あえて「0円（定昇のみ）」という選択肢も加えてみた。

Q 4-2 賃上げ要求額－5カ年



今回の要求額の調査結果は、昨2013年と比べると117円アップして11,006円という数値となった（昨年の要求額は10,889円）。2010年に、調査開始以来の最低額、前年からの下げ幅も最も大きくなって以降、4年連続でわずかずつ要求額がアップしてきている。

今回は特に、「0円（定期昇給のみ）」が3ポイント減少したことが目立つ。他方で「3万円以上」も微減しているのだが、中央値のゾーンである「1万円程度」が約3ポイント増えているのははじめ中間のゾーンが増えたことで、全体の要求額がアップした構造になっている。この4年間、“多くは望めないだろうが、もう少し何とかしてよ”という気持ちがジワーッと増えているということだろう。（図Q 4-2）。

<中央値の求め方>

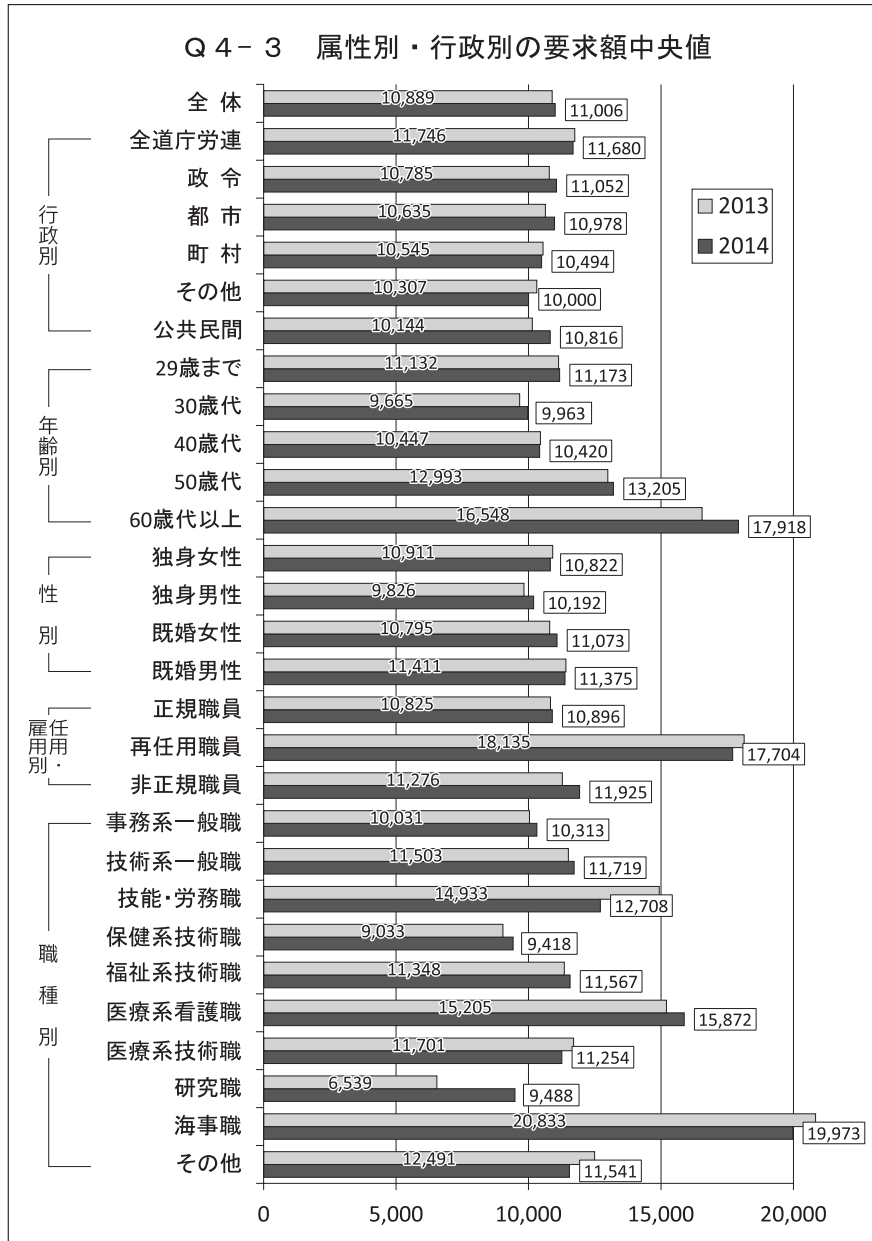
- ①中央値は、100%から不明1.1%を除いた数の中間値であり、その値は49.45%となる。
- ②中央値は1万円程度（34.3%）の帯の中であり、その最低値は7,500円である。「0円」と「5千

円程度」の計は25.4%である。

③計算式は

$$7,500円 + \frac{49.45 - 25.4}{34.3} \times 5,000円 \div 11,000円$$

これを属性による特徴で見たグラフが「Q4-3 属性別・行政別の賃金要求額中央値」である。



行政別では、例年同様、全道庁が11,680円と他と比較しても高くなっている。15年間続く独自削減で、「Q1生活が苦しくなった」の回答でも全道庁組合員は行政別では最も高い約66%になっており、これが賃金要求額にも反映していると考えられる。昨年との比較では、全道庁と町村が50～60円程度、その他が300円程度下がったが、都市・政令は300円程度、公共民間は700円近くもアップしている。

年代別でも昨年からの変化は大きくはなく、今回も「60歳以上」が最も要求額が高く「30歳代」が最も低くなっている。それでも30歳代も前回より300円近くアップしている。次に高いのが「50歳代」、そして「40歳代」よりも「29歳まで」が高い傾向も同じである。

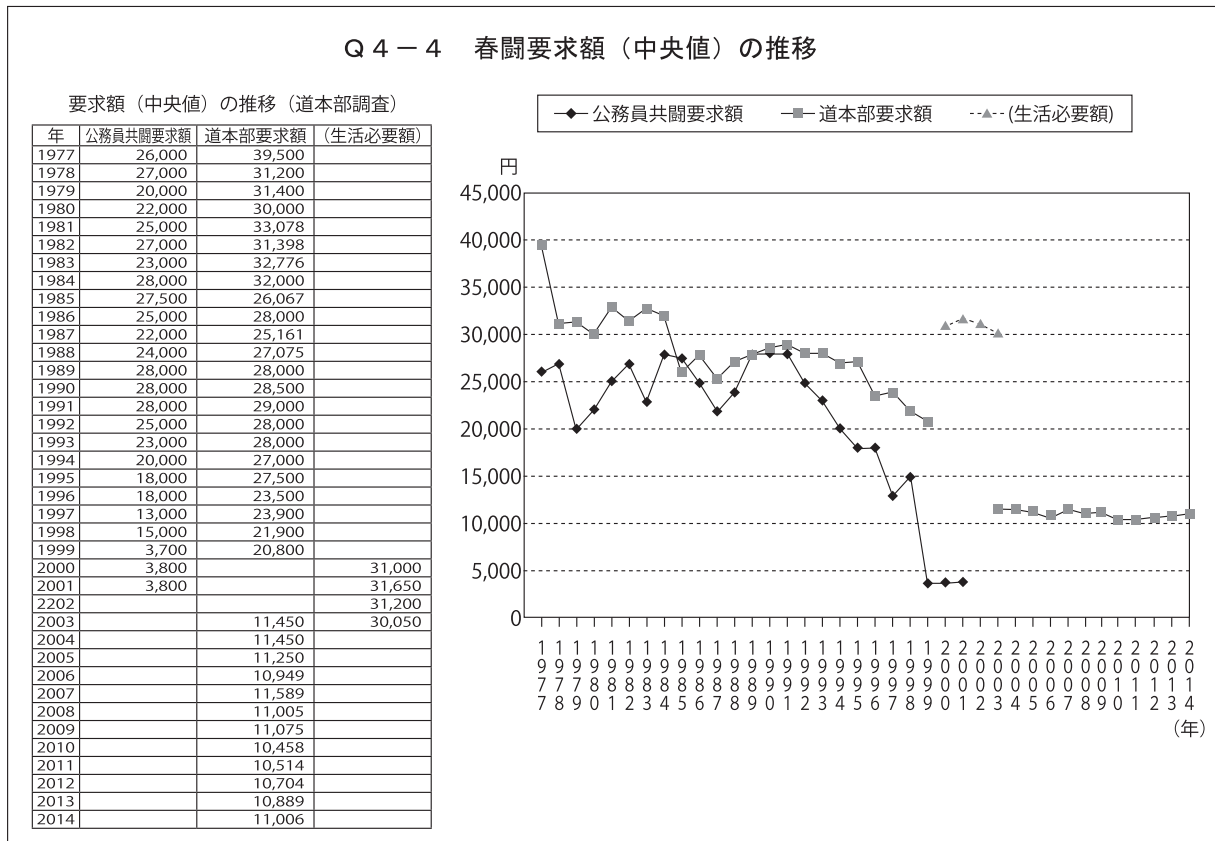
性別では、男女ともに既婚者が独身者より高いのは例年の傾向だが、「独身女性」と「既婚男性」が前年とあまり変わらずむしろ微減だったのに対して、「独身男性」と「既婚女性」が300～400円程度アップした。「独身男性」は、ここ2年連続して大きなアップを続けているが、これは年代別の「29歳まで」の傾向とのリンクがあるだろう。「30歳代」が要求が低いことを考えると、採用が再開されて増えてきている「20歳代」の増加が反映していると考えられる。それでもまだ「女性（独身）」の方が600円以上高い要求額になっている。

任用・雇用形態別では、「正規職員」は微増、「再任用職員」が昨年から400円ほどダウンしたのに対して、「非正規職員」は600円以上アップしている。

また職種別で、昨年との比較で変化が目立つのは、「医療系看護職」が前年に続いて大きくアップした。また「研究職」はこの間職種の中では最も要求額が低かったが、今回は3千円近い大幅なアップで、「保健系技術職」より高くなった。「技能・労務職」は要求額が高い職種だったが、今回は2千円以上ダウンしているのも特徴である。「海事職」はサンプルが少ないがいつも高い要求になっている。

<参考>

また「道本部の春闘要求額」と「公務員共闘としての春闘要求額」の推移を示したのが次の（図「Q4-4 春闘要求額の推移」）である。今回も、資料的価値を認めて、調査値を付加して掲載した。



自治労と公務員共闘が、今回のような賃金要求額に関わるアンケート調査を始めたのは1972年にまで遡る。この年は、公務員共闘レベルで初めて春闘路線に踏み込んだ最初の年で、春闘を闘うために前年（1971年）暮れに「組合員生活実態調査」が実施されている（公務員共闘の要求額は2万円以上と決定）。この時点での道本部の調査も、全国調査の一環として実施されており、道本部独自の集計をするにまで至っていなかった。

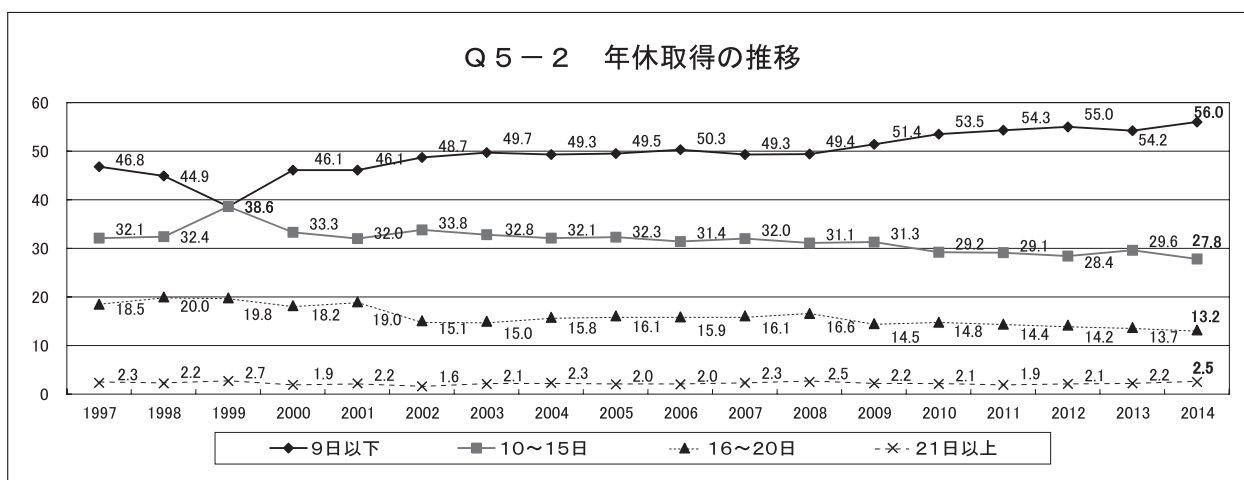
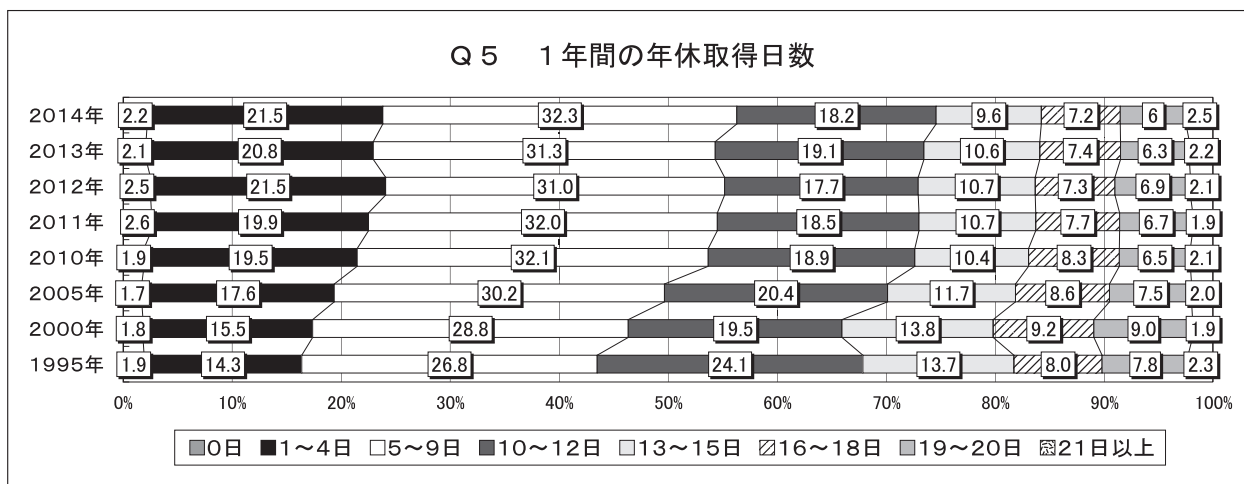
道本部独自の集計結果が出てくるのは別表にあるとおり1977年からである。この時の道本部要求額は39,500円。これに対して公務員共闘の統一要求額は26,000円となっている。これ以降、一時を除いて、だいたい道本部要求額が公務員共闘の全国統一要求額を上回っている。公務員共闘としての統一要求は2001年春闘で終わっている。

Q5. 年休取得は、依然として「9日以下」が過去最高、減少傾向は止まらず。
 —単組・職場段階での取り組みの点検を—

Q5. あなたはこの1年間何日ぐらい年休を取りましたか。

- ① 0日 (2.2%) ② 1～4日 (21.5%) ③ 5～9日 (32.3%)
- ④ 10～12日 (18.2%) ⑤ 13～15日 (9.6%) ⑥ 16～18日 (7.2%)
- ⑦ 19～20日 (6.0%) ⑧ 21日以上 (2.5%) ⑨ 不明 (0.4%)

年休の取得日数は、今回も「③ 5～9日」が全体の3割を超えてもっとも多くなった。また、次に多いのは、「② 1～4日」で2割を超え、「① 0日」を含めると「4日以下」が4分の1弱を占めている。これに「③ 5～9日」を加えた「9日以下」グループが今回も過半数になり、しかも前回より1.8ポイントもアップして56%と過去最高になったことが、何と云っても最大の特徴である。もともと少ない「21日以上」は微増したが、逆に「10～20日」のグループは、合わせて2.4ポイントも減少し、この間の減少傾向に歯止めがかからない。

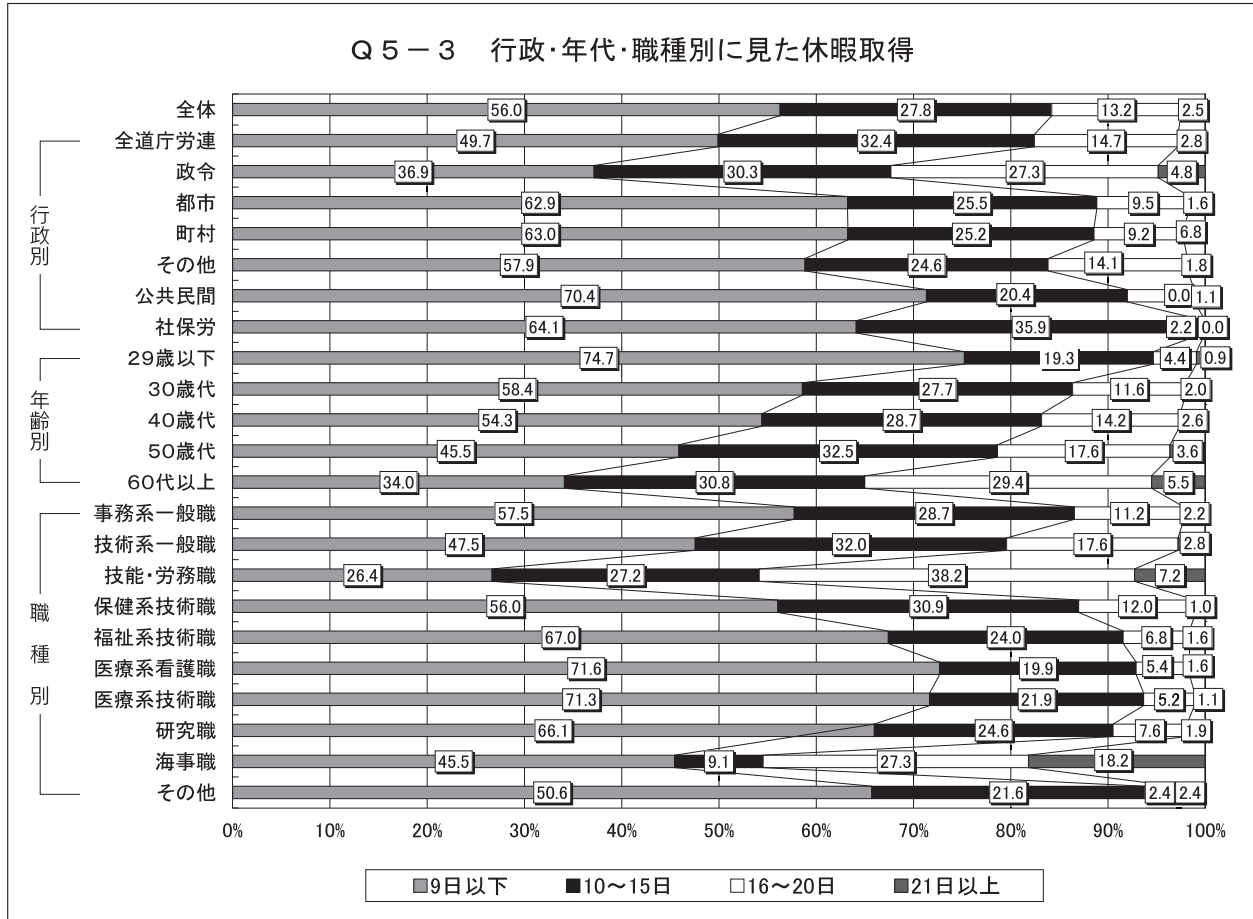


図Q5-2は、1997年からの変化を追っている。

この調査を始めたのは1995年からであるが、年休取得日数「10日未満」(9日以下)は2000年以降5割前後で推移をしてきているが、傾向としてはジリジリと微増を続けて2009年3年ぶりに過半数を超えた。今回は過去最高の56.0%まで上がった。

長期的な傾向で見ると、年休取得が減ってきていることが明瞭である。2009年に、緩やかながら明らかな傾向が出ていることを指摘したが、その後さらに顕著な傾向を示している。職場段階を含めた議論と取り組みはどうなっているだろうか、単組段階でも検証・取り組みが必要である。

行政別・年代別・職種別に見たものが、Q5-3である。



年齢別では「29歳以下」が「9日以下」の比率が74.7%と4分の3を占め、それ以降は年代があがるにつれて取得日数は増加しており、「50代以上」になると、「10日以上」が5割を越えている。以前からの、先輩が休んで若手が休まない職場という構造がどうなのか？という問題に加え、先輩自身の取得も減っている状況である。

職種別でみると、「9日以下」の比率は、「医療系看護職」「医療系技術職」で7割を越え、「福祉系技術職」「研究職」でも6割を越える高さになっている。特に「医療系看護職」「医療系技術職」は、「0日」（1年間で1日も休んでいない！）が5%ほど、「4日以下」でみても4割近い状態にあり、医療職場の深刻さが浮き彫りになっている。

行政別では、「9日以下」が、「公共民間」で7割を超え、続いて「社保」「町村」「都市」の順にたかくなっている。

ちなみに、厚生労働省の「就労条件総合調査」（対象は15大産業に属する常用労働者が30人以上の企業）によれば、民間企業の年休取得取得状況は、1995年の平均9.5日（取得率55.6%）を最高に長期的な低落傾向に入っていた。近年は再び増加してきていたが、それでも2013年はまた低下し平均8.6日（取得率47.1%）になっている。ヨーロッパなどでは完全消化が当然という中で、低い年給取得は日本の労働者総体の課題であり続けているが、少なくとも政府統計と春闘アンケートで

見る限り、公務員・公共民間労働者の方が平均取得日数はまだ多いが、近年は民間の低水準に公務部門が減少して近づき、低位平準化のような様相になっているようである。

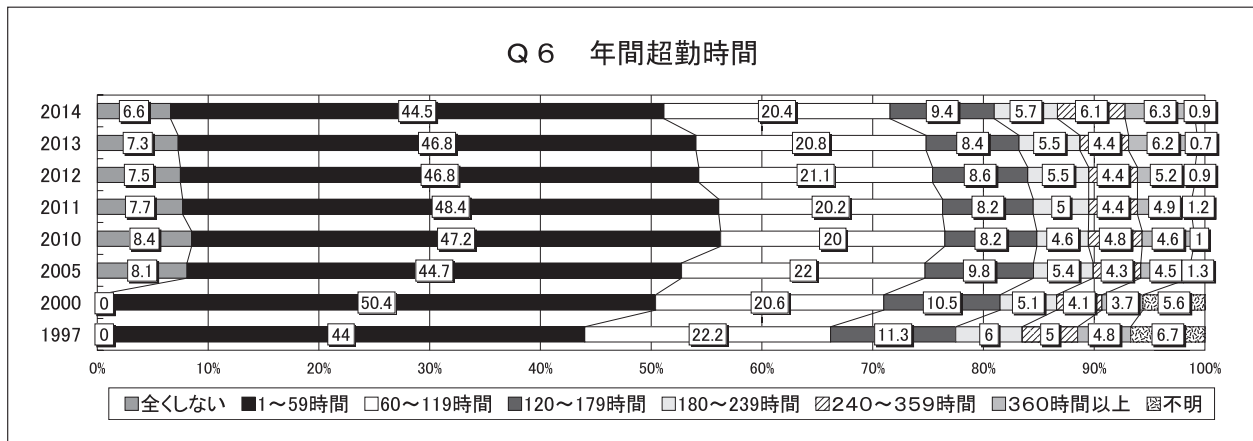
Q 6. 超勤は、増加傾向が明白！ 職場段階で点検・取り組みを！

Q 6. あなたは、この1年間でどれくらい超勤しましたか。(未払いを含む)			
①全くしていない	(6.6%)	②1～59時間	(44.5%)
③60～119時間	(20.4%)	④120～179時間	(9.4%)
⑤180～239時間	(5.7%)	⑥240～359時間	(6.1%)
⑦360時間以上	(6.3%)	⑧不明	(0.9%)

1年間の超勤は、「0～59時間」(①全くしない+②1～59時間)が最も多く(51.1%)、次いで「③60～119時間」の20.4%、「④120～179時間」の9.4%の順になっている。

ここ数年この順番には変わりはないが、グラフにあるとおり、2011調査から区分線がどんどん左カーブを描いている(超勤の少ない時間帯が減っている)。そして「180時間以上」の2010年からの推移を見ると、14.3%→14.3%→15.1%→16.1%→18.1%(今回)と確実に増加傾向にあり、逆に「全くしない」が、8.4%→7.7%→7.5%→7.3%→6.6%(今回)と減少が続いている。

2011年アンケート結果で「超勤時間は全体的に徐々に減少傾向だったが、今回で足踏みか!?!」と変化を指摘したが、今回までの4カ年を見ると、減少傾向はストップ・反転し、むしろ急速に増加しているのが明白になっている。



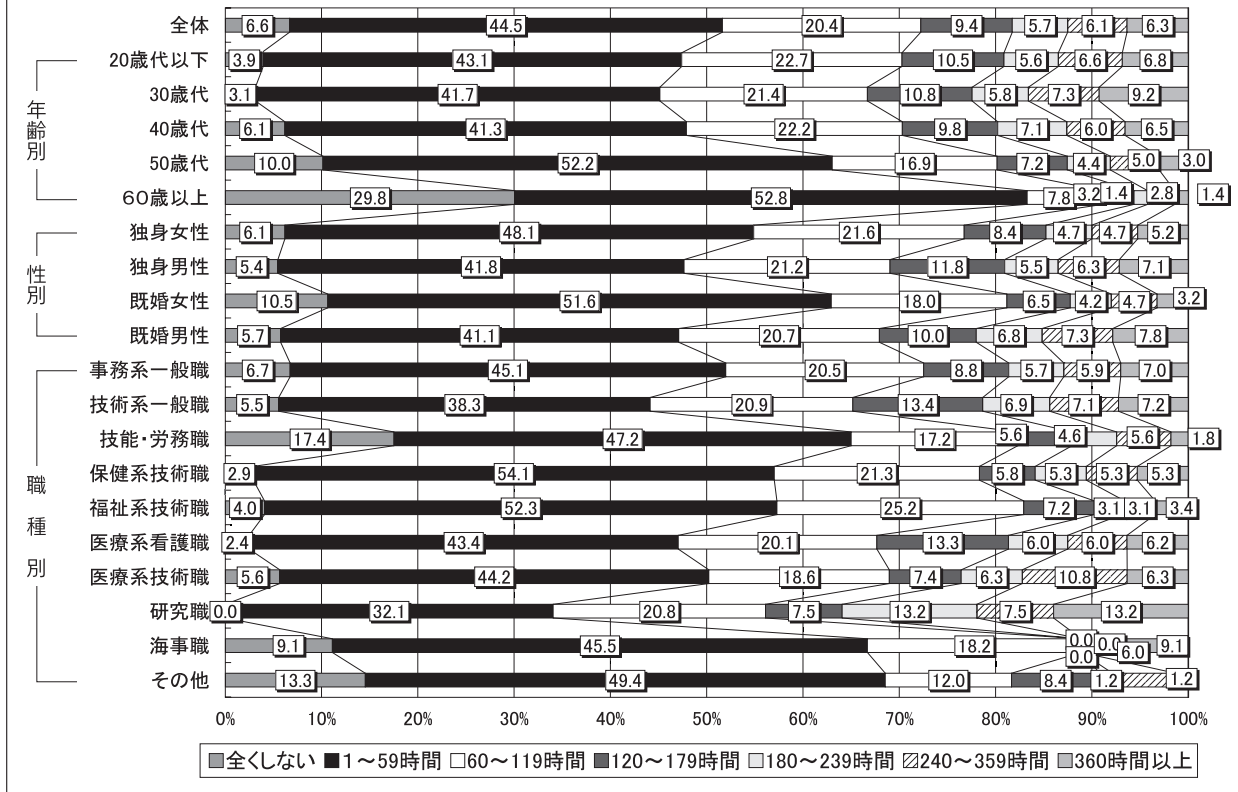
年齢別で見ると、若い年代ほど超勤が多い。超勤の少ない「0～59時間」が、50歳代では6割を超えているのに対し、40歳代より若い年代は軒並み4割台である。そして「30歳代」は「29歳以下」よりも低くなっている。

性別では、「既婚女性」の少なさが特徴で、これは家庭責任の現状の反映とも思われる。ついで「独身女性」が少なく、男性は「既婚」「独身」による違いはほとんど見られない。

職種別では、比較的超勤が少ないのが、(サンプルの少ない海事職とその他以外では)「技能・労務職」で、「0～59時間」が64.6%を占めている。逆に多いのは「研究職」「医療系技術職」「医療系看護職」でこの職種別傾向はあまり変化がない。

その他を含めて詳細は、巻末のクロス表を参照いただきたい。

Q 6 - 2 年齢別・性別・職種別に見た超勤時間

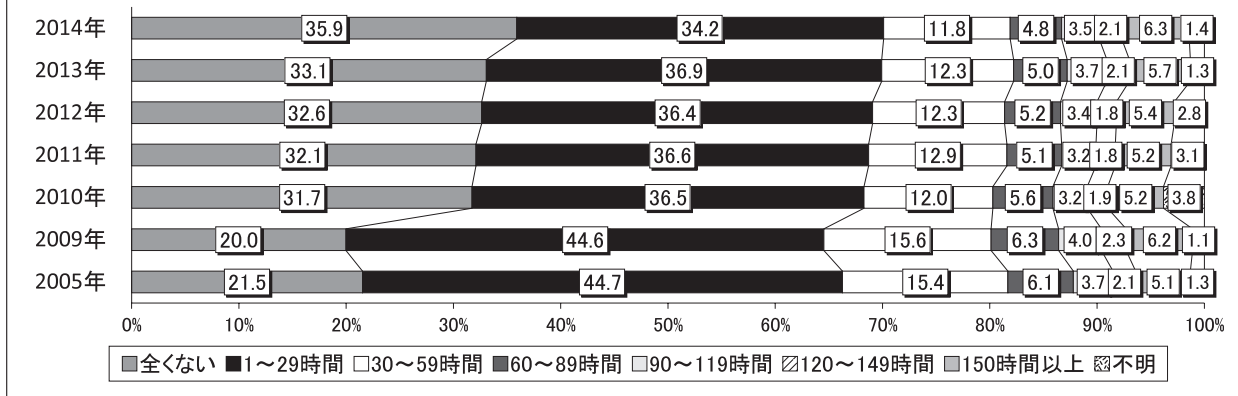


Q 7. 「未払いゼロ」は増加、しかし「長時間の未払い」も増加。
職場・職種に偏りと固定化が目立つ。

Q 7. 前問のQ 6のうち、「未払い超勤」（「サービス残業」と呼ばれる不払い労働）はどれぐらいですか。

- ①全くない (35.9%)
- ②1~29時間 (34.2%)
- ③30~59時間 (11.8%)
- ④60~89時間 (4.8%)
- ⑤90~119時間 (3.5%)
- ⑥120~149時間 (2.1%)
- ⑦150時間以上 (6.3%)
- ⑧不明 (1.4%)

Q 7 未払い超勤—この間の変化

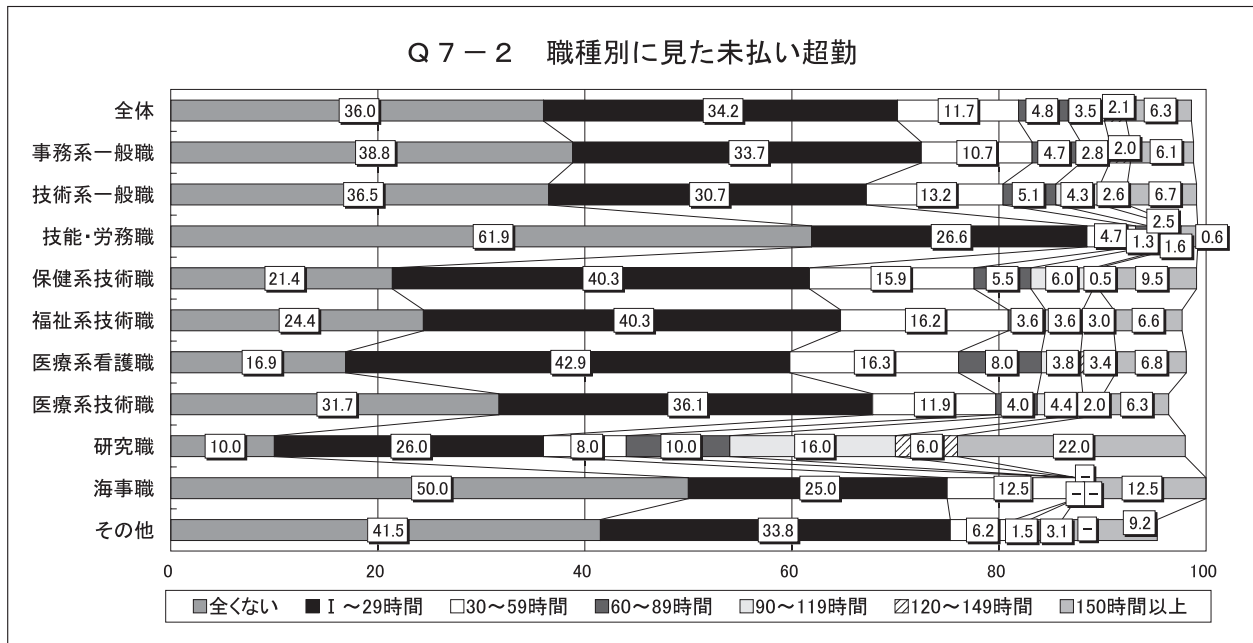


「未払い超勤（サービス残業）あり」は全体で58%で、約6割の組合員が不払い労働をしている。グラフは、2005年および同様の傾向が続いた2009年、そして大きく傾向が変わった2010年からは毎年を拾ってみた。

まず、前回との比較では、「全くない」が35.9%と前回より2.8ポイント増加した。「1～29時間」から「90～119時間」までのゾーンは前回よりそれぞれ微減、合わせて3.6ポイント減っている。「120～149時間」が変わらず、最長の「150時間以上」になると逆に0.6ポイントだが増加している。

職種別にみると、「サービス残業なし」が全体平均より高いのは、「技能・労務職」（61.9%）、「海事職」（50.0%）で、「事務系一般職」（38.8%）もわずかだが平均を上回っている。

一方、「研究職」は「150時間以上」が22.0%を占め、「医療系看護職」、「保健系技術職」「福祉系技術職」等も不払い労働が多くなっている。この職場・職種毎の傾向もずっと続いており、改善に向けた具体的な取り組みが問われている。



Q 8. 未払い超勤＝不払い労働の原因と対策…

複雑に絡み合う要因と、一人ひとりの思い—職場での率直な交流を

Q 8. 「不払い労働」は、明確な法律違反なのに、自治体でまかり通っている実態があります。

原因と対策方向について、あなたの考えに最も近いものは以下のどれですか。

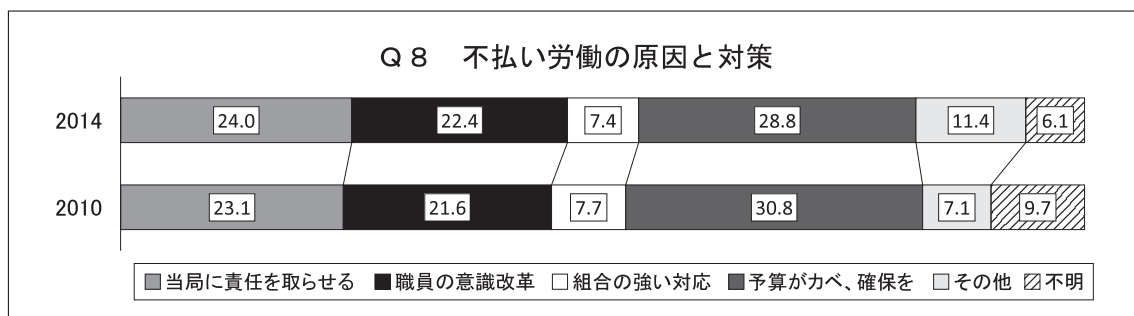
- ①管理・監督者、当局があまりに無責任。命令・記入・支給を含めてしっかり責任をとらせる。 24.0%
- ②職員側の意識・自覚が弱い。「ただ働きはしない」意識改革と取り組みを強める。 22.4%
- ③労働組合の対応が甘い。法的な手段（労働基準監督署への告発等）も含めて強い対策をとるべき。 7.4%
- ④とにかく予算がカベ。理事者と議会が時間外勤務予算を確保

しないかぎりどうしようもない。	28.8%
⑤その他	11.4%
⑥不明	6.1%

Q8は、2010春闘アンケートで初めて設定した問いである。当時は、タダ働きをめぐって有名な上場企業などが労働基準監督署から労基法違反を指摘され、数十億単位の残業代を支払うことが相次いだり、残業や休日出勤への超勤手当の割増率の改訂など、社会的に規制が強化されてきた。その一方で、自治体の中では、業務の判断の曖昧さや予算ありきの現状の中で、法律違反が公然とまかり通っている「常識」があり、2009春闘アンケートでは360時間以上のただ働きが5%を越えるという実態になった。

こうした点から、実態だけでなく、その原因と解決方向について組合員の意見を集約し、今後の取り組みへの一助にしたいという趣旨である。「その他」の回答で「4つの要因すべてが関連している」との記述が少なくなかったように、実は一つの回答選択肢に限定できないのが職場の事実・実態であり、即効・特効的な対策とはいかないことは踏まえつつも、あえて特に何を重視しているかを聞いてみた。

今回はそれ以来2回目の設問で、この間、自治体職場のただ働きも目に見えて改善せず、社会全体としても“ブラック企業”が流行語になるような状況の中で、組合員がどのように考えているか、4年ぶりに聞いてみた。



結果は2010との比較も含めて上記のとおり。多かった順に、「予算」「当局責任」「職員の意識」と続き、「組合対応」がもっとも少ないという分布傾向は大きくは変わらなかった。あまり大きな変化ではないが、数値の変化をみれば、「とにかく予算が」という公務職場の“泣きどころ”（役所の歴史的・構造的体質では「言い訳」「逃げ道」）が少し減少し、「管理職がちゃんと責任持つて」と「職員自身の意識改革」が微増した。「(法的な手段も含めて) 組合が強く対応」は微減という状況である。不明（NA）が減った分、「その他」が増え、もうけたコメント欄に記入された意見は803件にもものぼった。

属性別に見ると（Q8-2）、行政別では、「公共民間」「その他」では「当局責任」を重視する意見が多いのに対し、いわゆる“役所”の職場ではほとんど全体平均に近い数値だった。しかし、それ以外は自治体単組の中でもずいぶん傾向が違い、「町村」は「職員の意識」がもっとも多く、「予算」「組合対応」は最も少ない。「全道庁」と「政令」は「予算」の高さが際立っているのに加え「組合対応」も比較的高くなっている。「都市」はだいたい全体平均に近い数値である。

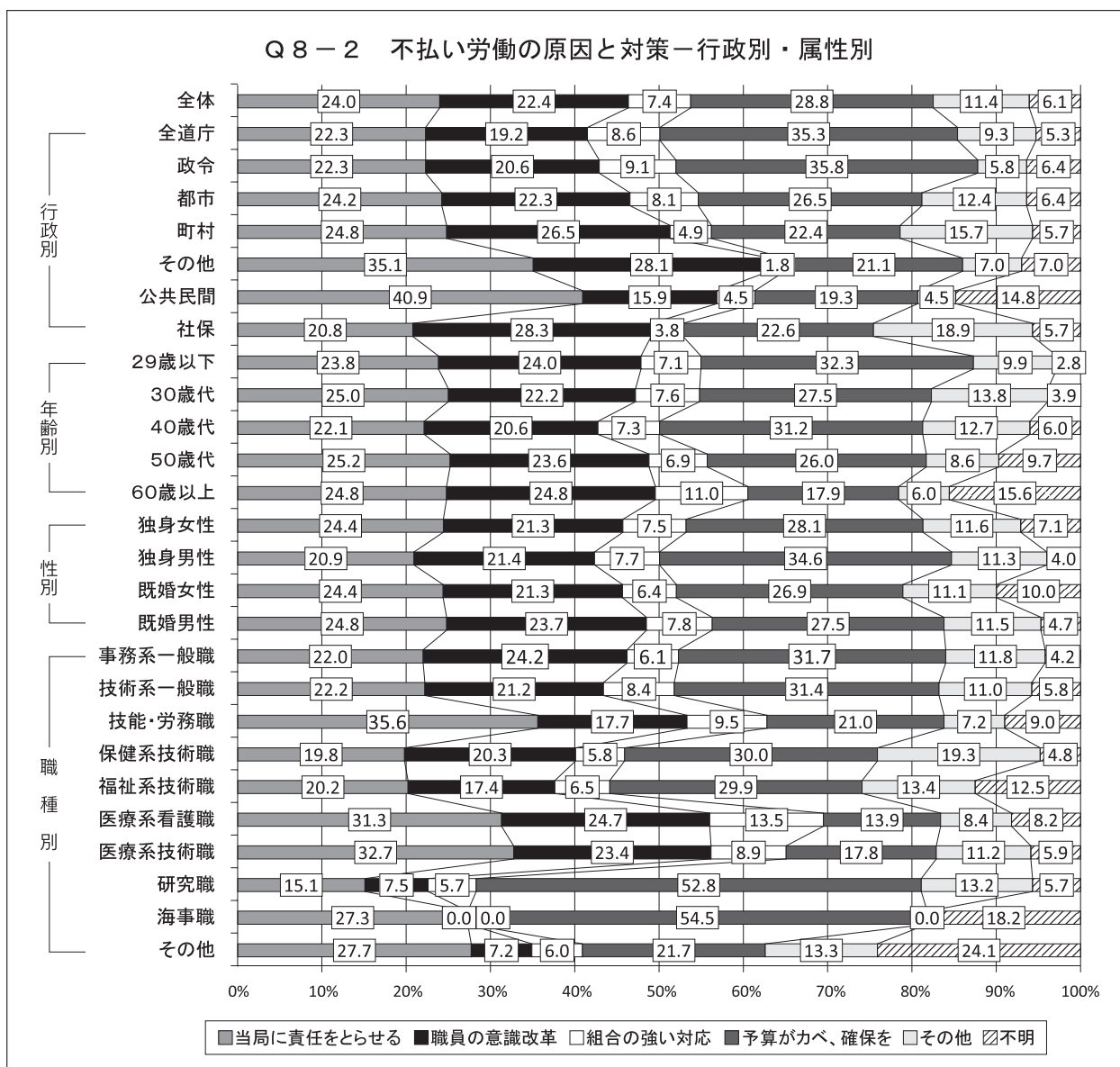
年代別では、「29歳以下」と「40歳代」が「予算」が多い。全体的には年代が低いほど「予算」を重視している。全体平均と傾向の違いが目立つのは、「40歳代」が「当局責任」も「職員の意識」も低く、「予算」と「その他」が高い。また「60歳以上」に「予算」が少なく「組合の強い対応」

を重視する声が多いのは、以前に比べて組合の取り組みがふがいないという思いの反映かと思われる。

性別では「独身男性」のみ「予算」の高さと「当局責任」の低さが目立つ。

職種別では、事務系、技術系含めた一般職の傾向はほぼ全体傾向と同様であるが、それ以外の職種ではかなりばらついた。「予算」重視は、「研究職」や「海事職」が多く、逆に「技能・労務職」「医療系看護職」「医療系技術職」などは「当局責任」重視が多い。これは業務運営の違い（一定の裁量性がある、チームとして指示・連携、など）によると思われる。

詳細は巻末のクロス表も含めてごらんいただきたい。



4年ぶり2回目の設問だったが、大きな傾向の変化は見えず、現場段階の意識から見る対策強化の方向もまだまだ明瞭になっていないのが率直なところといえる。「その他」の記述欄に記された800件を超えるコメントの内容は多岐にわたっており、厳密な分類とは言えないが読み取れる傾向をいくつか紹介したい。

まず、人員不足を訴える意見が目立った。これは「不払い」の、というよりは残業そのものの原因であるが、“何をいっても今の人員と業務量では無理、この間削減しすぎだ”という意見で、“お

金出なくていいから休みたい”という声もあった。行政別では全道庁に特に目立つ。

次に、「能力」「自己責任」を強調する意見である。業務の処理・遂行能力が“ない人が、だらだらと時間かかってやっている、これに手当なんか出したらかえって不公平”という指摘と、“能力がなくて終わらず残っているからそれでいい（もしくは仕方ない）”という自分自身に関するコメントと双方が結構多かった。

似たような意味合いだが「自己責任」という表現も多かったのは気になるところである。仕事のやり方や力量にそれぞれ違いがあるのは当然だが、仕事の仕方や時間まで含めて“自己責任”となると、そもそも集団対応という労働組合の役割（使用者側に対する労働条件の集団的規制）自体の存在意味が問われることになる。

労働時間への意識では、「1時間程度だから出すまでもない」という意見も多かった。また逆に、「タイムカードを導入すべき」という具体的提案も結構あった。“ギチギチに管理されるとかえってやりづらい”という気分も多く、仕事のあり方・やり方も含め、職場に潜んでいる大きな課題とも言えるのではないだろうか

また、今回も「①から④の要因すべてが関連している」という指摘も多かった。“職員減で仕事は減らないから超勤増は当然。予算がちゃんとつかないのは問題だが、仕事のやり方や体制含めて、管理職も個々人の意識も不可欠。ここが整理されないと組合で強く対応とはなかなか…”というところだろう。

当局責任の追及や、まして外に問題を提起する以前に、職場の中で様々な実態や見方・意見の違いがあり、タダ働きをなくす取り組みも、力と気持ちの入ったものになりきっていない状況が率直にある。職場段階の率直な討論や交流を作り出していくことが大切である。

なお、巻末の杉本先生の寄稿（「2014国民春闘アンケートによせて」）では、特にこの超勤と不払い労働をめぐって示唆に富む分析・提言が触れられている。あわせて積極的な学習・検討をお願いしたい。

Q 9 非正規職員の待遇改善

……求める声は着実に増加、具体的な取り組みの推進を

Q 9. 「非正規労働者」が増加し、自治体・公務サービスの職場でも「臨時・非常勤・嘱託など」の職員が3割以上を占め、その多くが年収200万円以下という状況です。

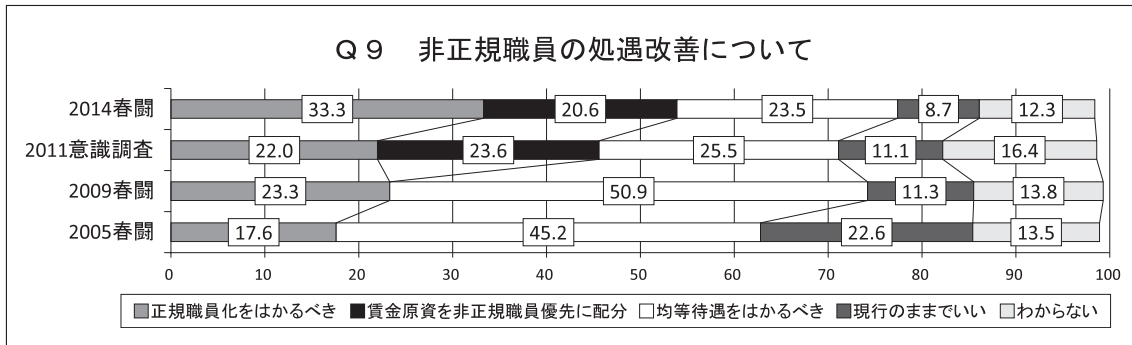
この職員の処遇について、どうあるべきと考えますか

①（恒常的な業務なら）正規職員化をはかるべき	33.3%
②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原資を「非正規職員」優先で配分すべき	20.6%
③均等待遇（勤務時間に応じて正規職員に準じた労働条件）をはかるべき	23.5%
④現行のままでいい	8.7%
⑤わからない	12.3%
⑥不明	1.7%

この設問の類似については、春闘アンケートでは2005および2009に聞いている。また、もっとも近年では、春闘アンケートではなく2011年の組合員意識調査で取り扱った。ただし、回答の選択肢

や表現は多少の変更がある。

「2005国民春闘アンケート」および「2009国民春闘アンケート」では、①正規職員化、②正規職員化は無理だが均等待遇を、③現行のままでいい、④わからない、の4択だった。「第14回組合員意識調査」(2011年)では、自治労内部でも議論になり始めた“賃金シェア”論議を踏まえて、「賃金原資を非正規職員に厚く配分」を選択肢に加えた。そして今回の「2014国民春闘アンケート」では、「正規職員化」と言っても業務による違いで一概に言えず答えにくいのでは」という指摘を受け、①に「(恒常的な業務なら)」と説明を加えてみた。こうした変化はあるが、この4回の結果を比較してみた。



“処遇改善をはかるべき”は、①+②+③で77.4%と、この4回で最も高くなった。特に「①正規職員化」が一気に10ポイントほどアップしている。これは、回答に(恒常的な業務)と説明を加えたことも影響しているのは間違いないと思われるが、「④現行のままでいい」は初めて1割を切り、「⑤わからない」も最も低くなった。

次のQ10での重点課題でも、非正規職員の課題は大幅にアップしており、組合員の中での認識は着実に深まっていることが確認できる。賃金カットや抑制、人員の削減など、正規職員自身も厳しい現実の中であって、臨時・非常勤・嘱託などさらに厳しい条件にさらされている仲間たちが放置されがちになる危険性は増大している。労働運動総体でも、スローガンと裏腹に「正社員を守るためには…」という現実もまだまだ存在している中で、自治労道本部の組合員が“仲間として一緒に包み込んでやっていこう”という意識の強まりは、労働組合としての健全性を確認できるものとして評価できる。

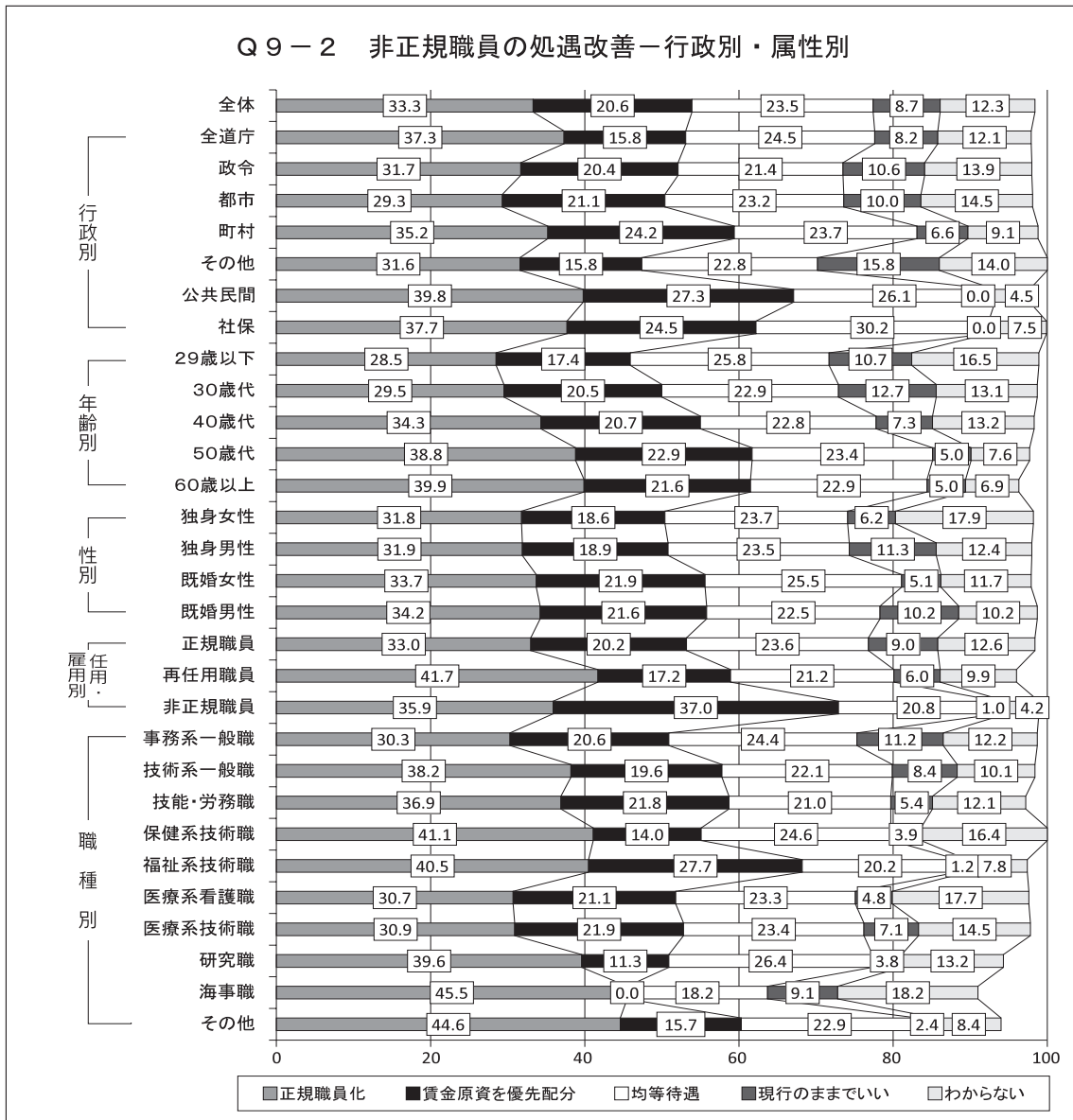
しかしこうした意識も、当然ながら組合員が置かれている様々な条件の下で、幾分の違いがあることも見逃せない。属性別にみたグラフを参照していただきたい。

行政別等でみると、「町村職」、「公共民間」、「社保」で「処遇改善」を求める比率が高く、特に「公共民間」では、「正規職員化」について支持する比率が高く約40%におよび、「社保」とともに「現行のままでいい」がゼロになっている。「正規職員化」は自治体単組では全道庁が最も高くなっている。

年齢別では、年齢が高くなるほど「処遇改善」(①+②+③)が高くなっている。「29歳以下」が「わからない」の比率が高いのはある意味自然だが、「現行のままでいい」が「30歳代」で最も高くなっているのは気になるところである。性別では「現行のままでいい」の違いが特徴的で、男性が高く女性が低い傾向がはっきり出ている。

職種別では、「事務系一般職」「医療系看護職」「医療系技術職」で、「処遇改善」を求める比率が低い。特に最も多数を占める「事務系一般職」で「現行のままでいい」が最多になっているのは気になるところである。

Q9-2 非正規職員の処遇改善—行政別・属性別



また、当該者である「非正規職員」は、「待遇改善」を求めている人は93.7%となっているが、一番に選んだのは「②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原資を「非正規職員」優先で配分すべき」の37%と際立っている。「①正規職員化」も約36%であり差が無く続いているが、2011意識調査でも「正規職員化」よりも圧倒的に「厚く配分」、2009春闘アンケートでも「均等待遇」を選んでいる。このことについては、今後更に検証しなければならないが、「一般論」ではなく「自分」が求めているものとして考えれば、「現実的」な選択であり、かつ年齢的にみれば、「40歳以上」が8割弱を占めていることも一因になっている面もあるかもしれない。職場・業務、そして条件に応じた具体的な「改善」を進めて行くことが重要である。

Q10. 2014春闘でとくに重点をおくべき課題はー。

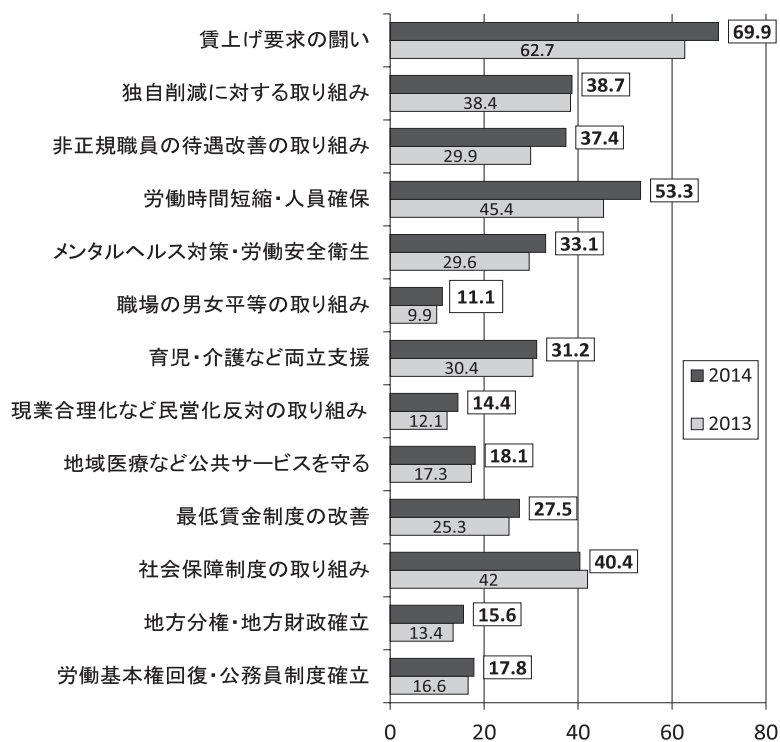
…トップの「賃上げ」がさらに増える。「人員確保」「非正規待遇改善」も大幅にアップ！

Q10. 2014国民春闘で、特に重点をおくべきだと考えるものを選んでください。

(いくつでも選択可)

	割合	順位	(昨年)
①賃上げ要求のたたかい	69.9%	①	(62.7)①
②独自削減(賃金合理化)に対する取り組み	38.7%	④	(38.4)④
③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み	37.4%	⑤	(29.9)⑥
④労働時間短縮・人員確保の取り組み	53.3%	②	(45.4)②
⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み	33.1%	⑥	(29.6)⑦
⑥職場の男女平等の取り組み	11.1%	⑬	(9.9)⑬
⑦育児・介護など両立支援の取り組み	31.2%	⑦	(30.4)⑤
⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み	14.4%	⑫	(12.1)⑫
⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み	18.1%	⑨	(17.3)⑨
⑩最低賃金制度の改善	27.5%	⑧	(25.3)⑧
⑪年金・医療・介護など社会保障制度の取り組み	40.4%	③	(42.0)③
⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み	15.6%	⑪	(13.4)⑪
⑬労働基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み	17.8%	⑩	(16.6)⑩
⑭その他	2.1%		(1.6)
⑮不明	3.1%		(4.3)

Q10 2014春闘の重点課題



この設問は2006年調査からで、「春闘で特に重点をおくべきだ」と考える課題を「いくつでも」選んでもらい、春闘での組合員の重点関心課題を見ている。今回の結果（および昨年）は上記の通りで、さらに比較を見るためにグラフ化した。

ほとんど全項目を通じて、順位の大きな変化は見られないが、数値が全体的にアップしたのが特徴である。

「いくつでも」選んでもらえるのだが、最近では数値自体は年々下がってきており、春闘や取り組みの現状を見る中で、組合員自身の“期待度”の低下が反映していたといえる。今回の

全体的な数値のアップは、Q4の要求額が久しぶりに11000円台になったことと合わせて、やはりしっかりと要求して勝ち取ろう、という組合員の気持ちの反映と受け止められる。

内容を見ると、「賃上げ」「時短・人員確保」「社会保障」「独自削減」が上位4項目はここ数年変わらないが、その次が「非正規職員の待遇改善」になった。前回に比べて特に数値がアップしたのは、「賃上げ」(+7.2)、「時短・人員確保」(+7.9)、「非正規の改善」(+7.5)である。

それぞれ行政別、性別、年齢別にみたのが、Q10-2、Q10-3およびQ10-4である。

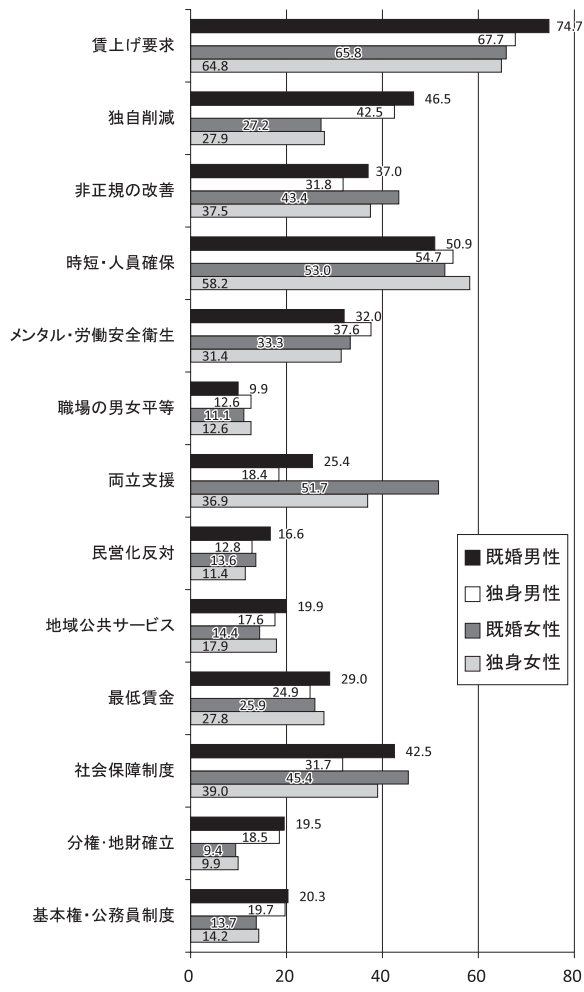
行性別では、「賃上げ」が特に高いのが、公共民間、政令であり、特に公共民間は82%という高さになっている。前回との比較では、これまで現状を反映して「賃上げ」より「独自削減」が高かった全道庁が、今回は「賃上げ」が10ポイント以上アップして他と同様トップになったのが特徴的である。“賃上げどころか独自削減を何とかして”という現状だったが、“いい加減にそもそもの水準も何とかしろ！”という思いも大きくなっているのではないだろうか。「時短・人員確保」は、どこもアップして共通して5割前後になっている。「社会保障」も行政別による大きな違いはないが、項目の中では唯一前回より下がった。「非正規の改善」は、公共民間の74%から、その他の21%まで、ずいぶん大きな違いがある。自治体単組では、町村(47%)が最も高く全道庁(29%)が最も低い。もっとも前問Q9では、全道庁は「非正規の待遇改善」への意識はむしろ高い方であり、「独自削減」が他に比べて30～50ポイントも高いことから、抱えている課題の優先度として現れたといえるだろう。

性別、年齢別もそれぞれ次のグラフを参照してほしい。年齢別では、「賃上げ」「時短・人員確保」が最も高いのは、29歳以下の若い世代である。これは若年層の低賃金の中で当然でもあり、また組合活動としてはこの最も基本的な課題で青年層が最も要求することは極めて健全であると言える。

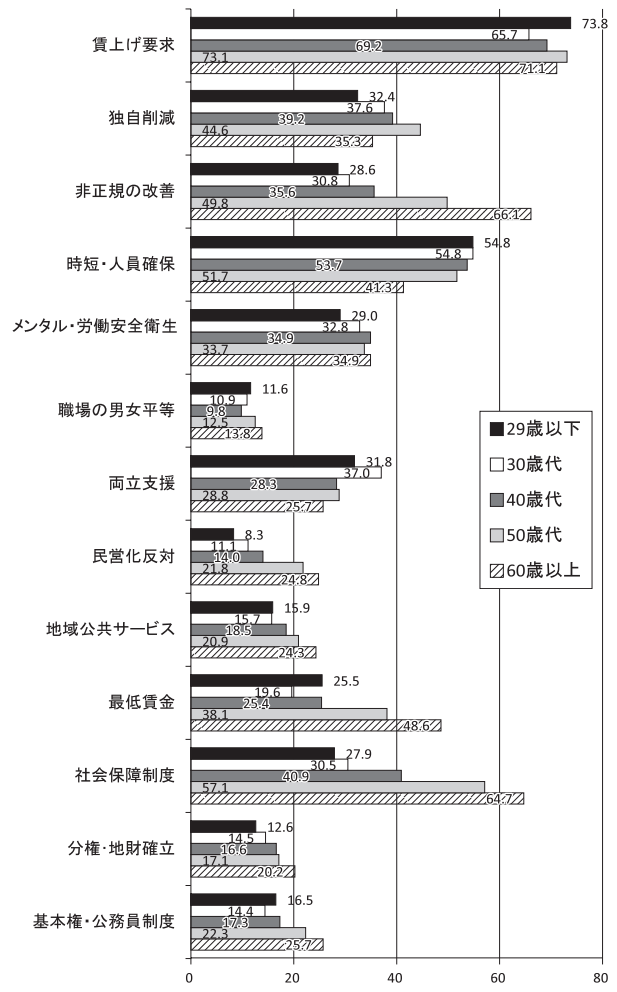
Q10-2 行政別にみた春闘の重点要求（カッコ内は前回。「社保」は今回のみ）

	全道庁	政令	都市	町村	その他	公共民間	社保	合計
賃上げ要求	70.0(59.5)	75.5(69.6)	69.2(61.8)	66.6(61.6)	70.2(70.1)	81.8(74.8)	71.7	69.9(62.7)
独自削減	69.6(66.2)	18.9(18.4)	29.6(32.7)	35.0(30.5)	43.9(29.9)	17.0(15.9)	9.4	38.7(38.4)
非正規の改善	28.5(22.2)	33.5(23.7)	36.3(31.2)	47.0(39.2)	21.1(29.9)	73.9(54.2)	66.0	37.4(29.9)
時短・人員確保	50.5(43.7)	50.3(45.7)	53.0(46.0)	59.0(48.5)	45.6(27.6)	46.6(35.5)	47.2	53.3(45.4)
メンタル・労働安全衛生	26.9(24.1)	30.2(25.8)	32.1(30.5)	42.7(37.7)	45.6(28.7)	18.2(29.9)	26.4	33.1(29.6)
職場の男女平等	9.7(8.6)	8.9(7.5)	11.1(9.1)	14.0(14.3)	14.0(11.5)	6.8(9.3)	5.7	11.1(9.9)
両立支援	24.3(23.2)	34.4(30.1)	35.6(35.6)	29.9(31.6)	31.6(26.4)	34.1(29.9)	28.3	31.2(30.4)
民営化反対	11.4(10.1)	18.7(16.8)	13.8(11.2)	15.5(13.2)	24.6(6.9)	10.2(7.5)	11.3	14.4(12.1)
地域公共サービス	19.5(19.9)	12.2(13.4)	18.1(15.8)	21.1(20.0)	8.8(6.9)	14.8(15.0)	3.8	18.1(17.3)
最低賃金	26.6(22.2)	31.1(26.7)	26.5(25.8)	26.8(27.0)	10.5(17.2)	47.7(37.4)	28.3	27.5(25.3)
社会保障制度	39.4(37.6)	47.9(46.6)	40.1(42.8)	37.6(43.0)	36.8(41.4)	50.0(39.3)	24.5	40.4(42.0)
分権・地財確立	15.8(13.5)	13.9(11.2)	14.7(13.0)	18.0(16.2)	15.8(5.7)	14.8(8.4)	7.5	15.6(13.4)
基本権・公務員制度	16.8(16.1)	20.6(15.7)	16.2(16.5)	19.8(19.3)	22.8(8.0)	10.2(7.5)	7.5	17.8(16.6)

Q10-3 性別にみた春闘の重点課題



Q10-4 年齢別にみた春闘の重点課題



自治労北海道本部「2014国民春闘アンケート」によせて

釧路短期大学教授 杉本 龍紀 氏

1. 労働者保護に係る規制緩和への動き

特定秘密保護法案の国会審議が混乱し、反対の動きが強まってきた2013年12月4日、「産業競争力強化法」が、3日後の12月7日には「国家戦略特区法」が成立した。「第15回自治労北海道本部組合員意識調査」へのコメントでも書かせていただいたが、とくに「国家戦略特区法」は、(指定した特区に限って)企業活動に対する様々な規制(障害)を緩和するというものである。そしてその「障害」として、法案検討過程から労働者保護に係るいくつかの規制が挙げられ、規制緩和議論が展開された。

そのうち国家戦略特区法案の検討過程では、有期雇用契約が通算5年を超えた場合に、労働者からの申し出によって無期労働契約に転換できるというルール(2013年4月1日施行)の見直し、(労働者に一定以上の年収がある場合に)労働時間の上限に関する労働基準法の規定の適用除外(時間外労働・休日労働規制対象から除外)、使用者と個々の労働者で結ぶ労働契約において解雇要件を定めれば他のルールに係わらず解雇可能とする、“不当だが悪質性のない”解雇に対する金銭的解決の導入といった労働者保護に係る諸規制の緩和が議論された。そのため、国家戦略特区＝雇用特区＝解雇特区ではないかという強い批判が向けられた。

そのような批判もあって、これらのうち、有期雇用の無期雇用への転換に関する労働契約法の規定の見直し(緩和)を検討事項とすることが附則で定められたのを除き(政府はこれに係る法案を平成26年の通常国会への提出をめざすという)、他は国家戦略特区法には盛り込まれなかった。このことはしかし、労働者保護に係る規制の見直し(緩和)への動きが減速したことを意味しない。むしろ、特区に限って労働者保護に係る規制を緩和するのではなく、全国レベルで多面的で統一的な規制緩和を進めるべきだと方向へと移動し加速してきている。

たとえば厚生労働省は、2013年12月12日の労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会に提出した労働者派遣制度改正に関する報告書骨子案において、派遣先企業が労働者派遣を受けられることができる期間の制限緩和(一定の条件下で、派遣労働者を3年ごとに入れ替えれば継続的に派遣労働者の受け入れ可能に)を盛り込んだ。

有期労働契約の無期労働契約への転換ルールの変更が特区法に盛り込まれなかったのは、そもそも厚労省が、労働法制に関する規制緩和は特定の地域だけで行うのではなく全国で統一して行うべきだと主張したことが背景にあるともされている。2013年4月から施行されたばかりの有期労働契約通算5年という無期契約転換条件は、5年を超えるように緩和する方向で議論が進められている(7年、10年という意見があるという)。

労働時間規制に関しては、2013年12月5日の規制改革会議にて、政府はいわゆるホワイトカラー・エグゼンプションの導入を提言した。具体的には、一律の労働時間管理がなじまない労働者(ホワイトカラー層を想定)に対して、労働時間規制の適用除外制度を創設する、適用除外をうける労働者の範囲は個別企業の労使協定に委ねることを原則とする、残業や深夜労働の割増賃金制度は非適用とするといったものである。このホワイトカラー・エグゼンプション(労働時間規制等からホワイトカラーを除くこと)は、規制緩和論者たちが以前から求め続けてきたもので、国家戦略特区法

をめぐる議論を通じて、法案には盛り込まれなかったものの全国レベルの規制緩和が検討されることとなった。

このような労働者保護に係る諸規制を、部分的ではなく全国的に緩和する方向は、このたびの政権交代後に目立って展開されている。規制緩和議論の急速な進展は政権交代の重要な成果になってしまっているのだ。それらがすべて近いうちに実行されるかは、むろん明確ではないが、このような社会的な動きの中で、北海道の地方公務職場の実態および地方公務労働者の意識の様相を、労働時間・残業をめぐる課題に焦点を当てて探ってみよう。

2. 増大する時間外労働

図表1は、政府が実施する労働力調査および毎月勤労統計調査という2つの統計データから、年間のサービス残業(支払われない超勤)の程度を概数として推計したものであるが、ここでは労働力調査による「就業時間」のデータと毎月勤労統計調査による「総実労働時間」が大きく違っていることに留意頂きたい。

このうち労働力統計調査は失業統計の基礎データにもなるものだが、就業状態に加えて労働時間についても調査している。統計対象は世帯である。雇う側ではなく働く側から“何時間働いたか”というデータを収集した結果が、図表1の(A)に示されるのだが、こ

図表1 年間不払超勤時間概算(推計)

	労働力調査		毎月勤労統計調査			推計概算 不払超勤時間 (A)-(B)
	非農林業計 就業時間 (A)	(参考)公務 (他に分類されるものを除く) 就業時間	調査産業計 総実労働時間 (B)	内訳		
		所定内労働時間		所定外労働時間		
2003	2,190	2,242	1,828	1,708	120	362
2004	2,190	2,258	1,816	1,692	124	374
2005	2,179	2,242	1,802	1,678	124	377
2006	2,174	2,258	1,811	1,682	129	363
2007	2,148	2,242	1,808	1,676	132	340
2008	2,133	2,221	1,792	1,663	128	341
2009	2,101	2,221	1,733	1,622	110	368
2010	2,106	2,206	1,754	1,634	120	352
2011	2,096	2,211	1,747	1,627	120	349
2012	2,096	2,200	1,765	1,640	125	331

出典：労働力調査結果および毎月勤労統計調査結果各年次版より作成

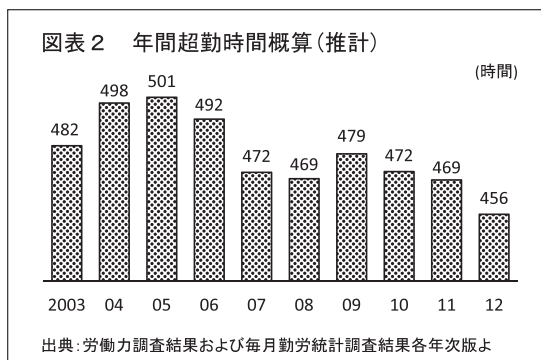
での「就業時間」には所定内労働時間と所定外労働時間(時間外/残業/超勤時間)の区別はないため、被調査者が実際に働いたと回答した総時間である。つまり就業規則で定められた所定内労働時間、時間外手当の支払を受けた超勤時間、手当が支払われない超勤時間が混在した総時間数と考えられる。

これに対して毎月勤労統計調査は事業所を統計対象とし、回答は事業主等使用者から得る。つまり雇う側が“何時間働かせたか”を答えることになる。その結果が(B)であり、ここでは所定内労働時間と所定外労働時間が区別されている。雇う側が提供するデータであるため、「所定外労働時間」は、時間外手当を支給していることを前提とするものになるだろう。時間外手当の支給記録と所定外労働時間数が合致しないと不払超勤があることが判明してしまうからである。よって、図表1の毎月勤労統計調査の「所定外労働時間」で示された時間数は、時間外手当が支給された超勤時間の近似値と見なすことができる。

以上から、図表1での(A)[働く側の回答]から、(B)[使用者側の回答]を差し引いた時間数(推計概算不払労働時間)は、主に、超勤(残業)したものの時間外手当が支払われていない不払超勤時間からなると推定できる。年間労働時間に関する二つの統計値の差違は、不払超勤時間を含む(労働力調査)、含まない(毎月勤労統計調査)の違いが大きな原因であると推定できる。むろん、その差違のすべてを不払超勤とするわけにはいかないが、不払超勤の概要を知るには好便である。

この推計では、2003年から12年の間で増減はあるものの、その間の平均不払超勤時間数は年間350時間を超えている。このすべてを不払超勤だとは言えないが、その時間数は注目されるべきだ。

そもそも超勤時間それ自体は、支払われた超勤時間プラス不払超勤時間からなる。そこで図表1のデータから、支払・未払を問わず概算の超勤時間をまとめたのが図表2である。これによると、



年間平均の時間外労働時間は、近年は減少傾向を見ているものの、450時間を超えている。この時間数は、労働基準法の時間外労働上限規制値である年間360時間を遙かに超えている。先に触れたホワイトカラー・エグゼンプションとは、時間外労働と所定内労働時間との区別を廃止する内容をもつ。そこでは時間外労働という概念自体がなくなり、時間外手当も消滅する。つまり年間400時間以上にも達する可能性のある時間

外労働は「減らないが、なくなる」ことになり、すべてが労働時間として一括される。概念(時間外労働)をなくすことで、現実(労働基準法に違反する長時間労働)が見えなくするということだ。

それでは、北海道の地方公務職場の超勤状況をアンケートから確認しよう。図表3は、年間超勤時間について2004アンケートから2014アンケートまでの2年ごとの結果である。もともと小さかった超勤ゼロ層はさらにその割合を減じ、他方で長時間超勤層(240~259時間、360時間以上)は増大している。超勤ゼロまたは短い層が次第に薄くなり、その分だけ長時間超勤層が厚みを増してきたと言えよう。このように北海道の地方公務職場では労働時間の増加(超勤時間の増加)が進んでいることが確認できる。2014アンケートに限定すると、超勤時間が長いのは職種別では技術職・看護職、年齢別では30歳代で、比較的短いのは職種別では技能・労務職、年齢別では50歳代以上層である。専門職系と30歳代の青年層が多くの超勤を行っている。

図表3 年間超勤時間の推移 (%)

	2004	06	08	10	12	14
全くしていない	8.0	8.4	7.8	8.6	7.4	6.6
1~59時間	43.1	47.3	46.4	47.7	47.4	44.9
60~119時間	21.9	21.2	20.4	21.4	21.4	20.6
120~179時間	10.5	9.5	8.8	8.2	8.6	9.5
180~239時間	6.8	5.6	6.0	4.6	5.5	5.8
240~359時間	4.6	3.9	4.7	4.8	4.5	6.2
360時間以上	5.1	4.1	5.8	4.6	5.2	6.4

アンケートでは年間超勤時間について、いくつかのレンジ(幅)からの選択になっているので、平均的な超勤時間を度数分布表からの加重平均によって計算してみた。それによると、2004アンケートでの平均超勤時間は年間94.8時間程度だったが、2014アンケートでは99.8時間へと増加し、うち240時間以上超勤する長時間超勤層に限定すると、年330時間は超勤している計算になる。超勤時間の増大、長時間超勤層の拡大そのものが労働者にとって大きな問題なのだが、時間外手当が支給されない不払超勤問題と合わせて考えてみよう。

3. 不払超勤の状況

図表4は、不払超勤(サービス残業)時間について2004アンケートから2014アンケートまでの2年ごとの結果である。ここから、サービス残業を全くしない割合が増えていること、その分、1~29時間層の割合が減少するとともに、120時間以上のサービス残業をする割合は増減したものの、この5年程度は増加傾向を見せていることなどが分かる。

図表4 不払超勤時間の推移 (%)

	2004	06	08	10	12	14
全くしない	26.5	26.5	21.5	37.1	34.5	36.4
1~29時間	42.4	43.4	46.6	35.8	37.1	34.6
30~59時間	14.5	14.3	17.4	11.6	12.5	11.9
60~89時間	5.4	5.7	7.1	5.4	5.3	4.9
90~119時間	3.8	3.8	4.0	3.1	3.4	3.5
120~149時間	2.1	1.9	1.7	1.8	1.8	2.2
150時間以上	5.3	4.5	1.6	5.0	5.3	6.4

図表5は、2013および2014アンケートでの年間超勤時間と不払超勤時間をクロス集計したものである。この表で注目されることは、以下である。この表では、超勤時間のうち不払超勤となっている割合が5割を超えている可能性がある部分を網掛けで示したが、年間超勤時間が増えるほどその割合は増大し、年間超勤時間240~239時間層では約1/3が、360時間超層では50%を超えている。

図表5 年間超勤時間に占める未払超勤時間の比率 (%)

		未払超勤時間						
		全くない	1~29時間	30~59時間	60~89時間	90~119時間	120~149時間	150時間以上
年間超勤時間	1-59時間	44.1	47.6	6.5	0.7	0.3	0.4	0.5
	2 60~119時間	25.9	37.1	23.7	8.4	4.0	0.4	0.4
	0 120~179時間	24.2	22.7	17.0	18.1	9.8	5.9	2.4
	1 180~239時間	18.9	19.9	16.6	7.6	15.9	8.3	12.9
	3 240~359時間	20.3	16.9	13.9	7.6	8.4	12.7	20.3
	360時間以上	14.5	10.9	8.6	5.3	6.2	3.0	51.5
	1~59時間	47.5	44.1	7.0	0.5	0.3	0.3	0.3
	2 60~119時間	29.7	37.1	22.2	7.2	3.1	0.3	0.3
	0 120~179時間	28.6	21.8	16.9	17.6	8.6	4.5	1.9
	1 180~239時間	23.4	20.2	12.4	9.2	16.5	7.8	10.4
4 240~359時間	27.1	16.0	8.5	5.3	8.8	10.1	24.2	
360時間以上	13.1	9.7	8.6	5.0	3.4	5.0	55.2	

働けば働くほどサービス残業が増える状況、残業は必要だが予算の都合その他で申請を抑制する等の状況が見えてくる(なお、太字・斜線にした部分は、年間超勤時間を不払超勤時間が上回るという、ありえない回答の部分である。選択間違いの可能性とともに、“時間外手当が支払われていない”との強い意識が影響した可能性もあるだろう)。

前回の2013アンケートでは未払い超勤の理由を問うた。その結果を図表6に示す(昨年版を一部変更して再掲/各項において選択割合上位2つを網掛け)。

図表6 不払超勤の理由(不払超勤時間別、%)

	時間外手当を抑制する指導がある	予算の枠、上限設定などがある	時間外単価が高いので遠慮	周りの職員も請求していない	自分の働き方・能力問題で超勤に	勤務命令もなく自分の判断で残業	1~2時間程度は残務整理だと思う	その他	
全体	12.3	22.3	10.3	19.7	19.9	41.6	33.8	7.3	
不払超勤時間	1-29時間	7.9	16.2	9.0	17.7	21.6	42.0	37.5	6.6
	30-59時間	14.4	26.7	13.1	20.4	19.3	42.2	33.8	6.1
	60-89時間	20.2	32.5	12.3	20.6	16.3	36.9	29.0	7.9
	90-119時間	15.8	29.5	9.8	28.4	21.3	41.0	27.9	9.8
	120-149時間	17.0	24.0	15.0	26.0	19.0	42.0	31.0	6.0
	150時間以上	25.4	38.2	9.5	21.9	12.7	41.7	18.7	12.4

昨年コメントでは、この表に示される組合員たちの不払超勤に対する意識を、抑制指導・予算制約等を理由とする「外部制約型」、他の職員の動向(請求しない)を理由とする「同調志向型」、自分の能力・自己判断・残務整理を理由とする「自己引受・自己判断型」に分類したうえで、「自己引受・自己判断型」が最も多く選択されたことに着目して、次のように指摘した。「ここにあるのは(少なくとも形式における)自発性である。そもそも超過勤務は例外だという労働法の問題はもはや明示的ではなく、命令によらないがゆえに支払われもしない仕事を、時には家族にもまともに会わずに深夜まで続ける労働者たちがそこにいる。そして、不払超勤を担う労働者たちがけっして少なくはないこと、彼ら彼女らは命令せずとも自らと仲間が向き合っている仕事を放置せず「自発的」に働くであろうことを前提にして、地方公務職場が成り立っているのだろう」「予算不足など外部制約があったとしても、労働時間を超えて仕事に責任を持つとする自発的意識が、未払・不払超勤を支える。それらの意識は、たとえ隠された強制がそこにあったとしても、それを不可視化する力を有し、形式的な自発性を表面に押し出すとともに、職場の予算と人員の不足という現実を背景に押しやる力ももつ」と。今次アンケートでは、不払超勤の原因と対策についての考えを問うた。この設問への回答結果から、不払超勤に対する組合員の意識状況をさらに検討しよう。

図表7は、不払超勤の原因と対策方向として4パターンを列挙して選択を求めたものである(最も多く選択されたものを網掛けし、次に多かったものを太字・斜体にした)。

図表7 不払超勤の原因と対策方向(不払超勤時間別、%)

	原因	管理・監督者・当局が無責任	職員側の意識・自覚が弱い	労組の対応が甘い	とにかく予算がカベ	その他
対策方向	命令・記入・支給を含め責任を取らせる		「ただ働きしない」という意識改革と取り組み強める	法的手段を含め強い対策取るべき	理事者・議会が時間外勤務予算を確保しないかぎりどうしようもない	
	全体	24.9	23.6	7.7	31.3	12.4
不払超勤時間	全くない	29.5	26.0	7.4	28.2	9.0
	1~29時間	22.9	27.5	7.5	31.7	10.3
	30~59時間	23.3	18.7	8.1	34.9	15.1
	60~89時間	23.2	18.0	7.5	36.3	15.0
	90~119時間	18.9	13.7	6.8	41.1	19.5
	120~149時間	15.1	15.1	7.6	35.3	26.9
150時間以上	22.0	12.1	10.5	29.9	25.4	

最も多く選ばれたのは、予算がカベ→理事者・議会の予算確保によるほかないとするものだった。これは前回アンケートでの「外部制約型」に関わる回答であり、「どうしようもない」という表現に象徴されるように、いくばくかのあきらめを表していると考えられる。山積する業務と人員不足、そして予算制約。にわかには解決できるとは思えない外部制約が、職場レベルで問題にしたところで解決の道が開けるわけではない、だからといって業務を遂行しないわけにはいかない、たとえ不払であっても残って仕事するほかないという意識がそこにあると思えるのだ。それは望ましいことではない。しかしやるしかないことだ。消極的な自発性(実のところは、予算と人員不足等という職場状況による間接的な強制)がそこにあると考えられる。

次に、当局責任→当局責任追及と労働者の自覚不足→意識改革がほぼ同程度であった。職場状況という間接的なルートを通じて、自発的という形式のもと、不払超勤が事実上強制されることは簡単には納得できない、超勤は原則通りに命令によって行うべきものであり、命令する以上は時間外手当を支給せよ、といった当然の意識もまた組合員たちは併せ持っている。無制限的な不払超勤、命令もなく自発的にやっている形の不払超勤ではあるが、業務遂行の責任を現場の労働者にのみ負わせる不当性をつく意識を垣間見ることができよう。仕事はちゃんとやるけれども、すべてを自分たちに負わせるなどの気持ちがそこにあるだろう。しかし、不払超勤を(ある程度であれ)当然と考える自分たちの意識にも向き合わなければならない。それが職員側の意識改革を求める回答となってもいるのだろう。換言すると、ときには命令もないままに“自発的”に年平均100時間、多い人で360時間を超える超勤をしてしまう自分たちのあり方への疑問が表明されてもいる。絶妙ともいえるバランスだ。

4. 労働組合は何をするのか

不払超勤は、必ずしも当局の強制のみによらずに、労働者側の何らかの積極的あるいは消極的な「受容」を得て、常態化・長時間化していると考えられる。当局への責任追及とともに、自らが受容する根拠を探ることが重要だ。その素地があることは、今次アンケートの結果から見て取ることができる。現場の労働者の意識状況とその背景に、より強くこだわることが求められる。

予算制約の強さから、不払超勤を支払超勤にすることは容易ではないだろう。そもそも超勤時間を減らすこともまた、困難な課題であろう。その意味では外部制約に立ち向かう困難は否定できない。その点でも、労働条件の集団的規制の一方主体としての労働組合が重要となる。

しかし残念ながら、図表7から、組合員たちが労働組合に期待する割合が著しく低いことが明らかだ。その理由は定かではないが、働いて賃金を得る労働者存在にとって、働いても賃金を得られない不払超勤は、労働者存在が否定される事態である。その重要事で労働組合への期待が小さいという現実、労働組合存在が否定される力を持つ事態である。

ここでは不払超勤のみに絞ってコメントさせていただいたが、昨今の状況下において、労働組合は何をするのか、何を期待され何を期待されていないのかを改めて問いながら、労働条件の集団的規制という、労働組合の存在理由の現実的展開状況を、問い直し続けることが必要だと考える。

2014国民春闘アンケート調査結果

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別					
			19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女 身性	独男 身性	既女 婚性	既男 婚性		
< F 1 > あなたの年齢は	① ～19歳	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5	2.5	—	—
	②20～24歳	6.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16.4	14.3	0.9	0.5
	③25～29歳	9.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16.9	21.6	4.0	4.0
	④30～34歳	10.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.3	11.4	11.4	9.3
	⑤35～39歳	16.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.8	15.0	15.9	18.2
	⑥40～44歳	18.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.7	14.7	18.7	22.1
	⑦45～49歳	13.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11.1	9.3	15.5	15.5
	⑧50～54歳	12.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.5	6.3	15.8	13.6
	⑨55～59歳	9.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.9	2.8	14.9	11.4
	⑩60歳以上	3.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.9	2.1	2.8	5.5
	⑪N・A	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
< F 2 > あなたの性別は	①独身女性	18.4	37.8	50.4	32.5	18.5	14.6	12.7	15.0	15.9	13.2	4.6	—	—	—	—	—	
	②独身男性	18.1	62.2	43.1	40.9	20.2	16.8	14.5	12.4	9.4	5.2	10.6	—	—	—	—	—	
	③既婚女性	18.8	—	3.0	8.0	20.9	18.5	19.1	21.5	24.6	28.9	15.1	—	—	—	—	—	
	④既婚男性	44.6	—	3.5	18.6	40.4	50.1	53.7	51.1	50.0	52.6	69.7	—	—	—	—	—	
	⑤N・A	0.1	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.2	—	—	—	—	—	—	
< F 3 > あなたの扶養家族は	①0人（独身者含む）	50.1	95.6	95.1	84.1	58.1	43.2	38.2	39.5	41.0	42.9	33.9	86.5	91.7	62.0	13.2		
	②1人	16.2	—	3.2	8.5	12.6	12.4	14.0	14.4	24.1	29.7	45.4	8.8	5.5	15.3	24.0		
	③2人	16.5	—	0.5	5.9	14.8	19.7	21.7	20.0	18.6	17.2	15.1	3.0	1.2	14.2	29.2		
	④3人	12.2	2.2	0.5	1.5	10.7	16.9	18.0	19.7	11.1	7.3	3.7	1.4	1.2	5.0	24.1		
	⑤4人	4.1	—	0.5	—	3.2	6.5	6.8	5.3	4.0	2.0	0.9	0.3	0.3	2.8	7.8		
	⑥5人	0.7	—	—	—	0.2	1.3	1.0	0.6	0.9	0.5	0.5	0.1	0.1	0.2	1.3		
	⑦6人以上	0.2	—	—	—	0.3	0.1	0.4	0.4	—	0.2	0.5	—	—	0.3	0.3		
	⑧N・A	0.2	2.2	—	—	—	—	—	0.1	0.3	0.2	—	—	0.1	0.3	—		
< F 4 > あなたの任用・雇用元は	①地方公共団体	93.3	100.0	95.7	94.4	92.7	92.9	94.0	92.0	92.9	93.5	93.1	91.0	95.5	90.6	94.7		
	②独立行政法人	3.1	—	1.3	3.4	3.5	3.7	2.9	4.1	2.7	3.0	0.9	4.4	1.9	3.4	2.9		
	③民間企業および(②以外の)団体・法人	2.9	—	1.9	1.7	3.5	3.2	2.6	3.0	3.9	3.0	4.1	3.6	2.6	4.3	2.2		
	④N・A	0.6	—	1.1	0.5	0.3	0.2	0.4	1.0	0.5	0.5	1.8	1.0	—	1.6	0.1		
< F 5 > あなたの任用・雇用形態は	①正規職員	94.2	97.8	98.4	98.6	96.5	98.0	97.4	95.6	94.7	94.2	28.9	93.1	97.6	90.3	95.1		
	②再任用職員	2.4	—	0.5	0.3	0.6	0.1	0.1	—	0.5	0.7	61.0	0.9	1.3	1.5	3.9		
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)	3.1	2.2	0.8	0.8	2.8	1.8	2.6	4.1	4.5	4.7	10.1	5.9	1.0	7.9	0.8		
	④N・A	0.2	—	0.3	0.2	—	0.1	—	0.4	0.3	0.5	—	0.2	0.1	0.3	0.1		

自治労北海道本部

扶養家族数別							任用・雇用元				任用・雇用形態			家計収入			職 種 別													
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立法人	政立法人	民間企業	その他	正職員	再任職員	非正職員	自入りの収入	共働き	その他	事務系職	一般系職	技術系職	労務系職	保健系職	技術系職	福祉系職	医療系職	看護系職	医療系職	研究職	海事職	その他
1.4	-	-	0.1	-	-	-	0.8	-	-	0.8	-	0.5	1.0	0.1	2.8	1.2	0.2	0.3	0.5	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	2.4	
11.4	1.2	0.2	0.3	0.8	-	-	6.1	2.6	3.8	6.3	1.3	1.6	8.5	1.0	15.8	6.7	3.0	1.5	6.3	8.4	10.4	6.3	-	-	-	-	-	2.4		
16.0	5.0	3.4	1.2	-	-	-	9.7	0.5	5.5	0.0	1.3	2.6	12.2	4.8	15.3	10.3	6.7	3.3	7.7	7.8	13.3	18.2	11.3	9.1	3.6	-	-	3.6		
11.9	8.0	9.2	9.0	7.9	2.4	16.7	10.2	11.5	2.1	10.5	2.6	9.4	9.9	10.8	9.7	11.0	9.1	3.6	13.0	8.7	10.0	18.2	7.5	18.2	4.8	-	-	4.8		
13.9	12.4	19.4	22.4	25.8	31.7	8.3	16.1	19.4	17.6	16.8	0.7	9.4	15.7	17.8	10.3	16.9	17.0	6.4	18.4	17.4	18.5	13.0	17.0	18.2	10.8	-	-	10.8		
14.0	15.9	24.3	27.1	30.6	26.8	33.3	18.5	17.3	16.5	19.0	0.7	15.1	16.9	22.0	8.9	20.3	19.5	10.8	23.2	12.5	16.5	9.3	26.4	-	-	-	-	15.7		
10.7	12.1	16.5	21.9	17.5	12.2	25.0	13.4	17.8	13.7	13.7	-	17.7	11.7	16.6	11.7	12.3	17.2	15.1	12.6	11.8	11.0	15.6	30.2	18.2	15.7	-	-	15.7		
9.9	17.9	13.7	11.0	11.9	17.1	-	12.0	10.5	15.9	12.1	2.6	17.7	10.6	14.6	10.0	10.7	13.0	23.6	7.7	15.6	11.0	11.2	7.5	9.1	14.5	-	-	14.5		
8.3	17.7	10.1	5.8	4.8	7.3	8.3	9.7	9.4	9.9	9.7	2.6	14.6	9.3	10.1	10.3	7.9	10.3	19.7	9.2	17.4	8.0	7.1	-	27.3	16.9	-	-	16.9		
2.4	9.9	3.2	1.1	0.8	2.4	8.3	3.5	1.0	4.9	1.1	88.1	11.5	4.3	2.1	5.3	2.8	4.0	15.6	1.4	-	1.2	1.1	-	-	-	-	-	13.3		
0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31.7	10.0	3.3	2.1	1.2	2.4	-	17.9	26.2	22.5	18.2	6.6	34.9	27.3	0.6	51.1	14.6	7.2	10.3	37.7	40.5	45.4	31.2	5.7	-	-	-	-	18.1		
33.1	6.2	1.3	1.7	1.2	2.4	-	18.5	11.0	15.9	18.7	9.9	5.7	29.1	0.8	27.8	23.6	18.5	13.6	1.9	6.9	2.4	12.6	20.8	18.2	10.8	-	-	10.8		
23.3	17.7	16.2	7.7	12.7	4.9	25.0	18.2	20.9	27.5	18.0	11.9	47.9	3.3	42.5	9.7	13.6	7.9	11.0	53.6	43.6	46.2	22.3	3.8	-	-	-	-	44.6		
11.8	66.1	79.2	88.4	84.9	90.2	75.0	45.3	41.9	34.1	45.1	71.5	11.5	40.3	56.0	11.4	48.1	66.4	65.1	6.8	8.7	5.8	33.8	69.8	81.8	26.5	-	-	26.5		
0.1	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-	-	0.3	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	49.8	55.0	52.7	50.0	35.8	64.6	54.1	41.4	70.3	50.5	35.8	33.8	70.0	65.7	63.1	64.7	43.4	36.4	56.6	-	-	56.6		
-	-	-	-	-	-	-	16.3	15.7	15.9	15.5	42.4	17.7	15.0	17.9	16.7	14.9	19.0	24.6	11.6	15.0	16.1	12.6	15.1	27.3	18.1	-	-	18.1		
-	-	-	-	-	-	-	16.3	16.2	20.3	16.7	15.9	10.4	13.8	21.8	6.9	16.8	20.0	21.5	13.0	9.7	13.5	9.3	20.8	9.1	13.3	-	-	13.3		
-	-	-	-	-	-	-	12.4	11.5	8.2	12.5	5.3	5.7	11.9	13.8	4.4	12.7	17.6	14.9	3.4	6.9	4.2	8.6	17.0	27.3	8.4	-	-	8.4		
-	-	-	-	-	-	-	4.2	1.0	1.6	4.3	0.7	1.6	4.2	4.3	1.1	4.1	6.3	3.6	1.9	2.2	2.6	4.1	3.8	-	-	-	-	2.4		
-	-	-	-	-	-	-	0.7	-	0.5	0.7	-	-	0.8	0.5	0.6	0.7	1.2	0.8	-	0.3	-	0.4	-	-	-	-	-	1.2		
-	-	-	-	-	-	-	0.2	0.5	0.5	0.2	-	-	0.2	0.2	-	0.2	0.1	0.8	-	-	0.2	0.4	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-	-	0.1	-	0.1	-	-	-	0.3	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	
92.9	93.6	92.7	94.8	97.2	97.6	83.3	-	-	-	94.2	4.0	69.3	94.1	92.5	93.9	95.5	98.0	92.3	99.0	88.8	85.1	90.7	24.5	27.3	75.9	-	-	75.9		
3.4	3.0	3.0	2.9	0.8	-	8.3	-	-	-	3.0	1.3	7.3	2.9	3.6	1.9	1.2	0.8	3.1	1.0	0.9	11.2	7.8	75.5	72.7	-	-	-	-		
3.1	2.9	3.6	2.0	1.2	2.4	8.3	-	-	-	2.4	3.3	19.3	2.7	3.3	3.1	3.0	1.2	4.4	-	8.7	1.2	0.7	-	-	-	-	-	20.5		
0.6	0.5	0.6	0.3	0.8	-	-	-	-	-	0.4	1.3	4.2	0.3	0.7	1.1	0.3	0.1	0.3	-	1.6	2.4	0.7	-	-	-	-	-	-	3.6	
94.2	90.0	95.6	97.1	98.4	100.0	100.0	95.1	91.6	76.4	-	-	-	94.8	94.3	90.0	95.5	96.3	81.3	97.1	89.7	97.4	98.1	100.0	100.0	66.3	-	-	66.3		
1.7	6.4	2.4	1.1	0.4	-	-	2.5	1.0	2.7	-	-	-	2.8	1.8	3.6	1.8	2.6	12.8	1.4	0.9	0.6	0.4	-	-	-	-	-	2.4		
4.0	3.4	2.0	1.5	1.2	-	-	2.3	7.3	20.3	-	-	-	2.3	3.7	6.4	2.6	0.9	5.4	1.4	9.3	1.8	1.5	-	-	-	-	-	31.3		
0.1	0.2	0.1	0.4	-	-	-	0.1	-	0.5	-	-	-	0.1	0.2	-	0.1	0.2	0.5	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別			
			19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男
			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性
<F6> あなたの家計収入は	①あなたの収入のみ	55.4	73.3	78.4	70.9	53.6	53.8	51.0	47.7	48.4	53.3	67.9	82.3	89.1	9.6	50.1
	②共働き	38.6	4.4	6.2	19.5	40.8	42.5	46.2	47.3	46.5	40.4	23.4	1.3	1.8	87.3	48.4
	③その他	5.8	22.2	15.4	9.3	5.5	3.7	2.8	5.0	4.8	6.2	8.7	16.2	8.9	3.0	1.5
	④N・A	0.2	-	-	0.3	0.2	-	-	-	0.3	0.2	-	0.2	0.2	0.1	-
	<F7> あなたの職種は	①事務系一般職	53.3	84.4	59.3	57.5	57.2	55.6	59.0	48.3	47.1	43.4	41.7	42.4	69.4	38.7
	②技術系一般職	16.6	4.4	8.4	11.7	14.7	17.5	17.6	21.1	17.8	17.7	18.8	6.5	17.0	7.0	24.7
	③技能・労務職	6.3	2.2	1.6	2.2	2.2	2.5	3.7	7.0	12.3	12.9	28.0	3.5	4.7	3.7	9.2
	④保健系技術職	3.3	2.2	3.5	2.7	4.3	3.8	4.2	3.1	2.1	3.2	1.4	6.9	0.4	9.6	0.5
	⑤福祉系技術職	5.2	2.2	7.3	4.2	4.4	5.6	3.5	4.5	6.7	9.3	-	11.4	2.0	12.0	1.0
	⑥医療系看護職	8.0	-	14.0	11.2	7.9	9.2	7.2	6.6	7.4	6.7	2.8	19.9	1.1	19.8	1.1
	⑦医療系技術職	4.3	-	4.6	8.3	7.7	3.5	2.2	5.0	4.0	3.2	1.4	7.4	3.0	5.2	3.3
	⑧研究職	0.9	-	-	1.0	0.6	0.9	1.2	1.9	0.5	-	-	0.3	1.0	0.2	1.3
	⑨海事職	0.2	-	-	0.2	0.3	0.2	-	0.2	0.1	0.5	-	-	0.2	-	0.3
	⑩その他	1.3	4.4	0.5	0.5	0.6	0.9	1.1	1.6	1.6	2.3	5.0	1.3	0.8	3.2	0.8
	⑪N・A	0.5	-	0.8	0.5	-	0.3	0.2	0.6	0.4	0.8	0.9	0.4	0.4	0.7	0.3
<Q1> 2～3年前の今ごろと比べてあなたの生活はどうですか	①非常に苦しくなった	15.6	6.7	9.7	7.1	10.1	12.0	15.0	20.4	24.7	21.0	22.0	10.8	11.6	14.0	19.9
	②苦しくなった	39.2	13.3	21.0	28.8	32.7	37.6	41.5	46.5	41.7	50.4	50.9	30.9	28.2	41.6	46.1
	③かわらない	37.0	31.1	38.3	46.0	49.1	43.7	38.1	30.9	28.6	25.5	23.9	46.0	44.8	38.5	29.5
	④少し楽になった	3.9	6.7	9.2	10.0	4.9	4.5	2.6	1.0	2.5	1.8	0.9	5.2	6.5	3.6	2.4
	⑤かなり楽になった	1.1	-	4.3	2.2	1.6	0.7	0.8	0.2	1.1	0.3	1.8	1.3	2.3	0.6	0.8
	⑥わからない	2.9	42.2	17.3	5.6	1.6	1.4	1.9	0.7	1.3	0.7	-	5.5	6.3	1.4	1.2
	⑦N・A	0.2	-	0.3	0.3	-	0.2	0.2	0.2	-	0.2	0.5	0.3	0.2	0.3	0.1
<Q2> あなたの現在の毎月の家計収支はどうなっていますか	①毎月赤字になっている	22.9	11.1	11.9	10.2	13.1	21.0	21.7	29.5	31.8	33.2	38.5	15.8	14.7	22.8	29.2
	②時々赤字になる	27.0	6.7	18.9	29.8	28.8	25.4	27.6	28.2	30.6	26.7	21.6	23.1	24.5	26.9	29.8
	③赤字にはなっていないが、ぎりぎりの生活だ	32.1	42.2	39.9	37.7	37.8	34.0	31.6	26.5	24.6	29.7	32.1	36.7	35.9	31.1	29.1
	④まだ余裕がある	13.2	24.4	21.0	18.1	14.8	15.4	13.4	10.7	9.8	7.5	6.0	17.7	20.3	15.6	7.5
	⑤わからない	4.4	15.6	7.5	4.1	5.4	4.1	5.3	4.9	2.9	2.3	1.4	6.2	4.2	3.2	4.3
	⑥N・A	0.4	-	0.8	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2	0.3	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.1
<Q3> あなたの生活でもっとも改善・充実させたいのはどれですか（主なもの2つ）	①住宅	21.2	13.3	13.2	19.8	23.4	18.7	17.2	19.9	26.2	30.7	26.6	18.8	16.8	21.6	23.7
	②子どもの教育	28.5	-	0.8	9.8	29.2	39.0	42.8	41.2	26.9	14.4	3.2	6.1	3.4	39.7	43.2
	③食生活	21.9	42.2	30.5	25.0	20.5	20.3	20.7	20.6	20.6	21.2	25.2	23.0	27.0	20.1	20.3
	④衣生活	10.2	22.2	27.5	16.9	11.1	8.2	6.4	7.5	7.8	8.2	10.1	17.8	12.2	6.1	8.0
	⑤家具調度	3.5	8.9	7.0	5.8	3.9	3.0	2.7	2.3	2.8	3.3	3.2	3.9	5.2	2.9	2.9
	⑥乗用車や高価な消費財	6.6	8.9	13.5	11.0	6.5	6.0	5.1	5.1	5.6	6.2	4.6	4.4	12.3	3.2	6.7
	⑦社会的な活動	3.6	2.2	3.0	4.2	3.9	4.0	2.2	2.5	3.1	5.2	10.1	3.6	4.7	2.8	3.5
	⑧健康と休養	50.9	35.6	40.7	43.5	42.0	44.8	50.0	51.7	61.2	66.8	68.8	60.2	49.7	59.6	44.0
	⑨研究・創作活動	3.7	-	3.5	5.4	3.8	3.4	4.2	3.9	3.7	2.5	1.4	4.0	6.4	2.2	3.2
	⑩趣味・レジャー・スポーツ	43.9	64.4	57.7	54.0	50.1	46.2	42.4	38.5	34.6	36.4	42.2	51.8	55.7	36.5	39.1
	⑪N・A	0.5	-	0.3	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.5	0.3	0.5	0.5	0.6	0.2	0.6

扶養家族数別							任用・雇用元				任用・雇用形態			家計収入			職 種 別											
0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6以 上人	地 方 公 体	共 立 法 人	独 立 法 人	民 間 企 業 主 体 法 人	正 職 規 員	再 職 任 用 員	非 職 正 規 員	自 己 の 収 入	共 働 き	そ の 他	事 務 系 職	一 般 系 職	技 術 系 職	保 健 系 職	福 祉 系 職	技 術 系 職	医 療 系 職	看 護 系 職	医 療 系 職	研 究 職	海 事 職	そ の 他
59.8	51.2	46.5	54.2	57.5	68.3	58.3	55.9	51.8	50.5	55.8	63.6	41.1	—	—	—	56.2	64.7	53.6	42.0	46.4	46.4	46.4	55.8	58.5	72.7	36.1		
31.9	42.6	51.1	43.7	40.9	26.8	41.7	38.2	44.5	42.9	38.6	27.8	46.4	—	—	—	36.8	33.4	41.5	55.1	46.4	45.0	40.5	39.6	27.3	49.4			
8.2	6.0	2.5	2.1	1.6	4.9	—	5.9	3.7	6.0	5.6	8.6	12.0	—	—	—	6.9	1.9	4.9	2.9	7.2	8.2	3.7	1.9	—	14.5			
0.1	0.2	—	—	—	—	—	—	—	0.5	0.1	—	0.5	—	—	—	0.1	—	—	—	—	—	0.4	—	—	—	—		
53.8	49.1	54.4	55.8	53.2	56.1	50.0	54.5	21.5	54.4	54.0	39.7	45.3	54.1	50.8	63.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
11.9	19.4	20.1	24.0	25.8	29.3	8.3	17.4	4.2	6.6	17.0	17.9	4.7	19.4	14.4	5.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
4.3	9.6	8.3	7.7	5.6	7.3	25.0	6.2	6.3	9.3	5.4	33.1	10.9	6.1	6.8	5.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
4.7	2.4	2.7	0.9	1.6	—	—	3.6	1.0	—	3.4	2.0	1.6	2.5	4.8	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
6.8	4.8	3.0	2.9	2.8	2.4	—	4.9	1.6	5.4	4.9	2.0	15.6	4.3	6.2	6.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
10.1	8.0	6.6	2.8	5.2	—	8.3	7.3	29.3	3.3	8.3	2.0	4.7	6.7	9.4	11.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
5.6	3.4	2.5	3.1	4.4	2.4	8.3	4.2	11.0	1.1	4.5	0.7	2.1	4.4	4.6	2.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
0.7	0.8	1.1	1.2	0.8	—	—	0.2	20.9	—	0.9	—	—	0.9	0.9	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
0.1	0.3	0.1	0.4	—	—	—	0.1	4.2	—	0.2	—	—	0.2	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
1.5	1.5	1.1	0.9	0.8	2.4	—	1.1	—	9.3	0.9	1.3	13.5	0.9	1.7	3.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
0.5	0.8	0.2	0.3	—	—	—	0.4	—	0.5	0.3	1.3	1.6	0.5	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
10.3	16.7	20.0	25.2	27.4	24.4	58.3	15.7	12.0	18.1	15.4	23.2	16.7	16.4	15.7	8.3	12.9	20.9	29.2	9.7	15.0	15.1	16.7	5.7	54.5	12.0			
31.9	44.6	46.8	48.6	47.6	56.1	25.0	39.2	42.9	35.7	39.1	52.3	32.8	38.7	41.3	30.6	37.1	42.6	43.3	37.7	39.9	43.4	36.1	41.5	36.4	45.8			
45.9	34.2	28.1	23.6	20.6	12.2	8.3	36.9	38.7	37.4	37.3	20.5	41.7	36.1	36.8	46.9	40.8	30.8	22.1	44.4	36.8	33.5	36.4	43.4	9.1	36.1			
5.3	2.8	3.0	1.2	2.4	7.3	—	4.0	1.0	5.5	3.9	1.3	5.2	4.1	3.4	5.0	4.4	3.1	2.3	3.4	5.0	3.4	3.7	1.9	—	3.6			
1.7	0.7	0.7	0.4	0.4	—	—	1.2	0.5	0.5	1.1	2.0	2.1	1.3	0.8	1.9	1.1	1.1	1.5	1.9	1.2	1.4	1.1	—	—	—			
4.7	1.0	1.3	0.9	1.6	—	8.3	2.9	4.2	2.7	3.1	0.7	0.5	3.3	1.8	7.2	3.5	1.3	1.3	2.9	2.2	3.2	5.9	5.7	—	—			
0.3	0.1	0.1	—	—	—	—	0.2	0.5	—	0.1	—	1.0	0.1	0.2	—	0.1	0.2	0.3	—	—	—	—	1.9	—	2.4			
15.1	25.5	28.0	37.3	40.5	34.1	83.3	23.1	18.8	22.0	22.3	43.0	26.6	24.4	22.5	11.4	20.3	29.5	34.4	16.9	23.1	23.3	17.5	13.2	54.5	27.7			
23.9	29.0	32.0	29.9	28.6	39.0	8.3	27.3	23.0	24.7	27.2	19.9	27.1	27.3	27.6	20.3	27.3	29.3	27.2	28.5	26.2	22.1	24.5	18.9	18.2	22.9			
35.2	32.4	29.8	24.6	27.0	19.5	—	31.5	40.3	40.1	32.0	29.8	37.5	32.5	30.8	37.2	32.0	28.7	29.2	30.0	35.2	37.1	36.1	37.7	27.3	37.3			
19.8	9.5	6.2	4.4	3.2	4.9	—	13.4	13.6	9.3	13.7	5.3	5.2	12.3	13.9	17.8	14.8	9.4	6.2	22.2	11.5	13.1	16.0	22.6	—	4.8			
5.4	3.4	3.9	3.7	0.8	2.4	8.3	4.5	4.2	3.8	4.5	1.3	3.6	3.3	4.8	12.8	5.3	2.8	2.8	2.4	3.4	3.8	5.2	5.7	—	6.0			
0.5	0.2	0.1	0.1	—	—	—	0.3	—	—	0.3	0.7	—	0.2	0.3	0.6	0.2	0.2	0.3	—	0.6	0.6	0.7	1.9	—	1.2			
19.0	26.6	24.8	18.7	17.5	24.4	41.7	21.0	20.9	25.3	21.2	15.2	25.0	20.6	22.3	20.0	19.6	23.5	27.9	19.3	23.1	20.9	23.4	13.2	45.5	18.1			
9.8	20.5	53.9	64.0	75.4	58.5	58.3	28.5	28.3	27.5	29.1	4.6	29.7	21.1	42.5	6.9	27.0	34.5	26.2	30.9	26.5	28.7	26.4	32.1	45.5	28.9			
23.6	22.3	17.6	20.6	20.6	22.0	41.7	22.0	19.4	25.3	21.7	28.5	27.1	25.0	17.8	20.6	21.5	25.9	23.6	14.5	19.0	20.9	19.7	15.1	18.2	27.7			
12.1	8.4	7.5	8.8	9.1	7.3	8.3	10.2	9.9	10.4	10.0	13.2	13.5	12.9	6.5	9.4	10.2	10.0	7.4	7.7	11.2	11.2	13.4	3.8	—	7.2			
4.2	3.1	2.8	2.1	2.4	7.3	8.3	3.5	3.7	2.2	3.5	3.3	3.1	3.8	3.1	3.3	3.9	2.6	3.8	7.2	1.6	3.0	2.2	3.8	9.1	3.6			
7.2	7.3	5.1	6.0	5.6	7.3	—	6.7	5.8	6.0	6.7	5.3	5.2	7.4	5.6	6.4	7.2	6.3	9.5	2.4	4.4	4.2	6.7	5.7	—	8.4			
4.0	5.4	2.1	1.9	3.2	4.9	—	3.7	2.6	2.2	3.4	9.9	3.6	4.1	3.0	3.6	3.9	3.7	3.8	5.3	2.2	1.6	4.1	5.7	9.1	3.6			
57.0	54.8	44.5	37.5	31.0	34.1	25.0	50.8	52.4	50.0	50.6	65.6	50.0	49.9	51.0	60.3	50.5	43.3	52.1	55.1	64.2	60.0	47.6	37.7	45.5	63.9			
4.7	3.4	2.4	2.8	1.2	2.4	—	3.5	9.9	3.8	3.8	1.3	3.1	4.2	2.9	4.4	4.2	2.4	1.0	5.3	2.5	0.8	5.9	35.8	—	3.6			
51.6	41.5	34.7	34.3	29.4	31.7	16.7	44.1	42.4	39.6	44.3	44.4	33.9	45.0	39.9	60.0	46.1	41.2	36.2	44.4	42.1	45.0	45.0	37.7	27.3	32.5			
0.5	0.7	0.5	0.1	0.4	—	—	0.5	—	—	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	0.3	0.5	0.7	0.8	—	—	0.2	0.4	—	—	—			

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別			
				19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男
				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性
<Q4> 2014春闘での賃上げ要求について、あなたの要求額（定期昇給分を除いた金額）をいくらにすべきだと思いますか	①0円	4.8	4.4	4.3	4.9	8.1	8.3	5.5	3.6	1.7	1.0	3.2	5.2	7.4	3.3	4.3	
	②5千円程度	20.6	22.2	15.4	18.3	21.5	26.7	26.7	20.4	16.3	12.7	11.0	20.5	23.2	19.8	20.0	
	③1万円程度	34.3	35.6	36.9	37.7	34.9	33.1	36.8	34.1	29.1	35.4	28.0	35.3	35.1	36.1	32.9	
	④1.5万円程度	6.8	15.6	6.5	8.8	7.1	5.5	6.4	6.0	9.2	6.0	5.5	8.0	6.7	6.6	6.5	
	⑤2万円程度	15.7	8.9	20.2	15.2	13.6	12.8	11.1	16.7	18.6	20.7	27.5	16.4	12.8	17.0	16.1	
	⑥2.5万円程度	1.8	2.2	2.4	1.7	2.2	2.0	0.6	2.1	2.1	1.8	2.3	2.3	1.8	1.4	1.8	
	⑦3万円以上	14.8	6.7	13.5	12.5	11.5	10.9	12.2	16.0	21.3	20.4	22.5	10.6	12.0	13.6	18.1	
	⑧N・A	1.1	4.4	0.8	0.8	1.1	0.8	0.7	1.1	1.6	2.0	—	1.7	1.0	2.2	0.4	
	<Q5> あなたはこの1年間何日ぐらい年休を取りましたか	①0日	2.2	8.9	7.0	4.2	2.4	2.5	1.6	1.1	0.7	1.5	—	3.7	3.8	1.3	1.3
②1～4日		21.5	48.9	42.0	31.0	23.7	20.8	19.5	19.2	18.4	11.9	10.1	30.6	26.5	18.2	17.3	
③5～9日		32.3	31.1	30.5	35.4	35.5	33.2	33.4	33.8	30.5	27.0	23.9	35.1	32.3	32.7	31.0	
④10～12日		18.2	4.4	10.0	15.6	17.9	20.2	19.3	16.9	18.6	22.5	20.2	15.2	16.7	20.7	19.0	
⑤13～15日		9.6	—	5.1	7.4	7.9	8.7	10.2	10.6	12.0	12.5	10.6	6.7	8.8	9.4	11.2	
⑥16～18日		7.2	4.4	1.6	3.2	4.3	7.6	7.8	8.2	8.2	11.0	13.3	3.3	4.8	8.7	9.1	
⑦19～20日		6.0	2.2	1.3	1.9	5.5	5.2	5.6	7.0	8.0	8.5	16.1	3.4	4.6	6.1	7.6	
⑧21日以上		2.5	—	1.1	0.8	2.4	1.8	2.4	2.9	3.1	4.3	5.5	1.5	2.1	2.1	3.3	
⑨N・A		0.4	—	1.3	0.5	0.5	0.1	0.2	0.2	0.5	0.7	0.5	0.5	0.4	0.8	0.1	
<Q6> あなたは、この1年間でどれぐらい超勤をしましたか（未払いを含む）	①全くしていない	6.6	15.6	3.5	3.2	2.8	3.2	5.3	7.2	8.8	11.5	29.8	6.1	5.4	10.5	5.7	
	②1～59時間	44.5	48.9	49.6	38.6	39.3	43.2	40.0	43.2	48.5	56.8	52.8	48.1	41.8	51.6	41.1	
	③60～119時間	20.4	22.2	21.6	23.5	22.6	20.6	22.7	21.6	18.3	15.2	7.8	21.6	21.2	18.0	20.7	
	④120～179時間	9.4	11.1	10.8	10.3	10.7	10.9	11.2	8.0	7.5	6.8	3.2	8.4	11.8	6.5	10.0	
	⑤180～239時間	5.7	2.2	5.4	5.9	6.0	5.6	7.4	6.8	5.7	2.7	1.4	4.7	5.5	4.2	6.8	
	⑥240～359時間	6.1	—	4.0	8.6	6.6	7.8	6.1	6.0	5.9	4.0	2.8	4.7	6.3	4.7	7.3	
	⑦360時間以上	6.3	—	4.0	9.0	10.7	8.2	6.8	6.2	3.9	2.0	1.4	5.2	7.1	3.2	7.8	
	⑧N・A	0.9	—	1.1	0.8	1.1	0.6	0.6	1.1	1.3	1.0	0.9	1.2	0.9	1.2	0.6	
	<Q7> 前問のQ6のうち、「未払い超勤」（「サービス残業」と呼ばれる不払い労働）はどれぐらいですか	①全くない	35.9	34.2	39.0	33.2	33.4	34.7	32.4	38.1	37.6	39.1	54.3	32.1	38.6	30.4	38.7
②1～29時間		34.2	47.4	35.9	35.4	38.5	36.7	34.9	29.4	28.3	34.7	31.1	37.2	31.6	42.0	30.8	
③30～59時間		11.8	18.4	11.9	13.9	11.5	10.4	11.8	11.1	14.9	9.9	7.3	11.6	12.2	12.2	11.5	
④60～89時間		4.8	—	2.5	5.5	3.5	5.1	6.5	5.6	4.9	3.6	1.3	5.1	6.0	3.6	4.7	
⑤90～119時間		3.5	—	2.5	2.8	3.8	3.0	4.8	3.1	4.2	2.9	2.0	4.4	2.9	2.4	3.8	
⑥120～149時間		2.1	—	3.4	2.3	2.0	2.5	2.2	2.5	1.5	1.1	1.3	2.4	2.3	2.3	1.9	
⑦150時間以上		6.3	—	4.2	6.5	6.6	7.1	6.3	8.2	5.8	5.7	2.0	5.7	5.6	5.4	7.2	
⑧N・A		1.4	—	0.6	0.4	0.8	0.6	1.2	2.1	2.8	2.9	0.7	1.6	0.9	1.7	1.4	

扶養家族数別							任用・雇用元			任用・雇用形態			家計収入			職 種 別												
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立法人	民間企業 および 団体法人	正職 正規員	再職 任用員	非職 正規員	自己 の 収 入	共働 き	その他	事務系職	一般系職	技術系職	労務・ 技能職	保健系職	福祉系職	技術系職	看護系職	医療系職	技術系職	研究職	海事職	その他
5.6	3.6	3.7	5.0	4.8	—	—	5.0	4.2	2.2	4.9	4.0	3.6	5.2	4.1	6.7	6.1	4.6	1.8	6.3	1.6	1.2	3.7	5.7	—	4.8			
22.3	18.4	20.8	17.4	17.9	19.5	8.3	20.6	22.0	20.9	21.1	11.9	14.6	20.0	21.3	21.9	23.7	18.3	13.1	29.5	14.3	10.8	20.4	32.1	—	18.1			
35.7	33.2	32.5	33.3	33.7	31.7	25.0	34.1	34.0	43.4	34.6	27.8	33.9	34.1	34.7	34.7	35.1	31.7	34.4	35.7	40.2	31.7	33.5	28.3	45.5	31.3			
7.1	5.7	8.3	5.8	5.6	4.9	8.3	6.9	5.2	7.7	6.9	5.3	6.3	6.5	7.3	7.8	6.5	6.5	7.2	8.2	7.5	8.6	6.3	3.8	—	10.8			
14.3	17.8	16.8	17.3	15.9	19.5	8.3	15.8	16.2	12.1	15.4	24.5	18.2	16.5	15.1	12.5	14.1	18.2	18.2	13.0	15.9	20.7	16.4	17.0	9.1	12.0			
1.6	2.2	1.6	2.3	2.0	2.4	—	1.7	1.6	3.8	1.8	1.3	2.6	2.1	1.3	2.2	1.5	1.8	2.3	1.0	2.2	2.8	3.0	3.8	9.1	2.4			
11.7	18.1	15.8	18.7	19.8	22.0	50.0	15.0	14.7	8.8	14.4	25.2	17.2	14.8	15.0	12.8	12.1	18.2	22.3	5.3	15.6	23.1	15.2	7.5	36.4	16.9			
1.5	0.9	0.4	0.1	0.4	—	—	1.0	2.1	1.1	1.0	—	3.6	0.8	1.3	1.4	0.9	0.7	0.8	1.0	2.8	1.0	1.5	1.9	—	3.6			
3.1	1.3	1.0	1.5	2.4	—	8.3	2.2	2.1	3.3	2.2	0.7	3.6	2.5	1.4	4.2	1.7	1.5	0.8	1.9	4.4	4.8	5.2	—	—	7.2			
25.6	16.3	18.0	18.7	19.0	4.9	25.0	21.4	22.0	24.2	21.9	9.9	20.3	22.7	18.5	30.8	21.6	16.8	8.2	14.5	32.4	31.9	32.3	34.0	9.1	15.7			
33.3	29.5	33.1	31.6	31.0	34.1	16.7	32.1	34.0	37.4	32.4	27.2	33.9	33.2	30.9	33.1	34.2	29.2	17.4	39.6	30.2	34.9	33.8	32.1	36.4	27.7			
17.2	19.9	19.4	17.9	19.8	19.5	8.3	18.0	22.0	20.3	18.0	18.5	24.0	17.4	20.2	12.5	18.6	20.2	16.4	19.3	17.1	15.5	15.6	18.9	9.1	10.8			
8.3	11.0	11.0	11.3	9.1	12.2	8.3	9.8	7.3	6.0	9.6	12.6	8.3	9.6	10.1	6.4	10.1	11.8	10.8	11.6	6.9	4.4	6.3	5.7	—	10.8			
5.4	8.7	9.2	8.5	10.7	9.8	8.3	7.3	6.3	5.5	7.2	12.6	1.6	6.2	8.9	5.3	6.7	9.7	13.8	7.7	3.7	3.2	2.6	5.7	27.3	12.0			
4.7	8.7	6.2	7.3	5.6	14.6	16.7	6.3	3.7	1.1	5.9	13.2	5.2	5.9	6.7	3.1	4.5	7.9	24.4	4.3	3.1	2.2	2.6	1.9	—	9.6			
1.9	4.4	1.9	2.9	2.4	4.9	8.3	2.6	2.1	1.1	2.5	5.3	1.6	2.0	2.9	4.2	2.2	2.8	7.2	1.0	1.6	1.6	1.1	1.9	18.2	2.4			
0.5	0.3	0.2	0.3	—	—	—	0.3	0.5	1.1	0.3	—	1.6	0.3	0.4	0.6	0.2	0.1	1.0	—	0.6	1.4	0.4	—	—	3.6			
6.7	8.9	6.4	4.0	5.6	7.3	—	6.6	3.7	8.8	5.4	29.8	25.0	6.1	7.3	8.1	6.7	5.5	17.4	2.9	4.0	2.4	5.6	—	9.1	13.3			
46.1	45.7	43.2	39.7	40.1	51.2	8.3	44.7	40.8	40.1	44.0	51.0	54.2	43.1	46.1	46.4	45.1	38.3	47.2	54.1	52.3	43.4	44.2	32.1	45.5	49.4			
20.5	19.1	21.2	21.0	19.4	22.0	33.3	20.5	19.4	19.8	21.1	7.9	8.3	20.8	19.9	20.3	20.5	20.9	17.2	21.3	25.2	20.1	18.6	20.8	18.2	12.0			
9.2	9.7	8.3	10.5	11.5	4.9	16.7	9.3	9.9	12.1	9.7	5.3	4.7	10.5	8.0	8.3	8.8	13.4	5.6	5.8	7.2	13.3	7.4	7.5	—	8.4			
4.9	6.0	5.6	7.4	9.9	7.3	—	5.7	7.9	4.4	6.0	1.3	1.6	5.6	5.9	5.6	5.7	6.9	4.6	5.3	3.1	6.0	6.3	13.2	—	1.2			
5.5	4.6	7.1	9.0	6.7	4.9	25.0	6.1	7.3	7.1	6.4	2.0	2.1	6.5	5.7	5.3	5.9	7.1	5.6	5.3	3.1	6.0	10.8	7.5	—	6.0			
6.0	5.3	7.4	7.7	6.0	2.4	16.7	6.3	7.9	5.5	6.6	2.0	1.6	6.6	6.1	5.0	7.0	7.2	1.8	5.3	3.4	6.2	6.3	13.2	9.1	1.2			
1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	—	—	0.7	3.1	2.2	0.8	0.7	2.6	0.8	1.0	1.1	0.4	0.7	0.5	—	1.6	2.6	0.7	5.7	18.2	8.4			
34.7	38.9	36.7	34.8	40.3	36.8	41.7	35.6	28.7	58.0	35.1	60.0	51.8	37.0	34.6	34.3	38.8	36.5	61.9	21.4	24.4	16.9	31.7	10.0	50.0	41.5			
35.2	33.3	33.5	32.6	30.9	44.7	—	34.6	24.7	24.7	34.3	23.8	37.4	32.4	36.0	38.2	33.7	30.7	26.6	40.3	40.3	42.9	36.1	26.0	25.0	33.8			
12.0	10.7	13.3	11.3	7.2	13.2	16.7	11.8	16.9	7.4	12.0	6.7	5.0	11.8	11.9	10.4	10.7	13.2	4.7	15.9	16.2	16.3	11.9	8.0	12.5	6.2			
5.1	4.9	3.5	5.4	5.1	2.6	—	4.8	8.4	3.7	4.9	3.8	1.4	5.3	4.2	4.6	4.7	5.1	1.3	5.5	3.6	8.0	4.0	10.0	—	1.5			
3.6	2.6	3.1	3.5	6.8	2.6	8.3	3.5	5.1	1.2	3.6	1.9	—	3.7	3.1	3.4	2.8	4.3	2.5	6.0	3.6	3.8	4.4	16.0	—	3.1			
2.2	2.2	1.6	2.2	2.5	—	16.7	2.1	3.9	—	2.2	—	—	2.3	2.1	1.2	2.0	2.6	0.6	0.5	3.0	3.4	2.0	6.0	—	—			
5.7	5.8	6.9	8.6	6.8	—	16.7	6.4	8.4	3.7	6.5	2.9	2.9	6.2	6.6	6.4	6.1	6.7	1.6	9.5	6.6	6.8	6.3	22.0	12.5	9.2			
1.4	1.5	1.4	1.5	0.4	—	—	1.3	3.9	1.2	1.4	1.0	1.4	1.3	1.6	1.5	1.2	0.9	0.9	1.0	2.3	1.9	3.6	2.0	—	4.6			

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	年 齢 別										性 別			
				19	20	25	30	35	40	45	50	55	60	独女	独男	既女	既男
				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	身性	身性	婚性	婚性
<Q8> 「不払い労働」は、 明確な法律違反なの に、自治体でまかり 通っている実態があ ります。原因と対策 方向について、あな たの考えに最も近い ものはどれですか。	①管理・監督者、当局があまりに無責任。命令・ 記入・支給を含めてしっかり責任を取らせる。	24.0	15.6	22.6	25.2	24.2	25.5	22.6	21.5	24.9	25.7	24.8	24.4	20.9	24.4	24.8	
	②職員側の意識・自覚が弱い。「タダ働きはしな い」意識改革と取り組みを強める。	22.4	31.1	27.5	21.3	23.9	21.2	21.0	20.2	23.5	23.7	24.8	21.3	21.4	21.3	23.7	
	③労働組合の対応が甘い。法的な手段(労働基準監 督署への告発等)も含めて強い対策をとるべき。	7.4	—	7.3	7.6	7.0	8.1	6.3	8.8	6.7	7.2	11.0	7.5	7.7	6.4	7.8	
	④とにかく予算がかべ。理事者と議会が時間外勤 務予算を確保しない限りどうしようもない。	28.8	44.4	29.9	32.8	30.6	25.6	31.9	30.2	26.9	24.9	17.9	28.1	34.6	26.9	27.5	
	⑤その他	11.4	4.4	10.2	10.2	11.4	15.3	12.9	12.4	9.6	7.3	6.0	11.6	11.3	11.1	11.5	
	⑥N・A	6.1	4.4	2.4	2.9	3.0	4.4	5.4	6.9	8.4	11.2	15.6	7.1	4.0	10.0	4.7	
<Q9> 「非正規労働者」が増加 し、自治体・公務サー ビスの職場でも「臨時・非 常勤・嘱託など」の職員 が3割以上を占め、その 多くが年収200万円以下 という状況です。この職 員の処遇について、どう あるべきと考えますか。	①(恒常的な業務なら)正規職員化をはかるべき	33.3	28.9	27.5	29.1	28.4	30.2	35.2	33.1	38.1	39.6	39.9	31.8	31.9	33.7	34.2	
	②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原 資を非正規職員優先で配分すべき	20.6	17.8	14.3	19.3	20.4	20.6	20.4	21.0	20.5	26.0	21.6	18.6	18.9	21.9	21.6	
	③均等待遇(勤務時間に応じて正規職員に準じた 労働条件)をはかるべき	23.5	24.4	27.2	25.0	25.6	21.2	21.5	24.6	24.7	21.7	22.9	23.7	23.5	25.5	22.5	
	④現行のままでもいい	8.7	2.2	10.2	11.7	10.9	13.8	8.1	6.2	5.9	3.8	5.0	6.2	11.3	5.1	10.2	
	⑤わからない	12.3	26.7	19.7	13.7	13.4	12.9	13.4	13.0	8.3	6.8	6.9	17.9	12.4	11.7	10.2	
	⑥N・A	1.7	—	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4	2.1	2.5	2.0	3.7	1.9	2.0	2.1	1.3	
<Q10> 2014国民春闘で、 特に重点を置くべ きだと考えるもの を選んでください (いくつでも選択可)	①賃上げ要求のたたかい	69.9	68.9	73.6	74.3	68.9	63.7	67.1	72.1	73.0	73.1	71.1	64.8	67.7	65.8	74.7	
	②独自削減(賃金合理化)に対する取り組み	38.7	20.0	27.5	36.4	38.7	37.0	36.7	42.5	44.4	44.9	35.3	27.9	42.5	27.2	46.5	
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み	37.4	33.3	26.7	29.4	28.6	32.2	33.3	38.7	46.3	54.3	66.1	37.5	31.8	43.4	37.0	
	④労働時間短縮・人員確保の取り組み	53.3	55.6	53.9	55.3	51.7	56.7	54.1	53.1	50.7	53.1	41.3	58.2	54.7	53.0	50.9	
	⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み	33.1	20.0	27.0	31.0	29.5	34.9	34.6	35.3	34.9	32.2	34.9	31.4	37.6	33.3	32.0	
	⑥職場の男女平等の取り組み	11.1	11.1	11.9	11.5	10.9	10.9	9.9	9.7	10.8	14.5	13.8	12.6	12.6	11.1	9.9	
	⑦育児・介護など両立支援の取り組み	31.2	20.0	25.9	36.4	38.5	36.1	27.4	29.5	27.5	30.4	25.7	36.9	18.4	51.7	25.4	
	⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み	14.4	2.2	6.2	10.2	11.4	11.0	13.0	15.4	20.7	23.0	24.8	11.4	12.8	13.6	16.6	
	⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み	18.1	11.1	14.6	17.1	14.1	16.8	16.6	21.0	19.5	22.7	24.3	17.9	17.6	14.4	19.9	
	⑩最低賃金制度の改善	27.5	24.4	26.7	24.9	17.5	20.9	23.3	28.2	34.8	42.2	48.6	27.8	24.9	25.9	29.0	
	⑪年金・医療・介護など社会保障制度の取り組み	40.4	20.0	25.9	29.8	28.8	31.6	36.8	46.5	54.0	60.9	64.7	39.0	31.7	45.4	42.5	
	⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み	15.6	6.7	12.1	13.4	14.7	14.4	16.4	16.8	16.8	17.5	20.2	9.9	18.5	9.4	19.5	
	⑬労基基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み	17.8	11.1	15.4	17.6	15.6	13.7	15.9	19.2	20.7	24.4	25.7	14.2	19.7	13.7	20.3	
	⑭その他	2.1	2.2	1.3	1.0	1.9	2.8	1.7	2.1	2.9	2.0	3.7	1.7	2.3	2.2	2.2	
	⑮N・A	3.1	6.7	4.9	2.5	3.8	3.3	2.9	2.5	2.5	2.3	6.0	4.2	3.6	3.5	2.3	

扶養家族数別							任用・雇用元			任用・雇用形態			家計収入			職 種 別									
0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	地方公共団体	独立法人	民間企業 その他	正規職員	再任職員	非正規職員	自己の 収入	共働き	その他	事務系職 一般職	技術系職 一般職	労務・ 技能職	保健系職	福祉系職	医療系職 看護系職	医療系職 技術系職	研究職	海事職	その他
22.9	26.9	21.6	26.3	26.6	31.7	16.7	23.3	29.3	39.6	23.9	18.5	29.2	23.4	25.1	21.7	22.0	22.2	35.6	19.8	20.2	31.3	32.7	15.1	27.3	27.7
21.2	22.4	25.2	21.9	25.4	24.4	33.3	22.5	20.4	22.5	22.4	28.5	16.1	22.2	22.8	21.7	24.2	21.2	17.7	20.3	17.4	24.7	23.4	7.5	—	7.2
7.1	8.6	7.0	8.4	6.7	2.4	8.3	7.5	7.9	6.0	7.4	10.6	5.2	8.0	6.5	7.8	6.1	8.4	9.5	5.8	6.5	13.5	8.9	5.7	—	6.0
31.2	24.8	28.5	26.0	25.4	24.4	25.0	29.4	26.7	13.2	29.2	19.2	24.0	29.5	27.7	29.7	31.7	31.4	21.0	30.0	29.9	13.9	17.8	52.8	54.5	21.7
11.6	10.0	11.4	12.6	10.7	17.1	16.7	11.7	6.8	8.8	11.6	5.3	10.4	11.0	11.7	13.1	11.8	11.0	7.2	19.3	13.4	8.4	11.2	13.2	—	13.3
6.0	7.3	6.3	4.8	5.2	—	—	5.6	8.9	9.9	5.4	17.9	15.1	5.8	6.3	6.1	4.2	5.8	9.0	4.8	12.5	8.2	5.9	5.7	18.2	24.1
32.9	36.5	30.6	32.5	37.3	43.9	25.0	33.0	35.6	39.6	33.0	41.7	35.9	33.3	33.7	30.6	30.3	38.2	36.9	41.1	40.5	30.7	30.9	39.6	45.5	44.6
18.4	22.7	23.5	21.6	23.0	26.8	33.3	20.6	17.8	24.7	20.2	17.2	37.0	20.2	21.7	17.5	20.6	19.6	21.8	14.0	27.7	21.1	21.9	11.3	—	15.7
24.5	22.7	23.5	22.8	19.0	4.9	8.3	23.4	25.7	23.6	23.6	21.2	20.8	22.1	24.9	26.7	24.4	22.1	21.0	24.6	20.2	23.3	23.4	26.4	18.2	22.9
8.7	6.3	8.9	11.3	6.7	17.1	16.7	9.1	3.7	1.6	9.0	6.0	1.0	9.0	8.1	9.7	11.2	8.4	5.4	3.9	1.2	4.8	7.1	3.8	9.1	2.4
13.5	10.1	12.1	10.4	13.5	7.3	16.7	12.4	13.6	9.3	12.6	9.9	4.2	13.6	10.2	13.9	12.2	10.1	12.1	16.4	7.8	17.7	14.5	13.2	18.2	8.4
2.0	1.7	1.5	1.3	0.4	—	—	1.6	3.7	1.1	1.6	4.0	1.0	1.9	1.3	1.7	1.2	1.7	2.8	—	2.5	2.4	2.2	5.7	9.1	6.0
65.9	72.3	72.4	76.4	79.8	73.2	83.3	69.7	73.3	75.3	70.1	64.9	67.7	70.1	70.6	64.4	66.9	73.7	75.6	58.9	71.0	80.5	74.7	58.5	100.0	74.7
34.3	39.4	43.2	45.8	49.6	43.9	41.7	39.0	46.6	25.8	39.5	35.8	14.1	40.7	36.8	32.2	39.6	49.7	34.6	38.6	28.0	19.7	36.1	71.7	72.7	25.3
35.7	44.1	37.4	35.2	35.3	43.9	58.3	36.9	36.1	51.6	35.1	58.3	88.0	34.5	40.9	41.7	34.7	31.2	51.3	37.2	68.2	33.9	35.3	37.7	36.4	59.0
54.6	51.4	51.9	52.9	52.4	46.3	75.0	53.6	55.5	44.0	54.5	38.4	28.1	53.4	53.1	53.6	52.2	50.1	44.6	59.9	55.5	74.7	49.8	52.8	72.7	34.9
34.5	33.0	31.1	32.8	25.8	31.7	33.3	33.7	22.5	28.6	33.7	29.8	17.7	32.0	34.2	36.4	34.3	29.4	30.3	44.0	34.6	32.1	30.5	30.2	27.3	28.9
12.2	11.1	8.6	10.9	7.5	12.2	16.7	11.3	7.9	10.4	11.0	13.9	9.9	10.8	11.3	13.3	10.6	9.9	15.4	14.0	10.0	10.8	14.9	3.8	9.1	18.1
31.5	32.1	33.9	25.9	28.6	29.3	33.3	31.0	34.6	30.2	31.3	25.8	30.7	25.4	39.1	33.9	27.0	25.8	29.2	44.9	42.1	53.4	38.7	17.0	18.2	44.6
12.4	17.6	14.0	16.6	17.9	22.0	50.0	14.3	19.4	12.6	14.2	24.5	13.0	13.3	16.1	13.9	10.3	12.6	52.3	11.6	19.0	11.4	12.6	30.2	36.4	20.5
16.6	20.2	18.2	19.7	22.6	17.1	25.0	18.5	16.8	8.8	18.2	25.2	8.9	18.7	17.3	18.1	16.4	18.4	20.3	24.2	19.0	18.7	26.4	24.5	45.5	12.0
25.6	31.3	28.1	28.8	27.8	31.7	41.7	27.3	28.3	34.1	26.7	43.7	37.5	27.1	27.2	32.5	23.8	28.1	45.1	24.2	31.2	33.9	28.6	22.6	54.5	31.3
37.1	47.9	41.2	42.2	40.9	48.8	41.7	40.4	40.8	40.7	39.9	58.3	40.6	39.0	42.0	43.3	37.0	39.8	54.9	38.6	46.4	47.2	46.5	26.4	72.7	48.2
12.9	17.5	18.2	19.5	17.9	19.5	33.3	15.9	12.6	11.0	15.8	18.5	9.4	17.0	14.0	14.2	16.3	17.6	20.3	8.7	9.0	11.4	16.0	15.1	18.2	12.0
16.3	19.9	18.2	20.2	19.4	19.5	25.0	18.3	12.0	9.9	17.9	24.5	9.4	18.2	17.3	18.1	16.6	19.4	30.3	13.0	13.7	19.7	16.4	13.2	36.4	12.0
2.0	2.4	1.8	2.5	2.0	—	16.7	2.2	1.6	1.6	2.1	4.0	2.1	2.1	2.3	1.4	1.7	2.6	3.1	2.9	0.9	2.8	3.0	5.7	—	2.4
3.5	3.5	2.6	2.3	2.0	2.4	—	3.1	2.6	3.8	2.9	8.6	3.6	3.4	2.5	4.2	3.2	3.2	2.1	1.9	2.2	3.6	2.6	1.9	—	4.8

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	行 政 別							地方本部別		
			全 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
			< F 1 > あなたの年齢は	① ~19歳	0.7	0.3	0.8	0.6	1.4	-	-	-
	②20~24歳	6.0	2.7	5.6	7.4	7.6	7.0	3.4	3.8	4.8	6.1	6.0
	③25~29歳	9.6	5.2	11.8	11.4	10.2	10.5	8.0	3.8	9.3	9.4	11.7
	④30~34歳	10.2	7.0	10.3	11.7	10.8	10.5	14.8	17.0	9.5	9.9	8.6
	⑤35~39歳	16.2	13.4	10.8	16.9	20.9	21.1	15.9	13.2	14.3	16.5	20.0
	⑥40~44歳	18.4	21.0	13.4	17.7	20.3	14.0	12.5	11.3	16.4	21.3	20.6
	⑦45~49歳	13.5	18.3	12.8	11.4	11.9	19.3	13.6	20.8	14.4	13.2	11.3
	⑧50~54歳	12.1	16.3	13.5	9.7	10.0	14.0	15.9	15.1	13.7	11.1	10.3
	⑨55~59歳	9.7	11.9	12.0	9.9	6.1	3.5	11.4	11.3	11.4	10.1	7.1
	⑩60歳以上	3.5	3.8	8.9	3.2	0.6	-	4.5	3.8	5.7	1.8	3.5
	⑪N・A	0.1	0.2	0.1	-	0.1	-	-	-	0.1	-	-
< F 2 > あなたの性別は	①独身女性	18.4	14.0	16.4	22.2	17.7	29.8	21.6	28.3	17.2	20.3	18.9
	②独身男性	18.1	16.6	16.6	18.1	20.6	24.6	12.5	11.3	14.9	18.2	18.3
	③既婚女性	18.8	13.3	20.8	21.3	18.7	19.3	28.4	24.5	20.0	17.7	19.7
	④既婚男性	44.6	55.9	46.0	38.3	42.9	26.3	37.5	35.8	47.8	43.8	43.2
	⑤N・A	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	-	-	-	0.1	-	-
< F 3 > あなたの扶養家族は	①0人(独身者含む)	50.1	43.6	51.5	54.0	49.1	70.2	47.7	64.2	50.7	49.1	49.8
	②1人	16.2	17.9	18.5	16.4	13.5	10.5	17.0	7.5	15.8	15.2	16.2
	③2人	16.5	18.5	15.6	15.0	17.1	12.3	22.7	11.3	16.4	15.9	17.6
	④3人	12.2	14.3	11.0	9.7	14.4	5.3	8.0	15.1	12.3	15.4	10.6
	⑤4人	4.1	4.6	2.4	4.1	4.8	1.8	2.3	1.9	3.8	3.3	4.9
	⑥5人	0.7	0.8	0.7	0.5	0.7	-	1.1	-	0.7	0.8	0.3
	⑦6人以上	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2	-	1.1	-	0.2	0.3	0.3
	⑧N・A	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	-	-	-	0.1	-	0.2
< F 4 > あなたの任用・雇用元は	①地方公共団体	93.3	87.0	98.6	98.3	98.9	47.4	14.8	-	89.3	96.5	95.4
	②独立行政法人	3.1	10.3	0.2	0.3	0.1	1.8	4.5	45.3	5.7	1.8	1.7
	③民間企業および(②以外の)団体・法人	2.9	2.2	0.2	0.7	0.5	50.9	78.4	52.8	4.2	1.0	2.2
	④N・A	0.6	0.5	1.0	0.6	0.5	-	2.3	1.9	0.8	0.8	0.6
< F 5 > あなたの任用・雇用形態は	①正規職員	94.2	95.0	89.3	95.6	97.2	98.2	69.3	56.6	92.2	97.2	94.3
	②再任用職員	2.4	2.7	6.8	1.9	0.5	-	2.3	3.8	4.4	1.5	2.2
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)	3.1	2.1	3.8	2.3	2.0	1.8	28.4	39.6	3.3	0.5	3.3
	④N・A	0.2	0.3	0.1	0.2	0.3	-	-	-	0.1	0.8	0.2

地 方 本 部 別									
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根
—	0.5	0.3	2.4	0.9	1.0	2.2	0.7	1.6	0.5
5.3	9.2	5.6	5.9	6.6	7.0	7.7	4.5	8.5	6.4
9.8	11.3	8.6	10.6	12.3	10.1	8.2	10.2	7.9	6.9
10.6	14.4	9.4	11.8	10.1	11.8	8.2	10.9	11.8	10.9
15.9	16.9	15.6	28.2	17.4	16.7	22.5	14.9	14.2	15.2
22.7	20.5	17.4	11.8	16.3	17.1	21.4	18.7	17.8	23.7
15.9	8.7	15.5	12.9	15.6	9.4	9.3	16.5	11.6	14.7
9.1	8.2	15.0	9.4	9.2	10.6	12.1	13.1	12.8	10.4
9.1	8.7	10.8	4.7	9.9	10.6	6.0	7.8	9.7	8.3
1.5	1.5	1.6	1.2	1.8	5.6	2.2	2.7	3.4	3.1
—	—	0.2	1.2	—	—	—	—	0.6	—
14.4	20.0	21.5	8.2	21.5	22.0	20.9	14.3	19.3	12.6
22.0	23.6	17.9	30.6	15.4	16.2	24.2	21.2	18.9	22.7
12.9	17.9	16.7	14.1	24.8	20.5	14.8	18.9	16.8	14.9
50.8	38.5	43.5	45.9	38.2	41.3	40.1	45.7	44.4	49.5
—	—	0.3	1.2	—	—	—	—	0.6	0.2
44.7	54.4	46.3	47.1	51.6	53.9	51.6	50.8	48.3	48.3
12.9	15.9	17.1	18.8	17.4	17.9	14.8	16.9	16.0	16.6
17.4	16.4	18.5	17.6	14.9	14.0	13.2	17.6	17.2	15.9
15.2	7.7	11.3	12.9	11.0	10.9	15.4	10.5	12.4	15.2
8.3	4.6	5.7	2.4	4.6	2.7	2.2	2.9	4.9	3.3
0.8	0.5	0.5	1.2	0.4	0.5	2.2	1.1	0.6	0.7
0.8	0.5	0.2	—	—	—	—	0.2	0.2	—
—	—	0.5	—	—	0.2	0.5	—	0.4	—
99.2	94.4	93.9	96.5	96.3	95.9	100.0	94.4	97.2	96.7
—	5.1	0.8	2.4	2.2	0.7	—	3.3	0.6	1.4
—	—	4.5	—	1.1	3.1	—	2.2	1.4	0.9
0.8	0.5	0.8	1.2	0.4	0.2	—	—	0.8	0.9
97.7	97.4	95.7	96.5	98.0	92.0	99.5	95.3	92.9	94.8
0.8	1.0	1.0	2.4	1.3	2.2	0.5	1.8	1.8	3.1
1.5	1.5	3.0	1.2	0.4	5.6	—	2.9	4.5	1.9
—	—	0.3	—	0.2	0.2	—	—	0.8	0.2

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	行 政 別							地方本部別		
			全 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
<F6> あなたの家計収入は	①あなたの収入のみ ②共働き ③その他 ④N・A	55.4 38.6 5.8 0.2	64.4 33.0 2.4 0.2	54.7 39.2 5.9 0.2	52.9 39.3 7.6 0.1	51.3 42.2 6.4 0.1	63.2 29.8 7.0 -	45.5 48.9 5.7 -	43.4 41.5 13.2 1.9	55.1 39.3 5.4 0.2	58.0 35.4 6.3 0.3	53.8 41.6 4.6 -
<F7> あなたの職種は	①事務系一般職 ②技術系一般職 ③技能・労務職 ④保健系技術職 ⑤福祉系技術職 ⑥医療系看護職 ⑦医療系技術職 ⑧研究職 ⑨海事職 ⑩その他 ⑪N・A	53.3 16.6 6.3 3.3 5.2 8.0 4.3 0.9 0.2 1.3 0.5	48.2 30.4 1.8 3.5 0.5 5.3 5.4 3.5 0.7 0.3 0.3	47.8 18.2 17.5 2.1 2.0 5.3 4.1 -	51.0 11.5 6.7 2.9 5.0 15.4 5.9 -	64.2 10.1 3.2 5.0 10.0 3.5 1.9 0.1 -	84.2 12.3 -	11.4 14.8 17.0 -	98.1 -	52.8 16.9 10.3 2.2 2.6 6.8 4.7 0.8	51.9 14.9 3.8 3.0 8.6 11.6 2.5 2.0	57.0 16.0 4.0 3.2 7.1 7.0 3.0 0.6
<Q1> 2～3年前の今ごろと比べてあなたの生活はどうですか	①非常に苦しくなった ②苦しくなった ③かわらない ④少し楽になった ⑤かなり楽になった ⑥わからない ⑦N・A	15.6 39.2 37.0 3.9 1.1 2.9 0.2	20.6 45.0 29.3 1.8 0.8 2.2 0.3	15.8 39.2 37.1 3.9 0.8 2.8 0.3	14.7 38.2 37.6 3.9 1.5 3.9 0.2	12.2 35.9 42.4 5.7 1.4 2.3 0.1	15.8 40.4 35.1 3.5 1.8 3.5 -	18.2 25.0 47.7 5.7 -	7.5 34.0 49.1 5.7 -	15.4 41.9 35.6 3.5 0.8 2.5 0.2	14.4 39.2 40.0 2.8 1.0 2.5 -	14.0 30.6 44.0 5.4 1.3 4.3 0.5
<Q2> あなたの現在の毎月の家計収支はどうなっていますか	①毎月赤字になっている ②時々赤字になる ③赤字にはなっていないが、ぎりぎりの生活だ ④まだ余裕がある ⑤わからない ⑥N・A	22.9 27.0 32.1 13.2 4.4 0.4	29.8 28.2 28.4 10.6 2.7 0.3	23.2 24.3 32.5 15.3 4.3 0.3	21.5 25.8 33.1 13.7 5.4 0.5	18.6 29.3 32.7 14.1 5.0 0.3	12.3 33.3 36.8 10.5 7.0 -	22.7 22.7 44.3 5.7 4.5 -	20.8 20.8 39.6 17.0 1.9 -	24.4 25.6 31.9 13.9 3.9 0.3	24.6 24.1 34.2 12.4 4.6 0.3	20.8 27.0 30.3 16.2 5.4 0.3
<Q3> あなたの生活でもっとも改善・充実させたいのはどれですか（主なもの2つ）	①住宅 ②子どもの教育 ③食生活 ④衣生活 ⑤家具調度 ⑥乗用車や高価な消費財 ⑦社会的な活動 ⑧健康と休養 ⑨研究・創作活動 ⑩趣味・レジャー・スポーツ ⑪N・A	21.2 28.5 21.9 10.2 3.5 6.6 3.6 50.9 3.7 43.9 0.5	22.8 31.6 27.1 10.1 3.3 5.0 3.1 47.3 4.6 37.6 0.6	21.2 25.2 22.9 9.3 4.1 6.9 3.4 51.9 1.8 48.4 0.8	20.1 26.1 21.4 10.4 3.4 6.6 3.8 52.0 3.6 46.7 0.5	20.7 30.8 16.5 10.4 3.5 8.2 4.0 52.5 4.1 44.0 0.5	15.8 14.0 22.8 10.5 8.8 3.5 7.0 50.9 5.3 52.6 -	27.3 33.0 30.7 13.6 -	24.5 34.0 26.4 3.8 1.9 1.9 3.8 56.6 7.5 37.7 -	21.4 28.0 22.6 9.3 4.7 5.8 3.0 51.4 2.7 45.6 0.6	17.2 28.9 24.6 9.1 3.5 5.3 4.1 52.7 4.8 44.6 0.8	21.7 29.5 20.0 11.6 3.2 8.3 3.8 50.6 4.6 41.7 0.2

地 方 本 部 別									
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根
59.8	55.4	55.3	55.3	56.0	56.3	61.5	51.9	54.4	57.8
39.4	37.4	36.0	35.3	38.7	38.9	32.4	40.3	40.2	37.2
0.8	7.2	8.3	9.4	5.3	4.8	5.5	7.8	5.1	5.0
—	—	0.3	—	—	—	0.5	—	0.4	—
56.1	43.6	46.9	52.9	42.4	50.2	59.3	61.9	57.0	57.1
22.7	20.0	14.2	28.2	15.8	17.1	15.4	14.5	16.6	20.9
3.0	2.1	8.6	2.4	1.8	5.3	3.3	6.2	5.9	5.0
7.6	3.6	2.2	4.7	3.1	5.1	4.9	3.8	4.3	5.0
4.5	4.1	4.3	3.5	5.7	6.0	8.8	5.1	8.9	5.0
4.5	13.8	13.7	3.5	20.0	8.0	4.9	3.6	2.4	2.8
1.5	9.2	7.2	—	9.5	6.3	0.5	1.3	2.4	2.1
—	1.5	0.6	1.2	1.3	0.2	—	1.1	0.2	1.4
—	1.5	0.3	—	—	—	—	1.3	—	—
—	—	1.4	1.2	0.4	1.4	1.6	0.7	1.2	0.5
—	0.5	0.5	2.4	—	0.2	1.1	0.4	1.0	0.2
15.2	15.4	20.9	18.8	16.5	12.8	14.3	18.3	13.2	15.2
38.6	39.0	43.1	40.0	39.6	38.2	33.5	35.6	42.8	39.3
37.1	36.9	29.2	34.1	36.9	38.2	42.3	37.2	33.5	40.0
3.0	4.6	3.0	2.4	2.9	5.1	4.9	4.7	4.3	3.8
1.5	3.1	1.0	—	0.7	1.4	1.1	2.2	1.8	0.2
4.5	1.0	2.9	4.7	3.3	4.1	3.3	2.0	3.7	1.4
—	—	—	—	0.2	0.2	0.5	—	0.8	—
30.3	24.6	27.0	27.1	20.2	19.3	22.0	22.0	18.5	21.8
28.0	27.2	29.5	22.4	27.7	28.5	25.8	26.5	29.4	29.1
20.5	30.3	30.0	35.3	33.6	34.8	31.9	33.2	35.5	29.9
14.4	14.4	7.8	7.1	13.2	11.8	15.4	14.5	13.0	14.0
6.8	3.6	5.4	8.2	4.0	5.3	3.8	3.8	2.8	5.2
—	—	0.3	—	1.3	0.2	1.1	—	0.8	—
28.0	19.0	23.4	20.0	20.2	22.0	22.5	20.9	18.3	21.3
37.1	27.7	30.5	32.9	27.9	25.8	31.3	25.2	29.4	26.3
21.2	24.6	22.2	18.8	21.5	22.5	18.7	22.3	22.1	19.7
11.4	12.8	9.4	9.4	9.7	12.8	10.4	9.1	10.8	11.1
1.5	4.6	2.2	2.4	2.2	3.1	1.1	4.2	3.2	3.8
9.1	5.6	5.6	9.4	4.8	7.2	9.9	8.9	6.3	7.8
3.0	2.6	3.0	3.5	4.6	4.1	4.4	1.8	4.1	6.4
39.4	50.3	52.6	48.2	54.1	49.5	50.0	50.1	51.3	47.9
3.0	4.6	3.0	4.7	3.1	4.6	4.4	4.7	4.1	3.8
36.4	43.6	42.3	45.9	46.2	42.5	41.8	45.7	43.6	43.8
0.8	—	0.8	—	0.2	0.5	0.5	0.4	0.8	0.9

設 問	分 類 項 目	道 本 部 全 体	行 政 別							地方本部別		
			全 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
<Q4> 2014春闘での賃上げ要求について、あなたの要求額（定期昇給分を除いた金額）をいくらにすべきだと思いますか	①0円	4.8	4.5	3.1	5.5	5.5	3.5	1.1	9.4	3.3	5.3	5.1
	②5千円程度	20.6	18.7	20.3	20.3	22.6	26.3	21.6	26.4	21.0	16.5	21.7
	③1万円程度	34.3	31.7	36.6	34.0	35.4	40.4	38.6	34.0	36.8	31.4	32.7
	④1.5万円程度	6.8	6.5	5.8	7.0	7.5	7.0	11.4	1.9	6.3	10.1	7.9
	⑤2万円程度	15.7	17.3	14.6	16.3	14.7	10.5	12.5	9.4	15.0	17.0	16.7
	⑥2.5万円程度	1.8	1.9	1.8	2.1	1.4	—	1.1	—	1.8	1.5	2.5
	⑦3万円以上	14.8	18.8	16.8	13.7	11.5	12.3	10.2	17.0	15.1	17.5	12.9
	⑧N・A	1.1	0.6	1.2	1.1	1.4	—	3.4	1.9	0.8	0.8	0.5
<Q5> あなたはこの1年間何日ぐらい年休を取りましたか	①0日	2.2	0.7	1.9	2.9	2.6	1.8	9.1	—	1.6	1.8	1.6
	②1～4日	21.5	14.1	11.9	27.6	25.4	26.3	26.1	28.3	15.4	21.3	22.1
	③5～9日	32.3	34.9	23.1	32.4	35.0	29.8	35.2	35.8	30.4	36.5	29.5
	④10～12日	18.2	20.7	17.5	16.9	17.6	15.8	17.0	30.2	18.6	19.0	21.4
	⑤13～15日	9.6	11.7	12.8	8.6	7.6	8.8	3.4	5.7	10.7	10.1	10.8
	⑥16～18日	7.2	9.6	12.0	4.7	5.7	8.8	4.5	—	9.7	5.1	6.5
	⑦19～20日	6.0	5.1	15.3	4.8	3.5	5.3	2.3	—	9.9	3.5	4.6
	⑧21日以上	2.5	2.8	4.8	1.6	2.2	1.8	1.1	—	3.2	2.8	2.5
	⑨N・A	0.4	0.3	0.5	0.5	0.3	1.8	1.1	—	0.5	—	1.0
<Q6> あなたは、この1年間でどれぐらい超勤をしましたか（未払いを含む）	①全くしていない	6.6	11.0	6.9	5.5	3.9	1.8	12.5	3.8	7.5	6.6	5.7
	②1～59時間	44.5	49.2	35.6	45.3	44.9	42.1	53.4	13.2	38.1	42.8	50.3
	③60～119時間	20.4	16.9	18.9	20.9	24.0	26.3	19.3	13.2	19.9	20.5	19.8
	④120～179時間	9.4	8.3	11.4	9.0	9.7	12.3	5.7	17.0	10.8	12.2	9.8
	⑤180～239時間	5.7	4.6	7.2	5.6	6.2	7.0	2.3	1.9	6.8	4.8	5.7
	⑥240～359時間	6.1	4.4	11.0	6.1	4.6	1.8	1.1	30.2	8.9	4.6	3.2
	⑦360時間以上	6.3	4.6	8.0	6.7	6.1	8.8	2.3	20.8	7.1	7.8	4.3
	⑧N・A	0.9	1.0	1.0	0.9	0.8	—	3.4	—	1.0	0.8	1.1
<Q7> 前問のQ6のうち、「未払い超勤」（「サービス残業」と呼ばれる不払い労働）はどれぐらいですか	①全くない	35.9	30.7	46.4	37.2	30.7	46.4	48.6	74.5	41.7	27.3	40.0
	②1～29時間	34.2	33.3	31.7	34.9	36.3	28.6	35.1	11.8	32.1	36.6	33.7
	③30～59時間	11.8	14.9	8.2	10.9	12.4	12.5	12.2	2.0	10.1	12.8	12.1
	④60～89時間	4.8	4.9	3.3	5.0	5.6	5.4	2.7	2.0	4.3	5.5	3.9
	⑤90～119時間	3.5	5.0	2.6	2.6	4.2	—	—	—	2.8	6.6	2.2
	⑥120～149時間	2.1	2.2	1.8	2.1	2.6	—	—	—	2.2	2.7	1.2
	⑦150時間以上	6.3	7.3	5.1	5.7	7.3	7.1	1.4	5.9	5.4	7.4	5.3
	⑧N・A	1.4	1.9	0.8	1.6	1.0	—	—	3.9	1.4	1.1	1.5

地 方 本 部 別									
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根
4.5	2.1	5.1	7.1	5.9	8.0	2.7	7.1	3.7	5.9
22.0	18.5	18.3	15.3	22.0	18.6	23.6	20.0	24.7	20.6
34.8	33.8	32.2	28.2	29.5	38.2	37.4	32.1	35.5	35.3
6.8	6.2	6.7	9.4	6.8	5.3	8.2	6.7	5.3	7.8
18.9	16.9	17.2	15.3	16.9	14.3	12.6	17.6	14.4	14.0
1.5	2.6	2.4	3.5	2.2	0.7	1.6	1.3	1.2	1.4
10.6	19.5	16.7	21.2	14.5	12.8	11.5	14.3	13.6	14.0
0.8	0.5	1.3	—	2.2	2.2	2.2	0.9	1.6	0.9
0.8	2.6	4.3	4.7	4.6	1.7	4.9	1.3	1.4	1.2
15.9	25.6	24.6	11.8	32.3	25.1	21.4	22.0	23.7	23.5
40.2	35.4	32.1	32.9	29.7	29.2	33.0	33.0	33.1	40.3
18.2	15.9	17.5	14.1	14.1	20.3	24.7	16.9	16.2	15.4
6.1	9.7	7.8	11.8	7.9	9.7	6.6	11.4	10.1	7.3
7.6	7.7	4.9	11.8	6.2	6.0	2.7	6.9	9.1	5.5
5.3	1.5	5.9	9.4	3.5	5.8	3.8	5.6	4.1	4.7
5.3	1.0	2.7	3.5	1.3	1.9	2.2	2.7	1.2	2.1
0.8	0.5	0.2	—	0.4	0.2	0.5	0.2	1.0	—
7.6	6.7	9.4	7.1	4.2	8.9	7.1	5.6	4.9	4.0
55.3	56.4	45.3	52.9	44.0	45.4	48.4	51.4	45.2	44.5
19.7	15.4	17.2	24.7	20.2	19.6	22.5	21.2	24.1	25.1
6.8	5.6	8.6	8.2	9.9	6.0	8.8	8.0	9.5	8.3
3.0	5.1	5.9	4.7	6.2	6.0	5.5	2.9	5.1	6.9
3.0	6.7	6.7	2.4	5.9	4.8	2.2	3.6	6.1	4.7
4.5	2.6	6.1	—	8.4	8.5	4.9	6.2	4.7	5.5
—	1.5	0.8	—	1.3	0.7	0.5	1.1	0.4	0.9
32.0	30.2	30.6	35.4	27.0	35.3	31.5	31.7	37.9	36.9
35.2	44.7	34.6	29.1	32.8	35.8	36.3	35.8	36.0	33.7
13.9	8.4	12.3	19.0	14.9	11.5	14.9	12.4	10.5	12.7
4.1	2.2	5.9	8.9	7.4	4.3	6.5	5.0	4.3	4.5
4.1	5.0	4.6	2.5	4.9	3.2	1.8	3.8	3.2	2.5
4.1	2.8	2.8	—	2.6	2.1	2.4	1.7	1.7	2.0
5.7	5.0	6.7	2.5	9.1	7.2	5.4	8.8	4.9	7.0
0.8	1.7	2.5	2.5	1.4	0.5	1.2	0.7	1.5	0.7

設 問	項 目	分 類	道 本 部 全 体	行 政 別						地 方 本 部 別			
				全 道 庁 連	政 令	都 市	町 村	そ の 他	公 共 民 間	社 保	石 狩	後 志	上 川
<Q8> 「不払い労働」は、 明確な法律違反なの に、自治体でまかり 通っている実態があ ります。原因と対策 方向について、あな たの考えに最も近い ものはどれですか。	①管理・監督者、当局があまりに無責任。命令・ 記入・支給を含めてしっかり責任を取らせる。	24.0	22.3	22.3	24.2	24.8	35.1	40.9	20.8	24.1	24.1	29.4	
	②職員側の意識・自覚が弱い。「タダ働きはしな い」意識改革と取り組みを強める。	22.4	19.2	20.6	22.3	26.5	28.1	15.9	28.3	20.9	18.7	26.5	
	③労働組合の対応が甘い。法的な手段(労働基準監 督署への告発等)も含めて強い対策をとるべき。	7.4	8.6	9.1	8.1	4.9	1.8	4.5	3.8	8.1	6.6	4.6	
	④とにかく予算がかべ。理事者と議会が時間外勤 務予算を確保しない限りどうしようもない。	28.8	35.3	35.8	26.5	22.4	21.1	19.3	22.6	34.2	32.9	21.0	
	⑤その他	11.4	9.3	5.8	12.4	15.7	7.0	4.5	18.9	7.0	10.9	12.2	
	⑥N・A	6.1	5.3	6.4	6.4	5.7	7.0	14.8	5.7	5.7	6.8	6.3	
<Q9> 「非正規労働者」が増加 し、自治体・公務サービ スの職場でも「臨時・非 常勤・嘱託など」の職員 が3割以上を占め、その 多くが年収200万円以下 という状況です。この職 員の処遇について、どう あるべきと考えますか。	①(恒常的な業務なら)正規職員化をはかるべき	33.3	37.3	31.7	29.3	35.2	31.6	39.8	37.7	32.8	32.9	32.2	
	②正規職員化は難しいが、処遇改善のため賃金原 資を非正規職員優先で配分すべき	20.6	15.8	20.4	21.1	24.2	15.8	27.3	24.5	19.8	22.3	19.4	
	③均等待遇(勤務時間に応じて正規職員に準じた 労働条件)をはかるべき	23.5	24.5	21.4	23.2	23.7	22.8	26.1	30.2	22.9	21.0	27.8	
	④現行のままでもいい	8.7	8.2	10.6	10.0	6.6	15.8	-	-	9.6	9.9	8.6	
	⑤わからない	12.3	12.1	13.9	14.5	9.1	14.0	4.5	7.5	13.1	12.4	11.0	
	⑥N・A	1.7	2.1	2.1	1.8	1.2	-	2.3	-	1.8	1.5	1.1	
<Q10> 2014国民春闘で、 特に重点を置くべ きだと考えるもの を選んでください (いくつでも選択可)	①賃上げ要求のたたかい	69.9	70.0	75.5	69.2	66.6	70.2	81.8	71.7	74.4	69.6	65.9	
	②独自削減(賃金合理化)に対する取り組み	38.7	69.6	18.9	29.6	35.0	43.9	17.0	9.4	33.5	41.8	42.4	
	③非正規職員(臨時・非常勤・嘱託など)の待遇改善の取り組み	37.4	28.5	33.5	36.3	47.0	21.1	73.9	66.0	32.4	33.9	45.1	
	④労働時間短縮・人員確保の取り組み	53.3	50.5	50.3	53.0	59.0	45.6	46.6	47.2	51.2	59.2	53.3	
	⑤メンタルヘルス対策など労働安全衛生の取り組み	33.1	26.9	30.2	32.1	42.7	45.6	18.2	26.4	29.8	32.9	34.4	
	⑥職場の男女平等の取り組み	11.1	9.7	8.9	11.1	14.0	14.0	6.8	5.7	9.4	14.2	9.5	
	⑦育児・介護など両立支援の取り組み	31.2	24.3	34.4	35.6	29.9	31.6	34.1	28.3	31.9	29.9	33.7	
	⑧現業部門の合理化など民営化に反対する取り組み	14.4	11.4	18.7	13.8	15.5	24.6	10.2	11.3	14.6	13.9	12.4	
	⑨地域医療など地域公共サービスを守る取り組み	18.1	19.5	12.2	18.1	21.1	8.8	14.8	3.8	13.4	18.2	20.8	
	⑩最低賃金制度の改善	27.5	26.6	31.1	26.5	26.8	10.5	47.7	28.3	27.0	28.1	27.8	
	⑪年金・医療・介護など社会保障制度の取り組み	40.4	39.4	47.9	40.1	37.6	36.8	50.0	24.5	44.1	44.8	37.6	
	⑫地方分権・地方財政確立のための取り組み	15.6	15.8	13.9	14.7	18.0	15.8	14.8	7.5	14.2	15.9	16.0	
	⑬労道基本権回復を含めた公務員制度確立の取り組み	17.8	16.8	20.6	16.2	19.8	22.8	10.2	7.5	17.4	19.0	17.0	
	⑭その他	2.1	2.2	1.3	2.6	2.0	-	2.3	1.9	1.6	2.8	1.4	
	⑮N・A	3.1	2.3	3.8	3.7	2.8	-	3.4	5.7	2.7	3.3	2.9	

地 方 本 部 別									
留 萌	宗 谷	渡 島	檜 山	空 知	胆 振	日 高	網 走	十 勝	釧 根
19.7	20.5	24.4	20.0	26.8	22.5	19.8	20.3	21.7	25.1
28.0	27.7	20.9	22.4	18.5	20.5	26.4	19.2	29.6	22.0
9.8	7.7	11.0	9.4	8.8	8.7	3.8	7.1	4.7	5.9
24.2	26.2	25.8	25.9	25.7	28.0	29.1	32.3	25.8	27.3
14.4	14.4	11.5	14.1	13.4	14.7	18.1	13.4	11.8	13.5
3.8	3.6	6.4	8.2	6.8	5.6	2.7	7.8	6.5	6.2
33.3	30.8	30.3	36.5	29.9	32.9	30.2	34.3	39.6	38.4
22.7	21.0	20.3	18.8	21.3	19.3	22.5	21.6	22.5	19.7
22.7	27.7	24.7	32.9	23.1	22.0	24.2	23.8	20.1	20.1
6.8	5.6	8.0	5.9	9.7	11.4	12.1	6.7	5.5	9.5
12.9	13.8	15.0	4.7	13.8	12.8	11.0	11.4	9.7	10.2
1.5	1.0	1.8	1.2	2.2	1.7	-	2.2	2.6	2.1
64.4	71.8	73.5	69.4	69.9	63.0	64.3	69.0	69.0	64.9
43.9	45.1	34.9	49.4	34.1	42.3	39.6	47.2	42.8	39.8
38.6	38.5	39.6	47.1	34.5	34.3	42.9	34.3	45.0	36.7
54.5	55.4	51.2	57.6	57.1	51.7	64.3	48.3	57.6	50.5
27.3	31.8	28.7	45.9	36.5	27.5	41.2	41.2	36.1	37.9
8.3	14.4	10.2	10.6	11.6	10.6	19.2	10.0	12.8	14.2
27.3	31.3	32.1	21.2	35.2	28.7	34.6	24.9	33.5	28.4
18.2	12.8	15.9	16.5	7.7	15.5	14.3	13.1	18.3	17.5
25.0	29.7	18.3	21.2	19.6	15.2	27.5	19.4	18.3	20.9
25.8	27.2	29.0	27.1	31.2	21.5	33.0	26.7	26.8	27.5
34.1	39.5	42.1	42.4	38.0	36.7	42.9	36.3	38.5	39.3
12.1	18.5	15.8	17.6	12.7	15.9	15.9	16.0	19.5	18.2
17.4	19.0	19.6	20.0	18.5	17.4	16.5	18.3	18.3	16.6
-	1.0	1.9	4.7	3.1	5.1	2.2	2.0	2.0	1.7
3.0	1.5	3.3	-	4.2	3.6	2.7	3.1	2.6	5.0